



一元的な輸出証明書 発給システム

システム操作マニュアル

事業者向け

第1.07版

2025/3/17



目次

第 1 章	概要	4
1.1	一元的な輸出証明書発給システムの概要	5
1.1.1	一元的な輸出証明書発給システムとは	5
1.1.2	導入のポイント	5
1.1.3	利用者種別と役割	7
1.1.4	用語説明	7
1.1.5	凡例	7
1.1.6	画面の基本操作	8
1.1.7	推奨環境	15
1.1.8	利用における注意事項	15
第 2 章	利用前の準備	16
2.1	Gビズ ID の取得	17
2.1.1	プライムアカウントの取得	17
2.1.2	メンバーアカウントの作成	18
2.2	ブラウザ設定（ポップアップ許可）	20
2.3	事業者利用申請	22
2.3.1	事業者利用申請	22
2.3.2	事業者管理	28
2.3.3	事業者ユーザー管理	40
第 3 章	システムの起動・終了	51
3.1	システムの起動	52
3.2	システムのログイン/ログアウト	53
3.2.1	ログイン画面構成	53
3.2.2	ログインする	54
3.2.3	ログアウトする	58
3.3	パスワードを変更する	58
第 4 章	メインメニュー	60
4.1	メインメニュー画面構成	61
4.2	輸出証明書の申請	62
4.2.1	申請状況一覧画面構成	62
4.2.2	申請状況ステータス	65
4.2.3	手数料納付状況ステータス	66
4.2.4	輸出先・品目の選択	67

4.2.5	資料の登録・申請情報の入力	71
4.2.6	一括登録	84
4.2.7	参照登録	87
4.2.8	修正	96
4.2.9	削除	111
4.2.10	申請	113
4.2.11	運送情報の登録	116
4.2.12	検疫申請番号登録	118
4.2.13	証明書（副）の印刷	120
4.2.14	参照	125
4.2.15	破棄依頼	128
4.2.16	分析試料明細書の印刷（韓国、ロシア向けに酒類を輸出する場合に限る）	130
4.2.17	申請情報一括修正	131
4.2.18	手数料納付情報の確認	134
4.2.19	手数料納付方法の変更	135
4.2.20	NACCS 申請受付エラー確認	137
4.3	施設認定の申請	140
4.3.1	申請状況一覧画面構成	140
4.3.2	申請状況ステータス	141
4.3.3	手数料納付状況ステータス	142
4.3.4	資料の登録・申請情報の入力	143
4.3.5	参照登録	148
4.3.6	修正	154
4.3.7	削除	156
4.3.8	申請	157
4.3.9	参照	160
4.3.10	破棄依頼	162
4.3.11	認定後変更	164
4.3.12	認定後廃止	166
4.3.13	手数料納付情報の確認	168
4.3.14	手数料納付方法の変更	169
4.4	製造所登録の申請	171
4.4.1	申請状況一覧画面構成	171
4.4.2	申請状況ステータス	172
4.4.3	資料の登録・申請情報の入力	173
4.4.4	修正	178
4.4.5	削除	180
4.4.6	申請	181

第5章 通知..... 184

5.1	メールを受け取る	185
-----	----------	-----

第 6 章	よくある質問と回答	189
6.1	よくある質問と回答	190

第1章 概要

1.1 一元的な輸出証明書発給システムの概要

一元的な輸出証明書発給システムの概要を説明します。

1.1.1 一元的な輸出証明書発給システムとは

世界の食糧需要拡大に伴い、日本の農林水産物・食品の輸出規模は急増しています。我が国の農林水産物・食品の輸出を更に拡大するために、輸出が滞る事態を早急に解消する必要があります。

このような背景において、2019年4月に「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議」（議長：内閣官房長官）が設置され、現状の輸出に関連する諸手続きが民間事業者の負担になっていることが指摘されています。更に、同年6月21日に農林水産物・食品の輸出を一元的・戦略的に推進するための「経済財政運営と改革の基本方針2019」が閣議決定されました。この基本方針では「輸出のための施設認定や証明書発行を農林水産省も行えることとし、厚生労働省とも連携して迅速に手続きを進める。事業者等が輸出の支援等を希望する場合の相談窓口を本部に一元化し、関係府省庁が支援や審査等を一体的に行う。国、地方公共団体、民間事業者が連携するとともに、民間登録検査機関の仕組みを導入し、証明書発行の迅速化等に対応する体制を整備する」とされています。

事業者の負担軽減及び省庁における証明書発給を迅速にするため、政府全体の動向や利用者視点に立ったあるべき姿を踏まえ、輸出に取り組む事業者が必要とする輸出に関する各種証明書の申請・審査のオンライン化、システム統合等を実現します。また、関連する課題や証明書類を一元的に管理し、一元的な輸出証明書発給システムを通じてワンストップ、ワンズオンリーなど利便性の高いサービスを提供します。

1.1.2 導入のポイント

現状、事業者による輸出証明書の申請及び関係部署職員による輸出証明書の発給業務において抱えている課題に、次のとおり対応します。

■ 検索システム刷新による分かりやすい輸出証明書・手続き情報の提供

輸出証明書や輸出時に注意すべきポイントを掲載した検索ページを提供することで、検索条件に応じた必要な情報が明確となり、検索や入力作業に掛かる時間を短縮します。

輸出証明書検索画面

輸出証明書検索

輸出先地域・国	東南アジア	▼	シンガポール	▼	
品目	畜産物	▼	豚	▼	-品目(小分類)を選択してください。-
キーワード	<input type="text"/>				

検索

検索結果一覧

検索結果4件中 1-4件表示 表示件数 **10件** 50件 100件

輸出先国	シンガポール
品目	畜産物 豚 豚肉

畜産物は家畜から生産される物です。乳・肉・卵およびその加工品を含めます。
詳しく内容は[畜産物](#)をご参照ください。

豚はイノシシを改良して、家畜化された動物です。

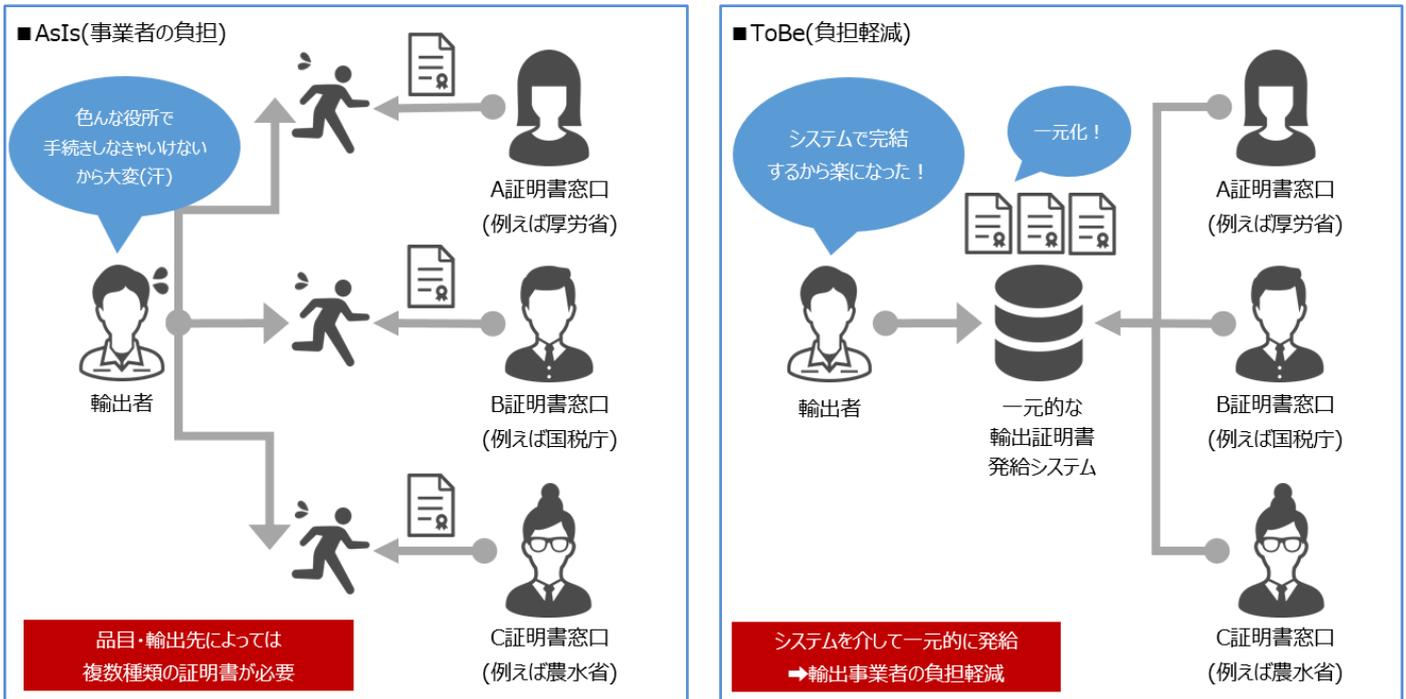
食用肉の一種。ハム、ソーセージなどの加工原料としての用途も大きいです。
輸出する際に下記の証明書を申請する必要があります。

- 原料食肉証明
- 衛生証明
- 産地証明

上に戻る

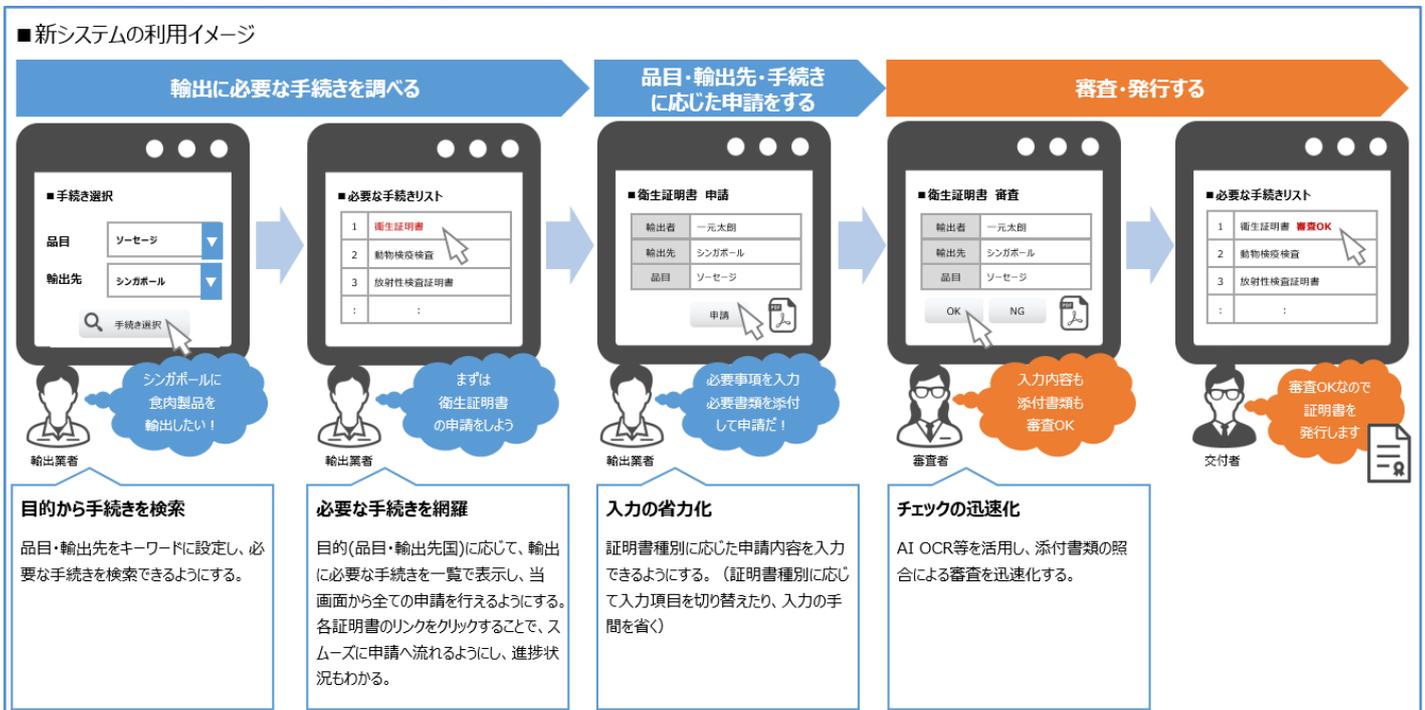
■ 輸出証明書申請窓口の一本化

これまで複数省庁にまたがる輸出証明書が必要となる場合には、各省庁でそれぞれ手続きを行う必要がありましたが、申請窓口を一元的に集約してシステムから申請を行うことが可能になります。前回の申請を活用する参照登録などの機能を提供することで申請にかかる負担を軽減します。



■ 輸出証明書に関する情報管理の一元化

輸出証明書に応じた申請内容の入力情報・必須事項や添付書類などを一元的に管理することで、入力の省力化／チェックの迅速化を実現し、検索機能・審査機能の利便性を高めます。



1.1.3 利用者種別と役割

本書で説明している内容における利用者種別と役割は、次のようになっています。

利用者種別	役割
事業者ユーザー（管理者）	申請者（事業者）の管理者を示します。事業者情報やユーザー情報の変更を行います。
事業者ユーザー（一般）	申請者（事業者）の一般ユーザーを示します。輸出証明書や施設認定の申請業務を行います。
申請者	本システムで申請する事業者を示します。
審査者	事業者からの申請を審査する、省庁側の担当者を示します。
交付者	事業者からの申請に対して証明書を交付する、省庁側の担当者を示します。

1.1.4 用語説明

本書では、次の用語を使用しています。

用語	意味
本システム	一元的な輸出証明書発給システムを示します。
輸出証明書	衛生証明書や漁獲証明書など、輸出に必要な証明書を示します。
管理者	本システムを使用する上での管理者を示します。
ユーザー	本システムを使用するユーザーを示します。
GビズID	共通認証システムのIDを示します。1つのIDで、複数の行政サービスにアクセスできます。
プライムアカウント	GビズIDの管理者用アカウントを示します。
ユーザーアカウント	本システムを使用するユーザー用アカウントを示します。
ログイン	IDとパスワードを入力し、本システムを使える状態にすることを示します。
ログアウト	本システムへの接続を終了することを示します。

1.1.5 凡例

本書では、次の記号を使用しています。

凡例	意味
注意	業務のときに知っておく必要がある重要事項です。 業務が止まってしまう、データが失われるなど、損失が発生する可能性のある事項について説明しています。
メモ	知っておくと便利な補足情報です。
参照▶	関連説明の参照先を記載しています。

1.1.6 画面の基本操作

■ 画面の基本構成

本システムでは、どの画面を表示しているときも、次に示している各項目が表示されています。
用途に合わせて使用してください。

メニュー FAQ ヘルプ ログアウト

一元的な輸出証明書発給システム

申請状況一覧画面

申請状況検索

検索結果一覧

新規登録 一括登録

複数選択

検索結果27件中 1-10件表示 表示件数 10件 50件 100件

複数選択	選択	申請日時	状況	手数料納付状況	輸出先国・地域	品目	証明区分	運送情報添付資料	別添資料	申請番号	積荷マーク/ロット番号	証明書番号	審査拠点
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="radio"/>		申請前	-	アメリカ合衆国	まぐろ(クロマグロ)	漁獲証明	未登録	未登録	FO0010805			
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請前	-	アメリカ合衆国	水産物(魚産品は乳精保潔法(MMPA))	認容証明	未登録	登録済	FO0010795			
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請前	-	アメリカ合衆国	水産物(魚産品は乳精保潔法(MMPA))	認容証明	登録済	登録済	FO0010782			
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請前	-	イギリス	【手数料納付のみ】めろ	再輸出証明	未登録	登録済	FO0010801			
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請前	-	中華人民共和国	おけ類	漁獲証明	未登録	未登録	FO0010804			
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請前	-	オーストラリア	かき	産地証明(水産物)	未登録	登録済	500200459			
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請前 運送情報未登録	-	シンガポール	牛肉製品	衛生証明	未登録	未登録	E00015513	PNK-009		
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請前	-	シンガポール	原料用の乳及び乳製品	衛生証明	登録済	未登録	E00015450			
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請前	-	シンガポール	原料用の乳及び乳製品	衛生証明	登録済	未登録	E00015449			
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請前 運送情報未登録	-	シンガポール	原料用の乳及び乳製品	衛生証明	未登録	未登録	E00015448			

前の画面に戻る

上に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

前の画面に戻る

- メニュー
メインメニューが表示されます。
- FAQ
FAQ が表示されます。
- ヘルプ
関連するマニュアルの箇所が表示されます。
- ログアウト
一元的な輸出証明書発給システムからログアウトします。
参照▶ログアウト操作 ➡ 「3.2.3 ログアウトする」
- 前の画面に戻る
1 つ前に表示していた画面に戻ります。

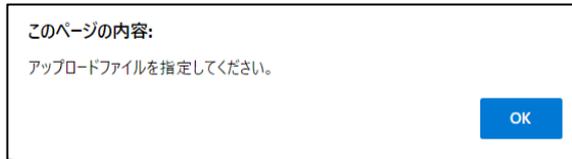
■ メッセージ

(1) ポップアップ

必須項目を入力しないまま操作を進めると、次のようなメッセージがポップアップ表示されます。

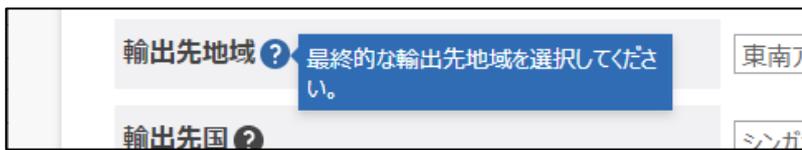
[OK] をクリックしてポップアップを消し、項目を入力してから操作を進めてください。

この画面は、ファイルのアップロード時にファイルを選択していない場合の例です。



(2) バルーン

にカーソルを合わせると、項目の説明がバルーン表示されます。



■ 文字入力方法

入力対象になっている項目が太枠で表示されます。

半角数字など、入力文字に制限がある場合は枠内にグレーの文字が表示されます。



日付を入力する場合、半角ハイフンで区切って「西暦 4桁-月 2桁-日付 2桁」で入力してください。

入力エリアの右側にあるアイコンをクリックすると、カレンダーが表示されます。カレンダー上で対象の日付をクリックすると、日付入力エリアに入力されます。作業時現在の月が表示されますが、変更したい場合は月表示左右にある ◀ ▶ をクリックしてください。表示月が切り換わります。

■ 件数表示／ページ切換え方法

一覧表の 1 ページに表示する件数をクリックして選択します。選択されている件数は反転表示されます。

複数選択

検索結果27件中 1-10件表示 表示件数 **10件** 50件 100件

複数選択	選択	申請日時	状況	手数料 納付状況	輸出先国 ・地域	品目	証明区分	運送情報 添付資料	別添資料	申請番号	積荷マーク/ ロット番号	証明書番号	審査拠点
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="radio"/>		申請前	-	アメリカ合衆国	まぐろ類(クイマツウ)	漁獲証明	未登録 登録	未登録 登録	F00010805			
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請前	-	アメリカ合衆国	水産物(海産ほ乳 凍乾燥法 (MMPA))	認可証明	未登録 登録	登録済 登録	F00010795			
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請前	-	アメリカ合衆国	水産物(海産ほ乳 凍乾燥法 (MMPA))	認可証明	未登録 登録	登録済 登録	F00010782			
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請前	-	イギリス	【手数料納付のみ あろ	再輸出証明	未登録 登録	登録済 登録	F00010801			
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請前	-	中華人民共和国	古け類	漁獲証明	未登録 登録	未登録 登録	F00010804			
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請前	-	オーストラリア	かき	産地証明 (水産物)	未登録 登録	登録済 登録	500200459			
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請前 運送情報未登録	-	シンガポール	牛肉製品	衛生証明	未登録 登録	未登録 登録	E00015513	PNK-009		
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請前	-	シンガポール	原料用の乳及び乳 製品	衛生証明	登録済 登録	未登録 登録	E00015450			
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請前	-	シンガポール	原料用の乳及び乳 製品	衛生証明	登録済 登録	未登録 登録	E00015449			
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請前 運送情報未登録	-	シンガポール	原料用の乳及び乳 製品	衛生証明	未登録 登録	未登録 登録	E00015448			

1 2 3

上に戻る

一覧表の前ページがある場合、
クリックすると前ページを表示します。

一覧表の次ページがある場合、
クリックすると次ページを表示します。

■ データの選択方法

▼ 輸出先地域を選択してください。 -

▼ 輸出先地域を選択してください。 -

- インド洋地域
- オセアニア
- ロシア
- 中央アジア
- 中央アメリカ
- 中央アメリカ

右端に ▼ が表示されている項目は、クリックするとリストが表示されます。選択するデータをリストからクリックすると、入力エリアに表示されます。

〔輸出先地域・国〕や〔品目・証明区分〕のように、一つの項目に複数の入力エリアが並んでいる場合は、左側の入力エリアで選択した内容に合わせて、右側の入力エリアで選択できる内容が変わります。

輸出先地域・国: ▼ 輸出先地域を選択してください。 - ▼ 輸出国を選択してください。 -

証明種類・品目・証明区分: ▼ 証明種類を選択してください。 - ▼ 品目を選択してください。 - ▼ 証明区分を選択してください。 -

申請日付: YYYY-MM-DD ~ YYYY-MM-DD

番号: 申請番号 証明書番号

申請状況:

<input checked="" type="checkbox"/> 仮登録	<input checked="" type="checkbox"/> 申請前	<input checked="" type="checkbox"/> 申請中	<input checked="" type="checkbox"/> 審査開始	<input checked="" type="checkbox"/> 起案済	<input checked="" type="checkbox"/> 修正依頼
<input checked="" type="checkbox"/> 破棄依頼	<input checked="" type="checkbox"/> 交付準備中	<input checked="" type="checkbox"/> 証明書発行済	<input checked="" type="checkbox"/> 証明書受取可	<input checked="" type="checkbox"/> 証明書受領済	<input checked="" type="checkbox"/> 棄却
<input checked="" type="checkbox"/> 破棄	<input checked="" type="checkbox"/> 完了				<input type="checkbox"/> 全選択

ラジオボタンは、複数の選択項目から一つだけ選択できます。●で表示されている選択項目が選択されています。ラジオボタンをクリックして選択します。選択した選択項目以外のラジオボタンは自動的に選択が解除された状態(○)になります。

チェックボックスは、複数の選択項目を選択できます。☑が選択されている状態で、☐は選択されていない状態です。クリックして選択／解除できます。

〔全選択〕にチェックを付けると、すべての選択項目が選択されます。

■ ファイルのアップロード／ダウンロード方法

(1) ファイルのアップロード

注意

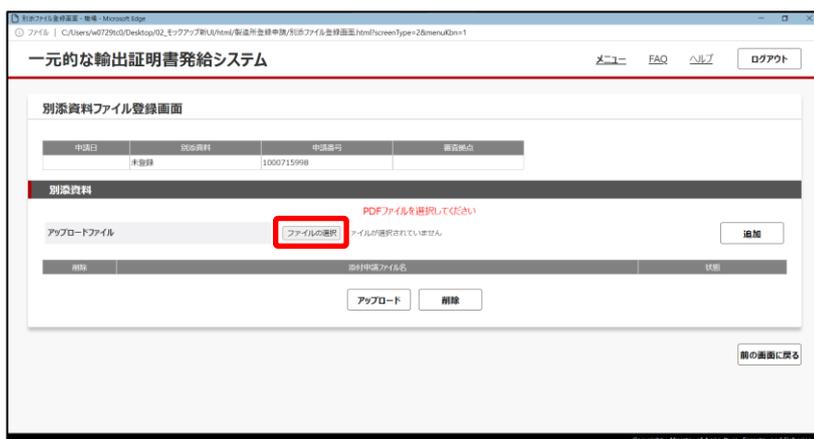
アップロードできるファイルはPDFだけです。あらかじめ、アップロードするファイルをPDF化してください。



1 書類の登録を行う項目の「登録」をクリックする

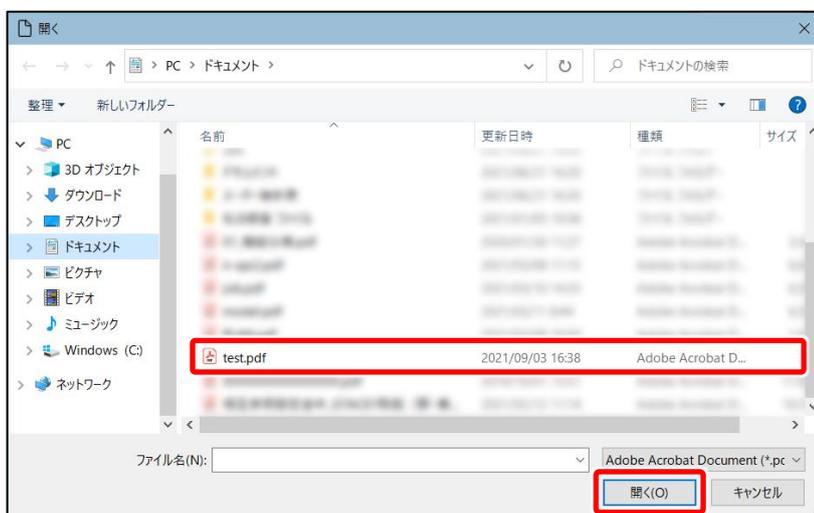
ここでは、製造所登録申請状況一覧画面を例にしています。

ファイル登録画面が表示されます。



2 「ファイルの選択」をクリックする

ファイルを選択する画面が表示されます。



3 アップロードするファイルを選択し、「開く」をクリックする

ファイル登録画面に戻ります。

「ファイルの選択」の右に、選択したファイル名が表示されます。

メモ

- 複数のファイルをアップロードするとき、[Ctrl] キーを押しながらクリックすると、複数のファイルを選択できます。また、[Shift] キーを押しながらクリックすると、ファイルを範囲選択できます。



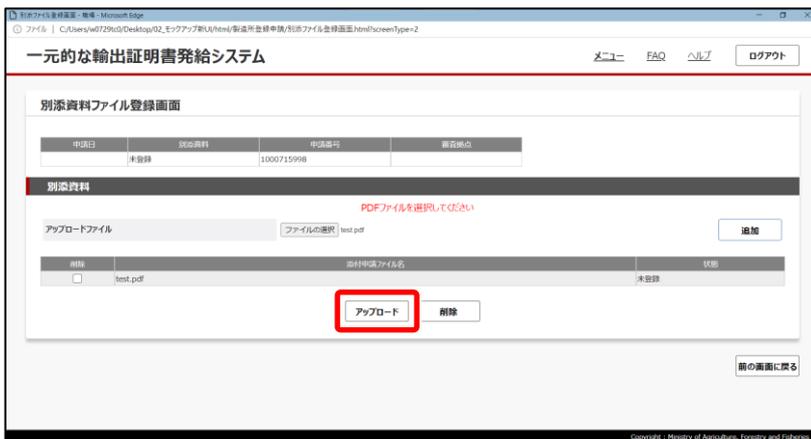
4 【追加】をクリックする

画面下側の表に、追加したファイルが表示されます。

5 手順2~4を繰り返し、アップロードするファイルをすべて画面下側の表に表示する

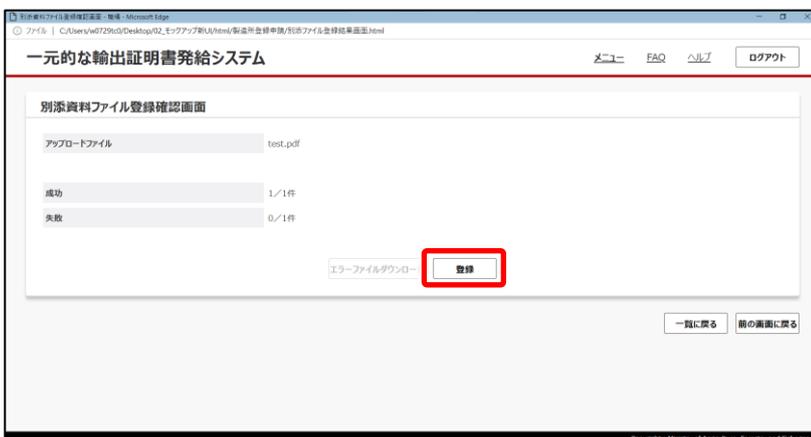
メモ

- 誤ってアップロードしないファイルを追加した場合は、画面下側の表で削除するファイルにチェックを付け、【削除】をクリックします。ファイル削除確認画面が表示されるので【実行】をクリックし、ファイル削除完了画面が表示されたら【OK】をクリックします。



6 【アップロード】をクリックする

ファイル登録確認画面が表示されます。



7 【登録】をクリックする

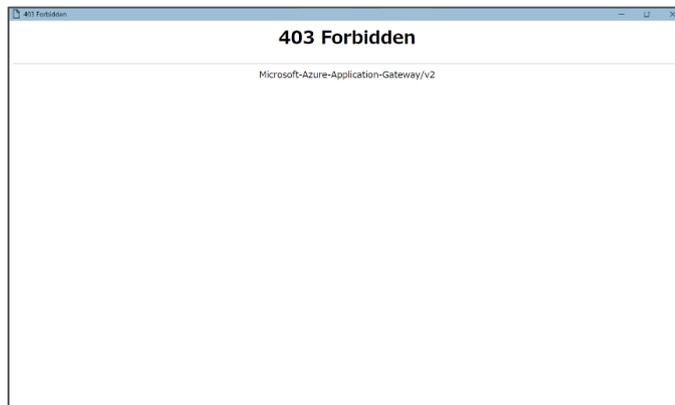
ファイルのアップロードを開始します。
登録の進捗状況が、画面に表示されます。
アップロードが終了すると、ファイル登録完了画面が表示されます。



8 [OK] をクリックする

注意

- ファイルをアップロードした際に「403 Forbidden」画面が表示されることがあります。その場合は、画面上部のバーを右クリックし、ブラウザーメニューの「戻る」をクリックして前の画面に戻ります。前の画面に戻った状態で URL をクリックし、[Ctrl] + [R] キーを押して再読み込みするとログイン画面に戻ります。アップロードに失敗した PDF ファイルを再作成してからログインし、アップロードをやり直してください。PDF ファイルの再作成方法については、下記〈PDF ファイル再作成方法〉を参照してください。



〈PDF ファイル再作成方法〉

アップロードに失敗した PDF ファイルを再度ブラウザーで開き、 アイコンをクリックして印刷画面を表示→「プリンター」で PDF を選択→ [印刷] ボタンをクリックしてください。PDF の保存画面が表示されるので保存し、再度アップロードを行ってください。



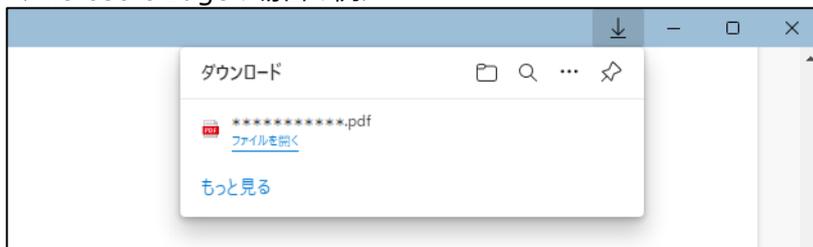
(2) ファイルのダウンロード



1 ファイルのダウンロードができる画面で、ファイルのリンクをクリックする

ここでは、申請書テンプレートダウンロード画面を例にしています。

<Microsoft Edgeの場合の例>



ダウンロードフォルダーにファイルがダウンロードされ、ブラウザにダウンロード結果が表示されます。

メモ

- 対象データによっては、別ウインドウに内容が表示される場合があります。右上の  アイコンをクリックすると [名前をつけて保存] 画面が表示されるので、保存先を指定して保存してください。 アイコンから印刷することもできます。



1.1.7 推奨環境

本システムの使用には、次の環境を推奨します。推奨環境以外で本システムを利用した場合、正常に動作しない場合があります。

項目	内容
画面解像度	1280×1024以上
ブラウザ	<ul style="list-style-type: none"> ● Microsoft Edge (Chromiumベース版も含む) ● Google Chrome ● Mozilla Firefox ● Apple Safari

1.1.8 利用における注意事項

本システムを使用するにあたり、次のことに御注意ください。

- ブラウザーの [←] (戻る) は使用しないでください。[←] (戻る) で前画面に戻ると、正常に動作しない場合があります。必ず画面右下の [前の画面に戻る] をクリックして戻ってください。
- ブラウザーの [×] (閉じる) は使用しないでください。
[×] (閉じる) で画面を閉じてしまうと、登録中のデータが失われる可能性や、再度本システムにログインするときに正しくログインできなくなるおそれがあります。本システムを終了する場合は、必ず画面右上の [ログアウト] をクリックして終了してください。
- ログインすると別ウィンドウで表示されるシステムの利用条件画面は、ブラウザの [×] (閉じる) を使用して閉じてください。
- ブラウザーの URL にて、F5 キー又は Enter キーを使用しないでください。正常に動作しない場合があります。

前の画面に戻る



第2章 利用前の準備

2.1 Gビズ ID の取得

本システムの認証には、Gビズ ID が使用できます。

Gビズ ID とは、行政サービスへのログイン認証に使用できる、共通認証システムです。Gビズ ID を取得すると、本システムだけでなく農林水産省の肥料登録システム、厚生労働省の食品衛生申請システムなどにも使用できます。

Gビズ ID を取得するには、まず会社代表又は個人事業主用の「プライムアカウント」を取得します。次に、プライムアカウントを取得した組織の従業員のためのメンバーアカウントを取得します。

※ Gビズ ID のエントリーアカウントでは本システムを利用できません。

2.1.1 プライムアカウントの取得

注意

- プライムアカウントを取得するには、入力後ダウンロードした申請書を印刷し、Gビズ ID 運用センター宛に提出する必要があります。
書類審査があるため、取得までに時間を要します。書類審査は原則 2 週間以内です。
- 申請には、会社代表の場合は印鑑証明書、個人事業主の場合は印鑑登録証明書が必要です。
発行日より 3 ヶ月以内の原本を用意してください。

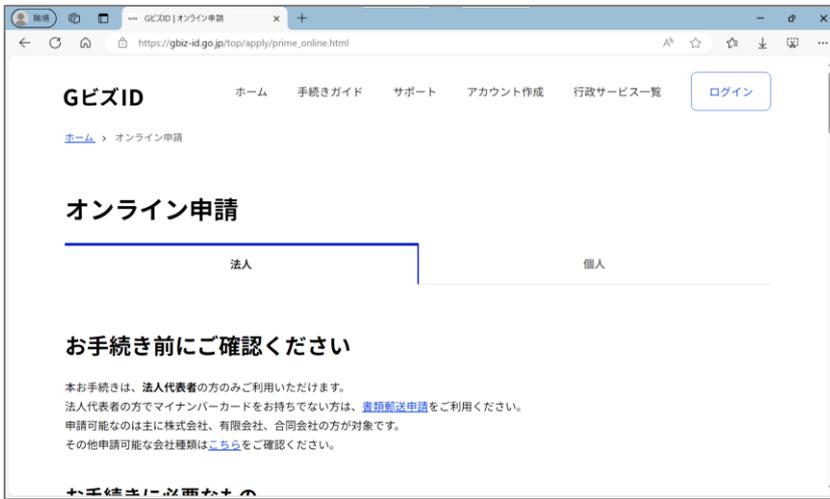


- 1 ブラウザーのアドレス欄に次の URL を入力して [Enter] キーを押す
<https://gbiz-id.go.jp/top/>
Gビズ ID の Web ページが表示されます。

- 2 [Gビズ ID を作成] をクリックする
Gビズ ID の申請方法が表示されます。



- 3 [Gビズ ID プライムをオンライン申請する] をクリックする
書類で申請する方は、[Gビズ ID プライムを書類郵送申請する] をクリックしてください。



G Biz ID オンライン申請画面が表示されます。

以降は、『G Biz ID クイックマニュアル gBizID プライム編』を参照してください。プライムアカウント取得とは別にブラウザを起動し、アドレス欄に次の URL を入力して [Enter] キーを押すと表示されます。

https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Prime.pdf

2.1.2 メンバーアカウントの作成

注意

メンバーアカウントの作成は、プライムアカウントで行います。プライムアカウントを持つメンバーがいない場合は、プライムアカウントを取得してください。



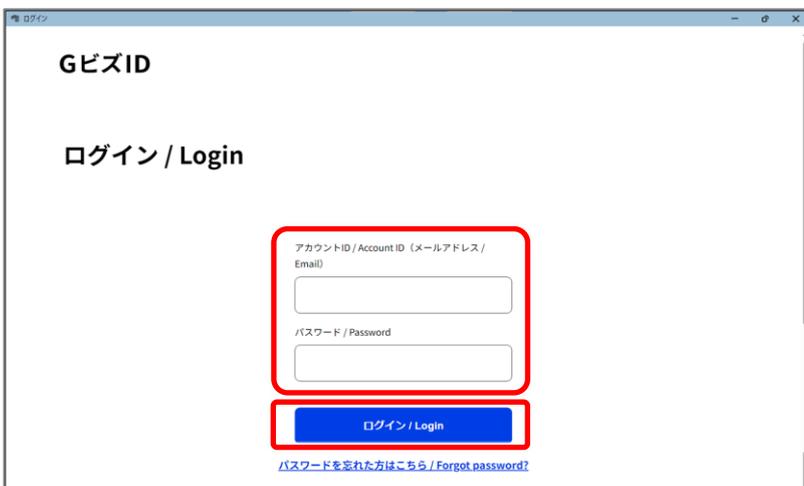
1 ブラウザーのアドレス欄に、次の URL を入力して [Enter] キーを押す

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

G Biz ID の Web ページが表示されます。

2 [ログイン] をクリックする

ログイン画面が表示されます。



3 アカウントIDとパスワードを入力し、[ログイン] をクリックする

メモ

- パスワードを忘れた場合は、[パスワードを忘れた方はこちら] をクリックして画面に従って操作してください。

ワンタイムパスワード入力画面が表示されます。

ワンタイムパスワード入力

Gbiz ID

ワンタイムパスワード入力 / Enter one-time password

SMSを送信しました。
SMSに記載されているワンタイムパスワードを1時間以内に入力して下さい。
期限内に入力されなかった場合、はじめからやり直していただく必要があります。

① ログイン時のSMSを用いたワンタイムパスワード認証はセキュリティ上の観点から2025年3月を目途に廃止予定です。
お早めに「Gbiz IDアプリ」を用いたアプリ認証への切替をお願いします。
廃止・移行の詳細な時期等は決定次第改めてご案内いたします。
[Gbiz IDアプリのご利用はこちら / Have you registered for the app?](#)

アカウントID / Account ID
[XXXXXXXXXX@gbiz.go.jp]

ワンタイムパスワード / One-time Password
[]

OK

デジタル庁
© 2019 Digital Agency, Government of Japan

4 アカウントIDとワンタイムパスワードを入力し、[OK]をクリックする

SMSにワンタイムパスワードが送信されます。SMSを確認して、1時間以内に入力してください。

以降は、『Gbiz ID クイックマニュアル Gbiz ID メンバー編』を参照してください。

メンバーアカウントの作成とは別にブラウザを起動し、アドレス欄に次のURLを入力して[Enter]キーを押すと表示されます。

https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Member.pdf

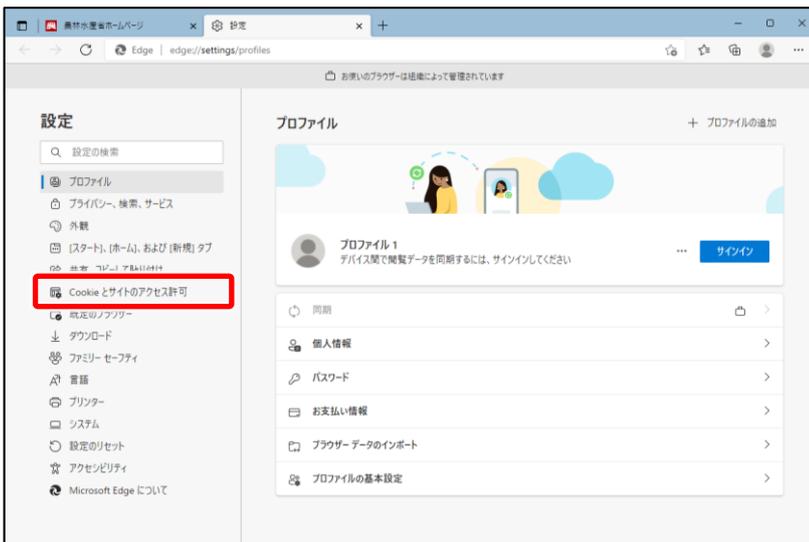
2.2 ブラウザー設定（ポップアップ許可）

本システム内のポップアップ情報がうまく表示されない場合、ブラウザーの設定でポップアップを許可してください。ポップアップの許可方法は、次のとおりです。ここでは、Microsoft Edge を例に設定方法を説明します。



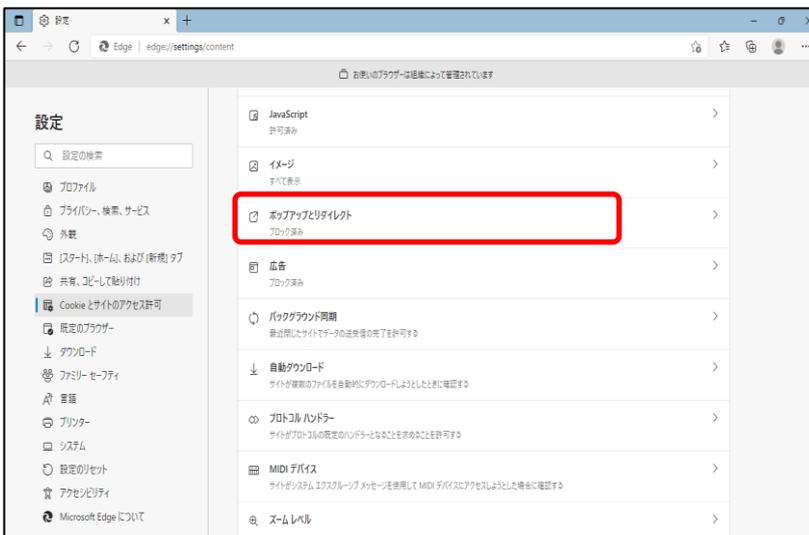
1 [...]（設定など）をクリックし、表示されるメニューから「設定」をクリックする

設定画面が表示されます。



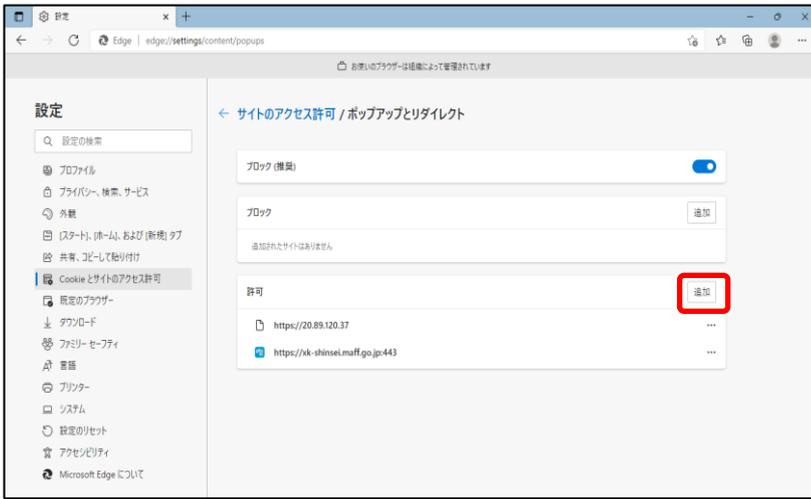
2 画面左側のメニューで「Cookie とサイトのアクセス許可」をクリックする

画面右側の表示が切り換わります。

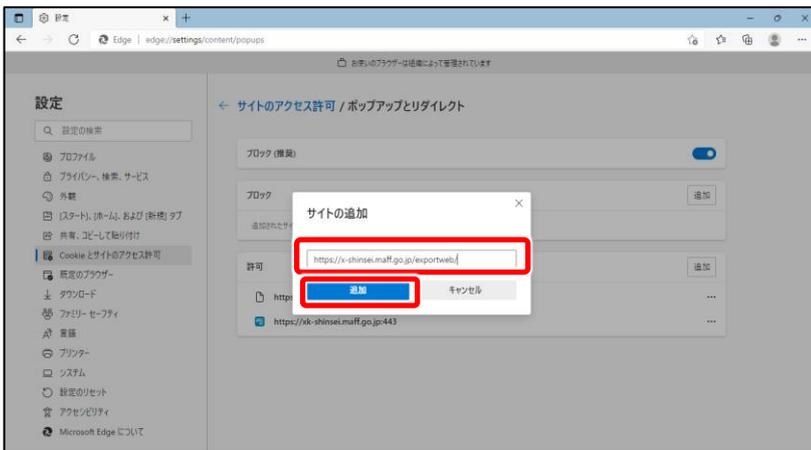


3 「ポップアップとリダイレクト」をクリックする

画面右側の表示が切り換わります。

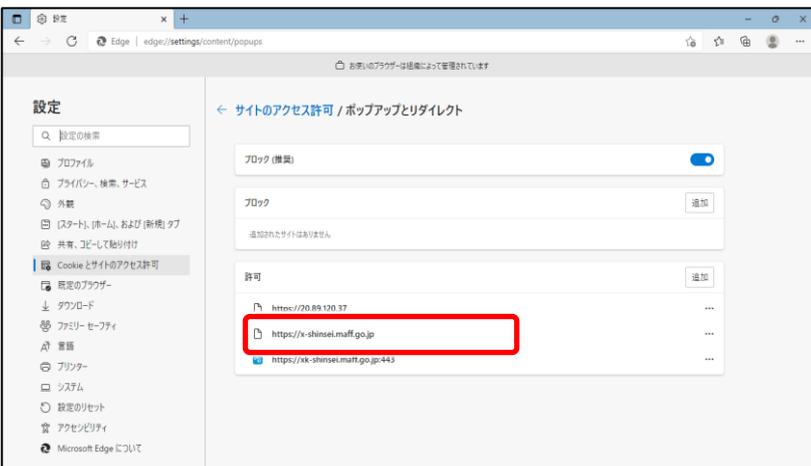


4 【許可】の【追加】をクリックする
サイトの追加画面が表示されます。



5 【サイト】に次の URL を入力し、
【追加】をクリックする

<https://x-shinsei.maff.go.jp/exportweb/>

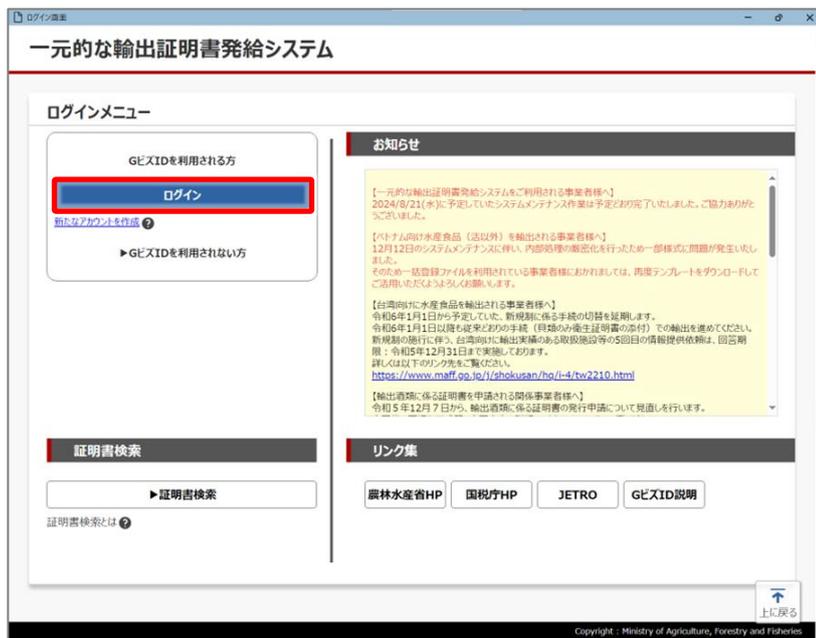


【許可】に設定した URL が表示され、
ポップアップ許可の設定は完了です。
本システムを使用中に、ポップアップ情報が
表示されるようになります。

2.3 事業者利用申請

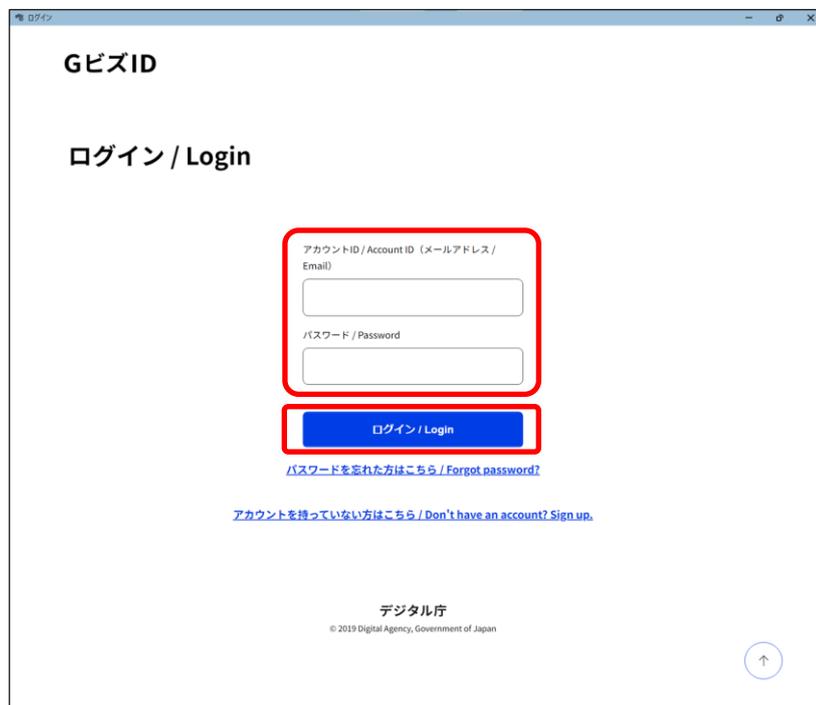
初めて本システムを利用するときに、プライムアカウントで事業者利用申請をする必要があります。
Gビズ ID と連携した内容を本システムに登録し、詳細情報を入力してください。

2.3.1 事業者利用申請



1 【ログイン】をクリックする

本システムが起動すると、ログイン画面が表示されます。



2 アカウントIDとパスワードを入力し、【ログイン】をクリックする

- パスワードを忘れた場合は、[パスワードを忘れた方はこちら] をクリックして画面に従って操作してください。
- Gビズ ID を持っていない場合は、[アカウントを持っていない方はこちら] をクリックして画面に従って操作してください。

ワンタイムパスワード入力画面が表示されます。



**3 ワンタイムパスワードを入力し、
[OK] をクリックする**

SMS にワンタイムパスワードが送信されます。
SMS を確認して、1 時間以内に入力して
ください。

法人情報確認画面が起動し、G ビズ ID
を取得するときに登録した情報が表示され
ます。



**4 内容を確認し、[登録] をクリック
する**

表示されている内容に間違いがないことを
確認してから、[登録] をクリックしてくださ
い。

完了画面が表示されます。



5 [OK] をクリックする

G ビズ ID で登録した内容が本システムに
登録されました。

事業者情報入力画面が表示されます。

一元的な輸出証明書発給システム

事業者情報入力画面

事業者情報

事業者名称 日本語 株式会社農林水産

郵便番号 000 - 0000

都道府県 東京都
※国外の場合は「国外」を選択してください。

市区町村 千代田区

住所 日本語 霞ヶ関0-00-000
11文字/最大400文字

代表者名 日本語 北海 太郎

代表者役職名 代表者

法人番号 A6666666111

6 事業者情報を入力する

住所などの一部項目は、G ビズ ID と連携して登録した内容が表示されます。内容を確認し、未入力項目は入力してください。

メモ

- **必須** アイコンがある項目は、必ず入力してください。

事業者情報 (証明書表示用)

事業者名称 日本語 株式会社農林水産
英語 Nourinsuisan Co., Ltd.

郵便番号 000 - 0000

都道府県 東京都
※国外の場合は「国外」を選択してください。

市区町村 千代田区

住所 日本語 霞ヶ関0-00-000
11文字/最大400文字
英語 0-00-000 Kasuigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo
39文字/最大800文字
※住所(英語)には都道府県名、市区町村名の英語表記を必ず記載してください。

国名 英語
※国外の場合、必須

代表者名 日本語 北海 太郎

証明書受領場所 地域 証明書受領場 地域を選択してください。
局・事務所・センター 証明書受領場 局名を選択してください。

有効期限 開始年月日 2024-07-08
終了年月日 9999-12-31

主な取扱い品目 食品・飲料 水産物 食肉 酒類

個人情報等の取扱いについて
一元的な輸出証明書発給システムにおける個人情報等の取扱いについて
1. 基本的考え方
農林水産省が府省共通システムとして提供する一元的な輸出証明書発給システム（以下「本システム」という。）において、提供するサービス（電子申請の受付や情報提供等）を円滑に運営するために、農林水産省、国及び厚生労働省の所管する法律に基づき申請及び問い合わせ等に基づき情報を収集しています。
収集した情報は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び関係法令に基づき適正に管理し、利用目的の範囲内で適切に取扱いします。
2. 収集する情報の範囲
 規約に同意する

確認

前の画面に戻る

上に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

7 画面下部の事業者情報（証明書表示用）を入力して「確認」をクリックする

メモ

- 証明書に表示する内容として記載してください。

証明書に英文表記が必要となります。事業者情報の英文表記を入力してください。

証明書受領場所と有効期限は、必要に応じて入力してください。

主な取扱い品目は管轄省庁に関連する内容なので、必ずチェックしてください。

必須事項を入力して「確認」をクリックすると、確認画面が表示されます。

一元的な輸出証明書発給システム

事業者情報入力確認画面

事業者情報

事業者名称	日本語	株式会社農林水産
郵便番号		000-0000
都道府県		東京都
市区町村		千代田区
住所	日本語	〒100-0000
代表者名	日本語	北海 太郎
代表者役職名		代表者
法人番号		A6666666111

有効期間

開始年月日	2024-07-08
終了年月日	9999-12-31

主な取扱い品目

食品・飼料 水産物 食肉 酒類

個人情報等の取扱いについて 規約に同意する

登録

前の画面に戻る

上に戻る

Copyright - Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

8 間違いがないか確認し、[登録]をクリックする

事業者情報申請完了画面が表示されます。

一元的な輸出証明書発給システム

事業者情報申請完了画面

事業者情報の登録を完了しました。
[OK]ボタンを押し、最後にユーザー登録を行ってください。

OK

Copyright - Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

9 [OK] をクリックする

事業者情報の入力完了し、事業者ユーザー入力画面が表示されます。



10 事業者ユーザー情報を入力し、直筆署名を登録する場合は「ファイルの選択」をクリックする

登録した事業者内で、本システム使用業務の管理者となるユーザーの情報を入力してください。

直筆署名用の画像は、事前に用意してください。

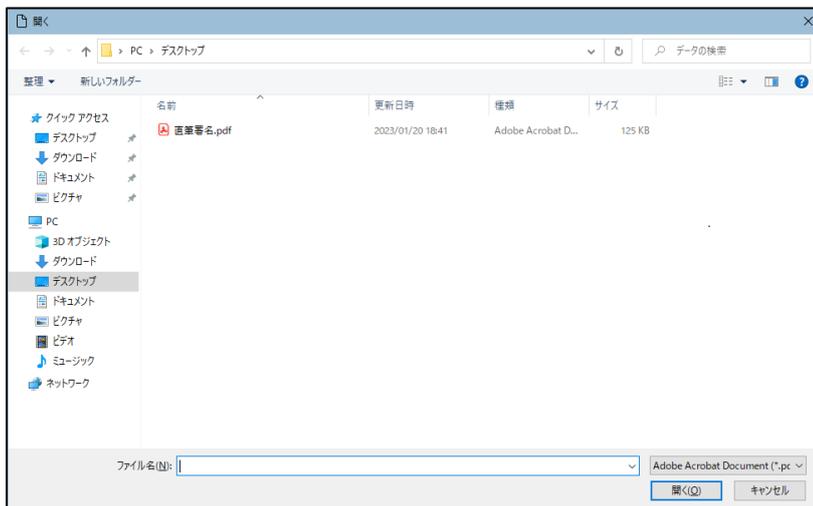
参照▶「2.3.3 事業者ユーザー管理」

注意

- 委託／代形で申請を行う場合、事業者の代表 1 ユーザーのみ [委託／代行入力で署名利用] チェックボックスをチェックしてください。

メモ

- メールアドレスはプライムアカウントと同じものを入力してください。
- 事業者ユーザーに送信するメールを受け取りたくない場合、[メール受信要否] チェックボックスのチェックを外してください。ただし、一部のメールについては送信されます。



「ファイルの選択」をクリックすると、ファイルを選択する画面が表示されます。直筆署名の画像ファイルを指定してください。

指定した画像が、「直筆署名」に表示されます。

11 必要事項を入力し終わったら、[確認] をクリックする

事業者ユーザー入力確認画面が表示されます。

事業者ユーザー入力画面

事業者ユーザー情報

事業者名 株式会社農林水産

ユーザー名 北海道 太郎

部署 部署A

役職 部長

電話番号 090-0000-0000
※ハイフンを入れて入力してください。

FAX番号 090-0000-0000
※ハイフンを入れて入力してください。

農林水産省輸出・国際輸出支援課
〒100-8950 東京都千代田区島が尾1-2-1
03-6744-7185 (直通)

規約に同意する

確認

前の画面に戻る

上に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

12 間違いがないか確認し、[登録] をクリックする

事業者ユーザー申請完了画面が表示されます。

事業者ユーザー入力確認画面

事業者名 株式会社農林水産

ユーザー名 北海道 太郎

部署 部署A

役職 部長

電話番号 090-0000-0000

FAX番号 090-0000-0000

メールアドレス xxxx@mail.jp

有効期限日 開始年月日 2022-03-01
終了年月日 2022-03-31

NACCS 利用者コード abc12

管理者

委託/代行入力で署名利用

函名署名 北海道 太郎

個人情報等の取扱いについて 規約に同意する

登録

前の画面に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

13 [OK] をクリックする

事業者情報及び事業者ユーザー情報の申請が完了しました。

ログイン画面が表示されます。

参照▶「3.2.2 ログインする」

事業者ユーザー申請完了画面

正常に申請されました。
「OK」ボタンを押し、審査完了をお待ちください。

OK

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

2.3.2 事業者管理

事業者ユーザー（管理者）がメインメニュー画面で「事業者管理」をクリックすると、次の画面が表示されます。

事業者一覧

一元的な輸出証明書発給システム

事業者管理画面

新規登録

検索結果120件中 1-10件表示 表示件数 10件 50件 100件

選択	事業者コード	事業者名	住所	代表者氏名	有効期限	状態	登録局
<input checked="" type="radio"/>	1020206	事業者名1	北海道〇市〇町1丁目1-3	農林 太郎	2021/01/01~ 2021/12/31	申請前	北海道農政事務所
<input type="radio"/>	1020207	事業者名2	北海道〇市〇町1丁目1-3	農林 太郎	2021/01/01~ 2021/12/31	承認待ち	北海道農政事務所
<input type="radio"/>	1020208	事業者名3	北海道〇市〇町1丁目1-3	農林 太郎	2021/01/01~ 2021/12/31	修正依頼	北海道農政事務所
<input type="radio"/>	1020209	事業者名4	北海道〇市〇町1丁目1-3	農林 太郎	2021/02/08~ 2022/02/08		北海道農政事務所
<input type="radio"/>	1020210	事業者名5	北海道〇市〇町1丁目1-3	農林 太郎	2021/02/08~ 2022/02/08		北海道農政事務所
<input type="radio"/>	1020211	事業者名6	北海道〇市〇町1丁目1-3	農林 太郎	2021/02/08~ 2022/02/08		北海道農政事務所
<input type="radio"/>	1020212	事業者名7	北海道〇市〇町1丁目1-3	農林 太郎	2021/02/08~ 2022/02/08		北海道農政事務所
<input type="radio"/>	1020213	事業者名8	北海道〇市〇町1丁目1-3	農林 太郎	2021/02/08~ 2022/02/08		北海道農政事務所
<input type="radio"/>	1020214	事業者名9	北海道〇市〇町1丁目1-3	農林 太郎	2021/02/08~ 2022/02/08	停止予定 (2021/08/05~ 2025/07/01)	北海道農政事務所
<input type="radio"/>	1020215	事業者名10	北海道〇市〇町1丁目1-3	農林 太郎	2021/02/08~ 2022/02/08	停止 (2021/04/01~ 2025/07/01)	北海道農政事務所

< 1 2 3 4 ... 11 12 >

申請 修正 削除 ユーザー一覧 製造所関連付け一覧

前の画面に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

● 事業者一覧

アクセスしている事業者ユーザー（管理者）の所属している組織に登録されている事業者が一覧表示されます。

この画面から、事業者の新規登録、申請、修正、削除が行えます。また、事業者ユーザーの追加登録なども行えます。

■ 新規登録

新規登録の操作方法は、次のとおりです。

メインメニュー画面で「事業者管理」をクリックし、事業者管理画面を表示した状態から操作します。



1 「新規登録」をクリックする

事業者情報入力画面が表示されます。

事業者情報入力画面

事業者情報

事業者名称 日本語

郵便番号

都道府県

市区町村

住所 日本語

代表者名 日本語

代表者役職名

事業者情報 (証明書表示用)

事業者名称 日本語

英語

郵便番号

都道府県

市区町村

住所 日本語

英語

国名 英語

代表者名 日本語

証明書受領場所 地域

局・事務所・センター

有効期限 開始年月日 2022-06-29

終了年月日

主な取扱い品目 食品・飼料 水産物 食肉 酒類

確認

2 事業者情報を入力し、「確認」をクリックする

メモ

- **必須** アイコンがある項目は、必ず入力してください。

新規登録については、事業者を最初に新規登録する場合と同様です。

[参照▶「2.3.1 事業者利用申請」](#)

事業者情報入力確認画面が表示されます。

一元的な輸出証明書発給システム

事業者情報入力確認画面

事業者情報

事業者名称 日本語 株式会社農林水産
郵便番号 000-0000
都道府県 東京都
市区町村 千代田区
住所 日本語 霞が関0-00-000

終了年月日 9999-12-31

主な取扱い品目 食品・飼料 水産物 食肉 酒類

個人情報等の取扱いについて 規約に同意する

登録

前の画面に戻る

上に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

3 間違いがないか確認し、[登録]をクリックする

事業者登録完了画面が表示されます。

一元的な輸出証明書発給システム

メニュー FAQ ヘルプ ログアウト

事業者登録完了画面

正常に登録されました。

ユーザー一覧 事業者一覧

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

4 [ユーザー一覧] 又は [事業者一覧] をクリックする

このあとの作業に合わせて、どちらかをクリックしてください。ユーザー又は事業者の一覧画面が表示されます。

■ 申請

登録した事業者情報を申請します。状況ステータスが申請前又は修正依頼の場合に申請できます。
 ※扱う証明区分によっては、状況ステータスの項目名が[状態]と表示されることがあります。
 メインメニュー画面で[事業者管理]をクリックし、事業者管理画面を表示した状態から操作します。

一元的な輸出証明書発給システム

メニュー FAQ ヘルプ ログアウト

事業者管理画面

新規登録

検索結果4件中 1-4件表示 表示件数 10件 50件 100件

選択	事業者コード	事業者名	住所	代表者氏名	有効期限	状態	登録日
<input type="radio"/>	10001185	北海道水産株式会社	北海道札幌市中央区0-00-000	農林 太郎	2021-09-23~2030-09-24	既発行	
<input type="radio"/>	368	北海道水産株式会社	北海道札幌市中央区0-00-000	農林 太郎	2021-09-23~2030-09-24	農林水産省	
<input checked="" type="radio"/>	450	北海道水産株式会社	東京都千代田区千代田0-00-000	農林 太郎	2021-09-23~2030-09-24	申請前	
<input type="radio"/>	21436	北海道水産株式会社	北海道札幌市中央区0-00-000	農林 太郎	2021-09-23~2030-09-24	承認済	

申請 修正 削除 ユーザー一覧 製造所関連付け一覧

前の画面に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

1 申請前又は修正依頼の情報を選択し、[申請]をクリックする

入力した事業者情報が表示されます。



2 内容を確認し、[申請] をクリックする

事業者利用申請完了画面が表示されます。



3 [OK] をクリックする



事業者管理画面に戻ります。
申請した情報の状態ステータスが、「承認待ち」に変更されます。

■ 修正

承認待ち以外の事業者情報を修正します。

メインメニュー画面で「事業者管理」をクリックし、事業者管理画面を表示した状態から操作します。

一元的な輸出証明書発給システム

事業者管理画面

新規登録

検索結果3件中 1-3件表示 表示件数 10件 50件 100件

選取	事業者コード	事業者名	住所	代表者氏名	有効期限	状況	登録局
<input type="radio"/>	1001185	事業者_02	北海道札幌市中央区南一条西 4丁目5番地1-2-1	代表者名_02	2021-10-13~2025-10-14	既発行	
<input checked="" type="radio"/>	011436	北海道水産株式会社	東京都千代田区千代田1丁目1-1	農林太郎	2021-09-23~2030-09-24	申請中	

申請 修正 削除 ユーザー一覧 製造所関連付け一覧

前の画面に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

1 修正したい情報を選択して「修正」をクリックする

事業者情報入力画面が表示されます。

メモ

- 修正依頼が返ってきた場合、「状況」に「修正依頼」と表示されます。修正依頼の項目を選択して「修正」をクリックしてください。

一元的な輸出証明書発給システム

事業者情報入力画面

事業者情報

事業者名称 日本語 北海道水産株式会社

郵便番号 100-0000

都道府県 東京都 ※国外の場合は「国外」を選択してください。

市区町村 千代田区

住所 日本語 〇町1丁目1-1

主な取扱い品目 食品・飼料 水産物 食肉 酒類

確認 ユーザー一覧

前の画面に戻る

上に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

2 必要に応じて内容を修正し、画面下部の「確認」をクリックする

メモ

- **必須** アイコンがある項目は、必ず入力してください。
- 修正依頼が入っている項目は、背景色が変わり、修正コメントが表示されます。コメントを参考に修正してください。

事業者情報入力確認画面が表示されます。

一元的な輸出証明書発給システム

事業者情報入力確認画面

事業者情報

事業者名称 日本語 北海道水産株式会社

郵便番号 100-0000

都道府県 東京都

市区町村 千代田区

住所 日本語 〇町1丁目1-1

代表者名 日本語 北海太郎

代表者役職名 農林太郎

登録

前の画面に戻る

上に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

3 内容を確認し、「登録」をクリックする

事業者登録完了画面が表示されます。



4 【ユーザー一覧】又は【事業者一覧】をクリックする

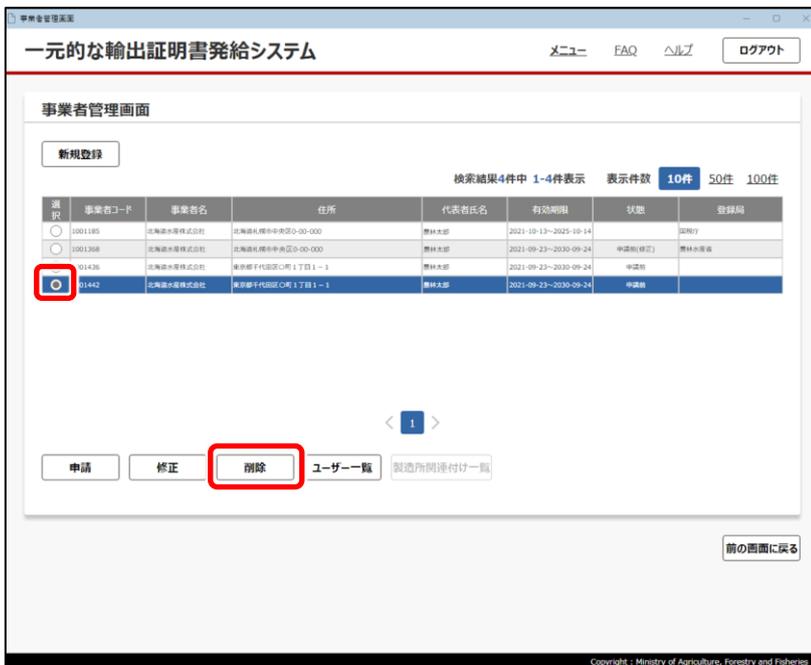
このあとの作業に合わせて、どちらかをクリックしてください。ユーザー又は事業者の一覧画面が表示されます。

業者情報を修正すると、事業者の状態が「申請前（修正）」に切り換わるため、各種証明書の申請が行えません。事業者情報修正後は、必ず事業者情報の申請を行ってください。

■ 削除

承認待ち以外の事業者情報を削除します。

メインメニュー画面で【事業者管理】をクリックし、事業者管理画面を表示した状態から操作します。



1 削除する情報を選択し、【削除】をクリックする

事業者情報削除確認画面が表示されます。



2 内容を確認し、【実行】をクリックする

事業者情報削除完了画面が表示されます。



3 [OK] をクリックする



事業者管理画面に戻ります。
指定した情報が一覧から削除されます。

■ ユーザー一覧（ユーザーの追加）

事業者に登録されているユーザーの一覧を表示し、ユーザーを追加します。

メモ

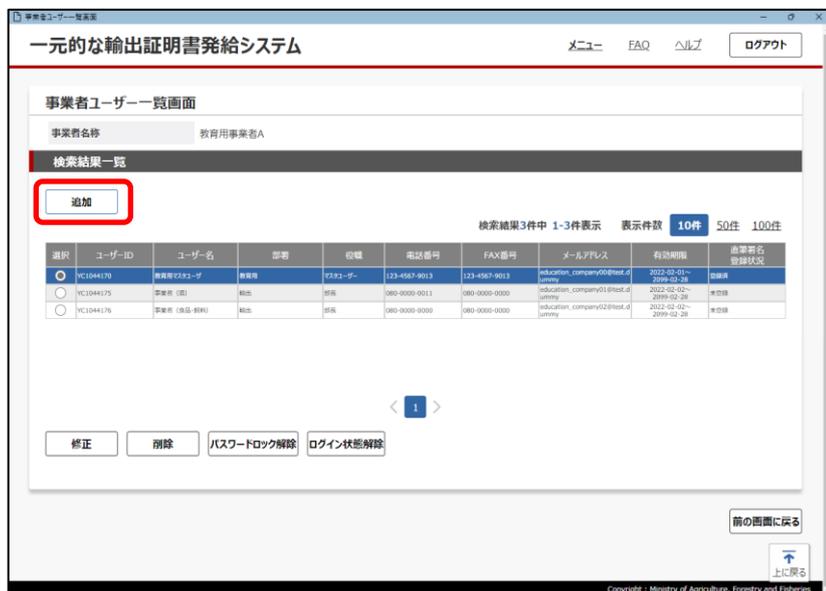
- ユーザー一覧画面では、ユーザーの追加だけでなくユーザーの修正、削除、パスワードロック解除、ログイン状態解除も可能です。ユーザーの追加以外の操作については、「2.3.3 事業者ユーザー管理」を参照してください。

メインメニュー画面で「事業者管理」をクリックし、事業者管理画面を表示した状態から操作します。



1 ユーザーを追加登録したい事業者を選択し、[ユーザー一覧]をクリックする

事業者ユーザー一覧画面が表示されます。



2 [追加] をクリックする

事業者ユーザー入力画面が表示されます。

一元的な輸出証明書発給システム

事業者ユーザー入力画面

事業者ユーザー情報

事業者名 教育用事業者A

ユーザー名

部署

役職

電話番号

FAX番号

メールアドレス

有効期限 開始年月日 終了年月日

NACCS 利用者コード

管理者

委託/代行入力で署名利用

メール受信要否 要

直筆署名

個人情報等の取扱いについて

一元的な輸出証明書発給システムにおける個人情報等の取扱いについて

1. 基本的考え方

農林水産省が所管システムとして提供する一元的な輸出証明書発給システム（以下本システムという。）において、提供するサービス（電子申請の受付や情報提供等）を円滑に運営するために、農林水産省、国税庁及び厚生労働省の所管する法律に基づき申請及び問い合わせ等に基づく情報を収集しています。

収集した情報は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び関係法令に基づき適正に管理し、利用目的の範囲内で適切に取扱いします。

2. 収集する情報の範囲

規約に同意する

前の画面に戻る

上に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

3 事業者ユーザー情報を入力する

メモ

- **必須** アイコンがある項目は、必ず入力してください。
- 事業者ユーザーに一齐送信するメールを対象ユーザーにも送信する場合は、[メール受信要否] チェックボックスをチェックしてください。
- [直筆署名] を変更する場合は、 をクリックして登録されている署名を削除し、表示される[ファイルの選択] から新しい署名を選択します。

参照▶「2.3.1 事業者利用申請」

4 [確認] をクリックする

事業者ユーザー入力確認画面が表示されます。

一元的な輸出証明書発給システム

事業者ユーザー入力確認画面

事業者名 教育用事業者A

ユーザー名 農水 太郎

部署

直筆署名

個人情報等の取扱いについて 規約に同意する

前の画面に戻る

上に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

5 間違いがないか確認し、[登録] をクリックする

事業者ユーザー登録完了画面が表示されます。

一元的な輸出証明書発給システム

事業者ユーザー登録完了画面

正常に登録されました。

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

6 [ユーザー一覧] 又は [事業者一覧] をクリックする

このあとの作業に合わせて、どちらかをクリックしてください。ユーザー又は事業者の一覧画面が表示されます。

■ 製造所関連付け一覧

事業者が使用する製造所を登録できます。

メインメニューで「利用者管理」にある「事業者管理」をクリックし、事業者管理画面を表示した状態から操作します。

メモ

関連付けできるのは、食品を取り扱う承認済みの製造所情報のみです。紐づけた製造所は自由販売証明書を申請する際に使用できます。

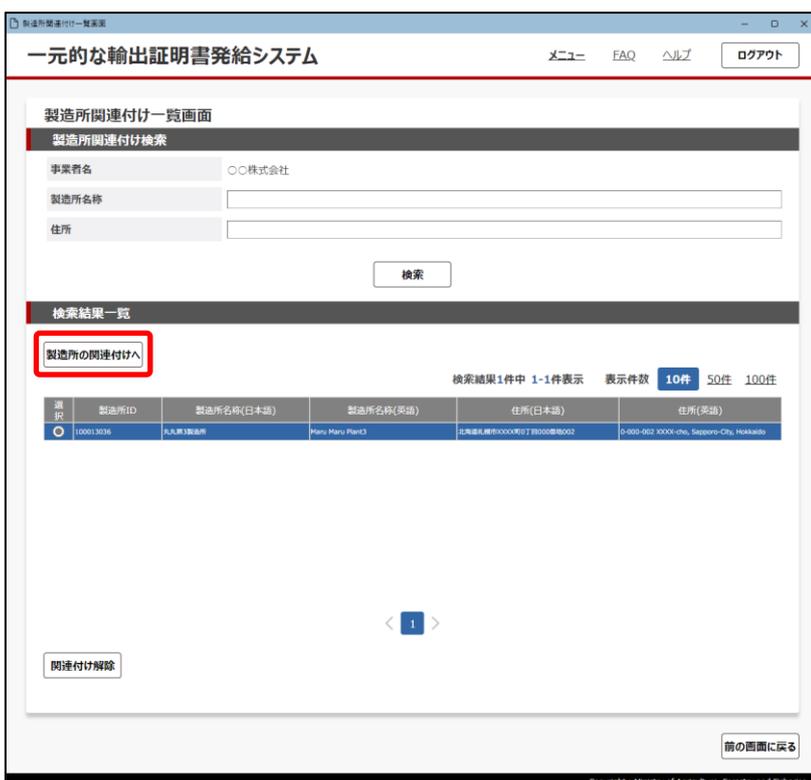
(1) 製造所関連付け

事業者に、製造所を紐づけます。



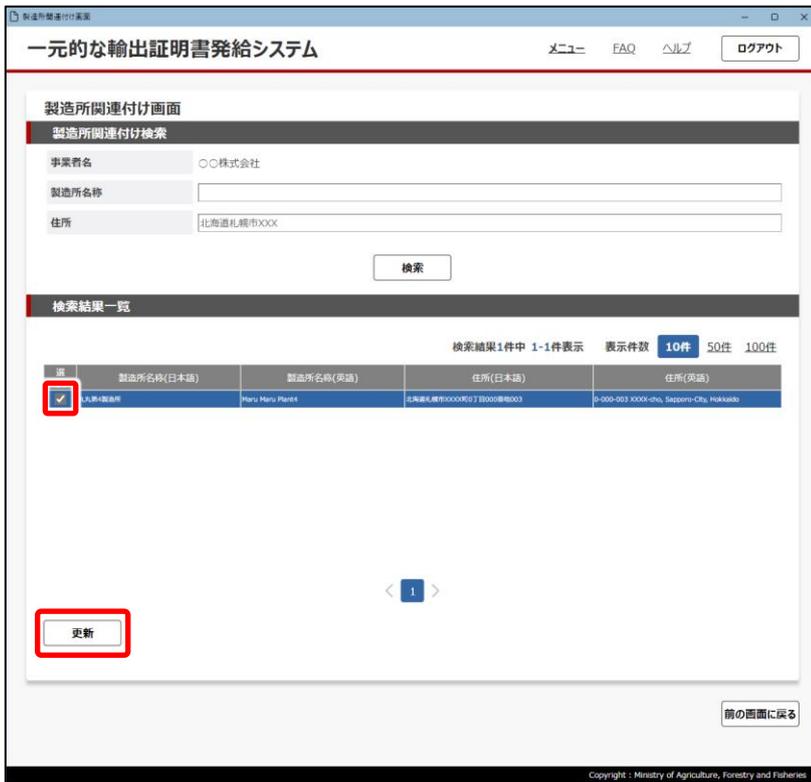
1 製造所を関連付けたい事業者を選択し、「製造所関連付け一覧」をクリックする

製造所関連付け一覧画面が表示されます。



2 「製造所の関連付けへ」をクリックする

製造所関連付け画面が表示されます。



3 関連付けたい製造所のチェックボックスをチェックし、[更新]をクリックする

確認メッセージが表示されます。

メモ

- 関連付けたい製造所がすぐに見つからない場合は、[製造所名称] 又は [住所] に関連付けたい製造所の情報を入力し、[検索] をクリックしてください。検索していない状態では、全件表示されます。



4 [OK] をクリックする



関連付けが登録され、製造所関連付け一覧画面に戻ります。

登録した製造所が表示されます。

(2) 関連付け解除

「事業者名」に表示されている事業者の、製造所の関連付けを解除します。

一元的な輸出証明書発給システム

製造所関連付け一覧画面

製造所関連付け検索

事業者名 ○○株式会社

製造所名称

住所

検索

検索結果一覧

製造所の関連付けへ

検索結果2件中 1-2件表示 表示件数 10件 50件 100件

選択	製造所ID	製造所名称(日本語)	製造所名称(英語)	住所(日本語)	住所(英語)
<input type="radio"/>	100013036	丸丸製3製造所	Maru Maru Plant3	北海道札幌市中央区南10条5丁目3番00号002	0-400-002 XXXX-cho, Sapporo-City, Hokkaido
<input checked="" type="radio"/>	10013037	丸丸製4製造所	Maru Maru Plant4	北海道札幌市中央区南10条5丁目3番00号003	0-400-003 XXXX-cho, Sapporo-City, Hokkaido

< 1 >

関連付け解除

前の画面に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

- 1 製造所関連付け一覧画面で関連付けを解除する製造所を選択し、**「関連付け解除」**をクリックする
確認メッセージが表示されます。

の内容

選択された事業者との関連付けを解除します。よろしいですか？

OK キャンセル

- 2 **「OK」**をクリックする

一元的な輸出証明書発給システム

製造所関連付け一覧画面

- 解除が正常に終了しました。

製造所関連付け検索

事業者名 ○○株式会社

製造所名称

住所

検索

検索結果一覧

製造所の関連付けへ

検索結果1件中 1-1件表示 表示件数 10件 50件 100件

選択	製造所ID	製造所名称(日本語)	製造所名称(英語)	住所(日本語)	住所(英語)
<input checked="" type="radio"/>	100013036	丸丸製3製造所	Maru Maru Plant3	北海道札幌市中央区南10条5丁目3番00号002	0-400-002 XXXX-cho, Sapporo-City, Hokkaido

< 1 >

関連付け解除

前の画面に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

一覧から製造所が削除されます。

2.3.3 事業者ユーザー管理

事業者ユーザー（管理者）がメインメニュー画面で「事業者ユーザー管理」をクリックすると、次の画面が表示されてユーザーを登録・管理できます。

事業者ユーザー検索

検索結果一覧

一元的な輸出証明書発給システム

事業者ユーザー一覧画面

事業者ユーザー検索

検索項目 ユーザー

メールアドレス

名称 水産 次郎

検索

検索結果一覧

検索結果1件中 1-1件表示 表示件数 10件 50件 100件

選択	ユーザーID	ユーザー名	事業者ID	事業者名	部署	役職	電話番号	メールアドレス	有効期限	ユーザー区分	直筆署名登録状況
<input checked="" type="radio"/>	YC1001966	水産 次郎	1001052	法人事業署名 食品・飼料申請用			090-1234-5678	susanjro.xyz@nosul.co.jp	2023-02-14~ 2024-03-31		未登録

修正 削除 パスワードロック解除 ログイン状態解除

前の画面に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

- 事業者ユーザー検索
登録ユーザー又は事業者を検索できます。
- 検索結果一覧
事業者に登録されているユーザーが一覧表示されます。
この画面から、事業者ユーザー情報の修正や削除、パスワードロック解除、ログイン状態解除なども行えます。

メモ

- 事業者ユーザーを新規追加する場合は、事業者管理画面で「ユーザー一覧」をクリックすると表示される事業者ユーザー一覧画面から行います。

参照▶「2.3.2 事業者管理 ■ユーザー一覧（ユーザーの追加）」

(1) 検索

事業者ユーザー又は事業者を検索します。

メインメニュー画面で「事業者ユーザー管理」をクリックし、事業者ユーザー一覧画面を表示した状態から操作します。

一元的な輸出証明書発給システム

事業者ユーザー一覧画面

事業者ユーザー検索

検索項目: ユーザー

メールアドレス:

名称:

検索

検索結果一覧

検索結果1件中 1-1件表示 表示件数 10件 50件 100件

選択	ユーザーID	ユーザー名	事業者ID	事業者名	部署	役職	電話番号	メールアドレス	有効期限	ユーザー区分	事業者名登録状況
<input checked="" type="radio"/>	YC1001749	北尾太郎	1001436	北海道水産株式会社	総務	役員	010-0000-1111	xxx.xx@xx.com	2023-03-01~2025-03-31		登録済

修正 削除 パスワードロック解除 ログイン状態解除

前の画面に戻る

上に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

1 「検索項目」を選択し、「ID」又は「名称」を入力する

メモ

- 「検索項目」で「ユーザー」を選択した場合、「メールアドレス」や「名称」に検索のキーワードを入力してください。

2 「検索」をクリックする

「検索結果一覧」に検索結果が表示されます。

(2) 修正

事業者ユーザー情報を修正します。

メインメニュー画面で「事業者ユーザー管理」をクリックし、事業者ユーザー一覧画面を表示した状態から操作します。

一元的な輸出証明書発給システム

事業者ユーザー一覧画面

事業者ユーザー検索

検索項目: ユーザー

メールアドレス:

名称: 水産 次郎

検索

検索結果一覧

検索結果1件中 1-1件表示 表示件数 10件 50件 100件

選択	ユーザーID	ユーザー名	事業者ID	事業者名	部署	役職	電話番号	メールアドレス	有効期限	ユーザー区分	事業者名登録状況
<input checked="" type="radio"/>	01001966	水産 次郎	1001052	法人事業者名 食品-調剤 申請済			090-1234-5678	xxxx@no-xyz@noosul.co.jp	2023-02-14~2024-03-31		未登録

修正 削除 パスワードロック解除 ログイン状態解除

前の画面に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

1 修正したい情報を選択して「修正」をクリックする

事業者ユーザー入力画面が表示されます。

一元的な輸出証明書発給システム

事業者ユーザー入力画面

事業者ユーザー情報

事業者名 法人事業者名 食品・飼料申請用

ユーザー名 必須

部署

役職

電話番号 必須
※ハイフンを入れて入力してください。

FAX番号 必須
※ハイフンを入れて入力してください。

メールアドレス 必須

有効期限 開始年月日 必須 終了年月日 必須

NACCS 利用者コード

管理者

委託/代行入力で署名利用

メール受信要否 要

直筆署名 ファイルが選択されていません

確認

前の画面に戻る

上に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

2 必要に応じて内容を修正し、画面下部の【確認】をクリックする

メモ

- **必須** アイコンがある項目は、必ず入力してください。
- 修正依頼が入っている項目は、背景色が変わり、修正コメントが表示されます。コメントを参考に修正してください。
- 事業者ユーザーに一斉送信するメールを対象ユーザーにも送信する場合は、【メール受信要否】チェックボックスをチェックしてください。
- 【直筆署名】を変更する場合は、 をクリックして登録されている署名を削除し、表示される【ファイルの選択】から新しい署名を選択します。

参照▶「2.3.1 事業者利用申請」

事業者ユーザー入力確認画面が表示されます。

一元的な輸出証明書発給システム

事業者ユーザー入力確認画面

事業者名 法人事業者名 食品・飼料申請用

ユーザー名 水産 次郎

部署

電話番号 090-1234-5678

FAX番号 半角文字

メールアドレス suisanjiro.xyz@nosui.co.jp

有効期限 開始年月日 2025-01-17 終了年月日 2025-05-28

NACCS 利用者コード 半角英数字

管理者

委託/代行入力で署名利用

メール受信要否 要

直筆署名 ファイルの選択

登録

前の画面に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

3 内容を確認し、【登録】をクリックする

事業者ユーザー登録完了画面が表示されます。

一元的な輸出証明書発給システム

事業者ユーザー登録完了画面

正常に登録されました。

OK

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

4 【OK】をクリックする

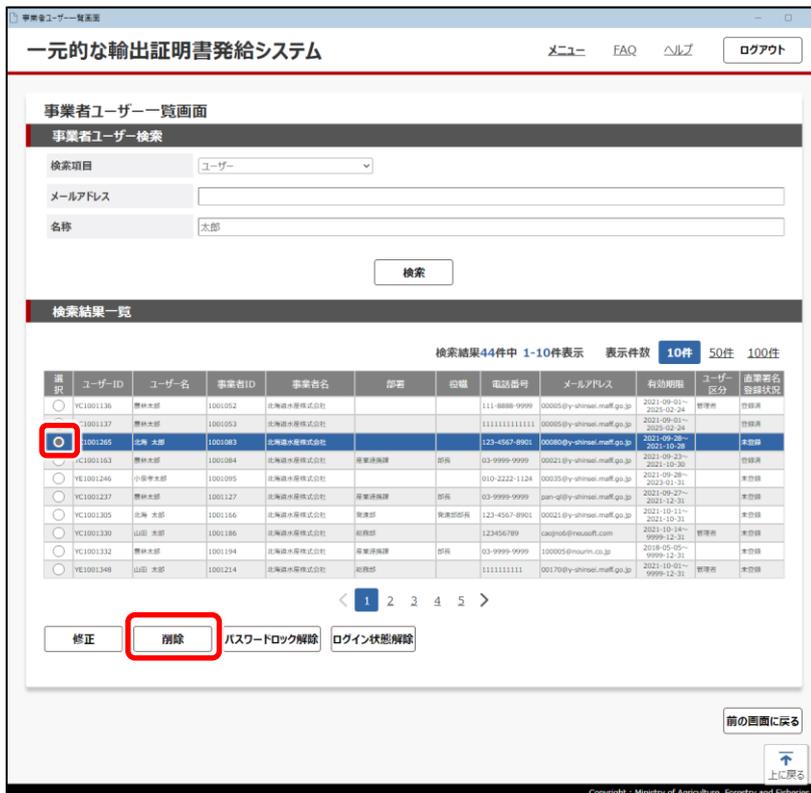


事業者ユーザー一覧画面に戻ります。

(3) 削除

事業者ユーザー情報を削除します。

メインメニュー画面で「事業者ユーザー管理」をクリックし、事業者ユーザー一覧画面を表示した状態から操作します。



1 削除したい情報を選択して「削除」をクリックする

事業者ユーザー削除確認画面が表示されます。



2 内容を確認し、[実行] をクリックする

事業者ユーザー削除完了画面が表示されます。



3 [OK] をクリックする



事業者ユーザー一覧画面に戻ります。

(4) パスワードロック解除

事業者ユーザーがログイン時にパスワードを 5 回間違えてパスワードにロックがかかり、ログインできない状態になっている場合に解除します。

メインメニュー画面で「事業者ユーザー管理」をクリックし、事業者ユーザー一覧画面を表示した状態から操作します。

一元的な輸出証明書発給システム

事業者ユーザー一覧画面

事業者ユーザー検索

検索項目: ユーザー

メールアドレス: _____

名称: _____

検索

検索結果一覧

検索結果2件中 1-2件表示 表示件数 10件 50件 100件

選択	ユーザID	ユーザー名	事業者ID	事業者名	部署	役職	電話番号	メールアドレス	有効期限	ユーザー区分	直轄署名登録状況
<input checked="" type="checkbox"/>	110011208	北海 太郎	1001185	北海道水産株式会社			15556786666	p_zhang.neu@y-shinsei.maff.go.jp	2022-09-27~ 2026-09-01	管理者	登録済

修正 削除 **パスワードロック解除** ログイン状態解除

前の画面に戻る

上に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

1 パスワードロックを解除するユーザーを選択して「パスワードロック解除」をクリックする

事業者ユーザーロック解除確認画面が表示されます。

一元的な輸出証明書発給システム

事業者ユーザーロック解除確認画面

ロックを解除します。

事業者名: 北海道水産株式会社

ユーザー名: 北海 太郎

電話番号: 15556786666

メールアドレス: p_zhang.neu@y-shinsei.maff.go.jp

有効期限日: 2022-10-14

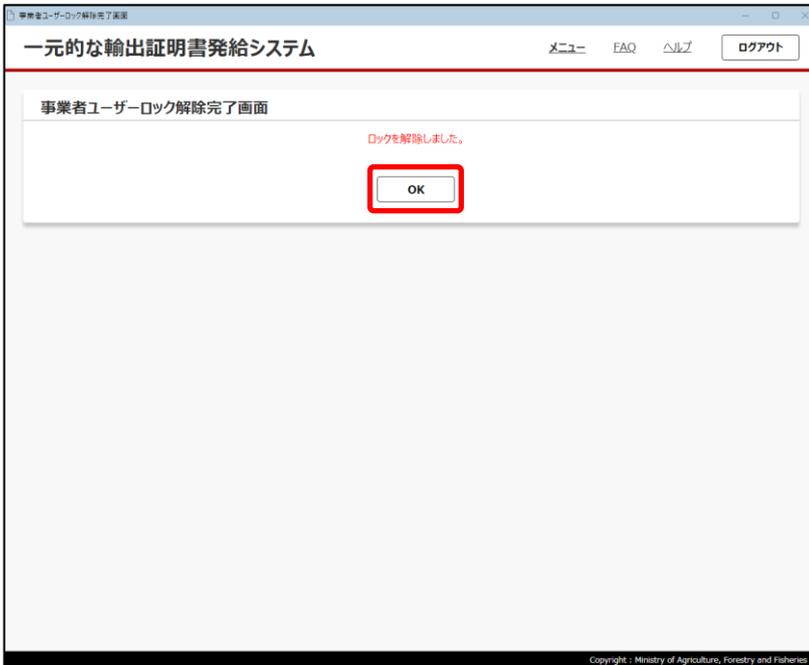
実行

前の画面に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

2 内容を確認し、「実行」をクリックする

事業者ユーザーロック解除完了画面が表示されます。



3 [OK] をクリックする



事業者ユーザー一覧画面に戻ります。
パスワードロックが解除され、パスワードの入力できるようになります。

(5) ログイン状態解除

異常終了などでログイン状態のまま本システムを終了した場合、次回起動時に本システムがログイン中と判断され、ログインできないことがあります。ログインできるように、ログイン状態を解除します。

メインメニュー画面で「事業者ユーザー管理」をクリックし、事業者ユーザー一覧画面を表示した状態から操作します。



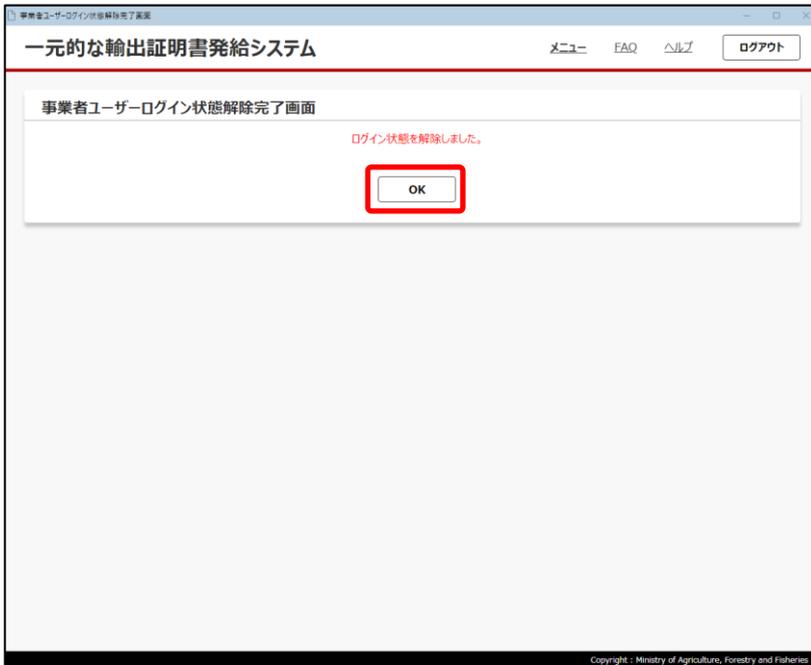
1 ログイン状態を解除するユーザーを選択して「ログイン状態解除」をクリックする

事業者ユーザーログイン状態解除確認画面が表示されます。



2 内容を確認し、「実行」をクリックする

事業者ユーザーログイン状態解除完了画面が表示されます。



3 [OK] をクリックする



事業者ユーザー一覧画面に戻ります。
解除設定したユーザーのログイン状態が解除され、ログインできるようになります。

■ 直筆署名の画像を用意する

事業者ユーザー情報に直筆署名を登録したい場合は、あらかじめ直筆署名用の画像を作成してください。

注意

委託／代行で申請を行う場合、事業者の代表 1 ユーザーのみ [委託／代行入力で署名利用] チェックボックスをチェックしてください。

直筆署名画像の作成方法は、次のとおりです。



1 メインメニューで [申請書テンプレートダウンロード] をクリックする

テンプレートダウンロード画面が表示されず。



2 [直筆署名入力用紙ダウンロード] をクリックする

別ウィンドウで直筆署名入力用紙が表示されます。



3 アイコンをクリックし、出力する

いったん保存したい場合は、アイコンをクリックすると「名前をつけて保存」画面が表示されるので、保存先を指定して保存してください。

4 出力した用紙の「サイン欄」枠内に署名してスキャンする

メモ

- 署名は黒のボールペンなど、スキャンしたときにぼやけないもので書いてください。
- スキャンしたデータは、PDF形式で保存してください。

直筆署名用のデータが用意できました。

事業者利用申請をするときに、必要に応じて署名を登録してください。

参照▶ 直筆署名の登録方法 ➡ 「2.3.1 事業者利用申請」



第3章 システムの起動・終了



3.1 システムの起動

本システムを起動する方法は、次のとおりです。



- 1 Microsoft Edge のアドレス欄に、次の URL を入力して [Enter] キーを押す

<https://x-shinsei.maff.go.jp/exportweb/>

本システムが起動すると、ログイン画面が表示されます。

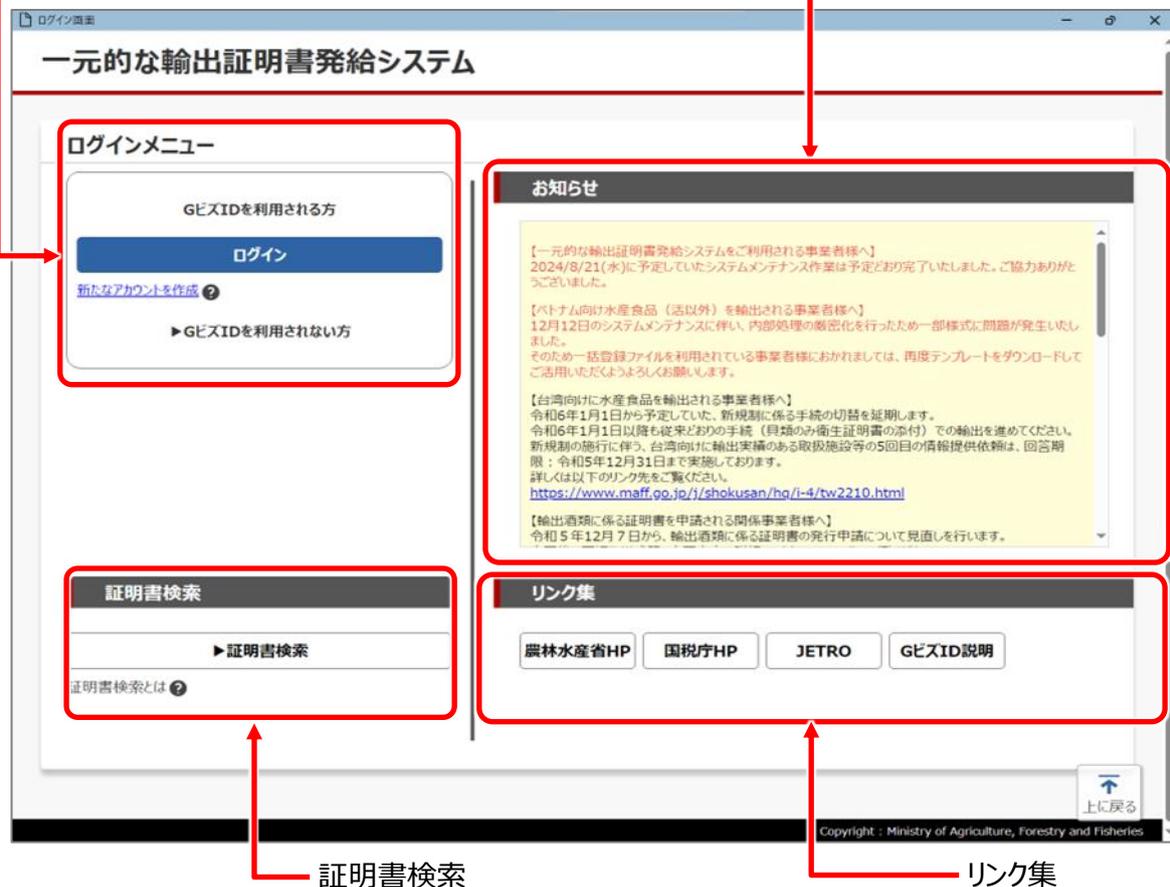
ログイン方法は、次項を参照してください。

3.2 システムのログイン/ログアウト

3.2.1 ログイン画面構成

ログインメニュー

お知らせ



証明書検索

リンク集

- ログインメニュー

〔ログイン〕をクリックすると本システムにログインできます。詳細は次項を参照してください。

〔新たなアカウントを作成〕をクリックすると、GbizIDのWebページが表示されます。

〔GbizIDを利用されない方〕をクリックすると、ローカルアカウントのIDとパスワードの入力エリアが表示されます。

- お知らせ

お知らせ事項を表示しています。内容を確認してからログインしてください。

- 証明書検索

〔証明書検索〕をクリックすると、輸出証明書検索システムが起動します。輸出先の地域・国や、品目などをキーにして、必要な証明書を検索することができます。

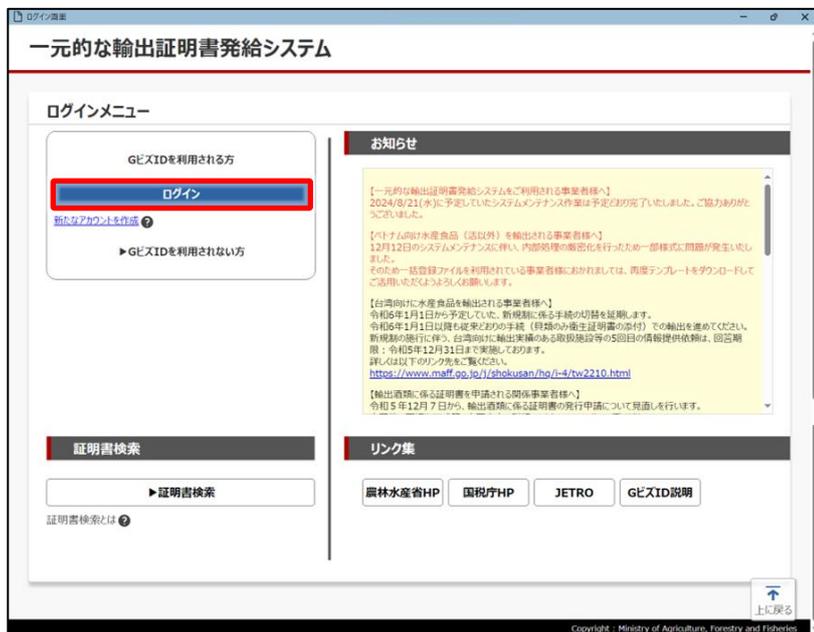
- リンク集

関係機関へのリンクが用意されています。リンクをクリックすると、対象のWebサイトが別ウィンドウで表示されます。

3.2.2 ログインする

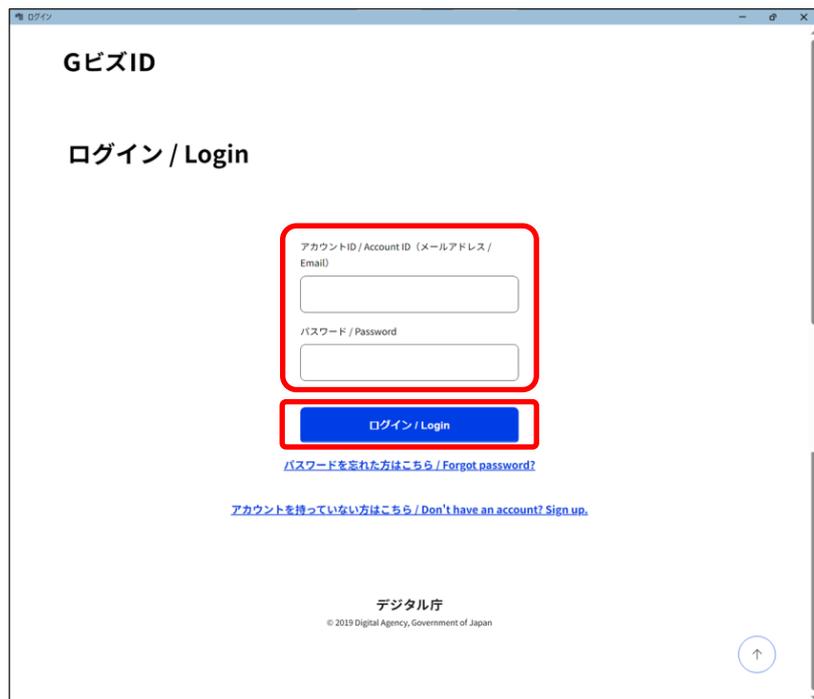
本システムにログインする方法は、次のとおりです。

■ GビズIDを使用する場合



1 【ログイン】をクリックする

本システムが起動すると、ログイン画面が表示されます。



2 アカウントIDとパスワードを入力し、【ログイン】をクリックする

メモ

- パスワードを忘れた場合は、【パスワードを忘れた方はこちら】をクリックして画面に従って操作してください。
- GビズIDを持っていない場合は、【アカウントを持っていない方はこちら】をクリックして画面に従って操作してください。

ワンタイムパスワード入力画面が表示されます。



- 3 アカウントIDとワンタイムパスワードを入力し、[OK] をクリックする**
- SMSにワンタイムパスワードが送信されます。SMSを確認して、1時間以内に入力してください。

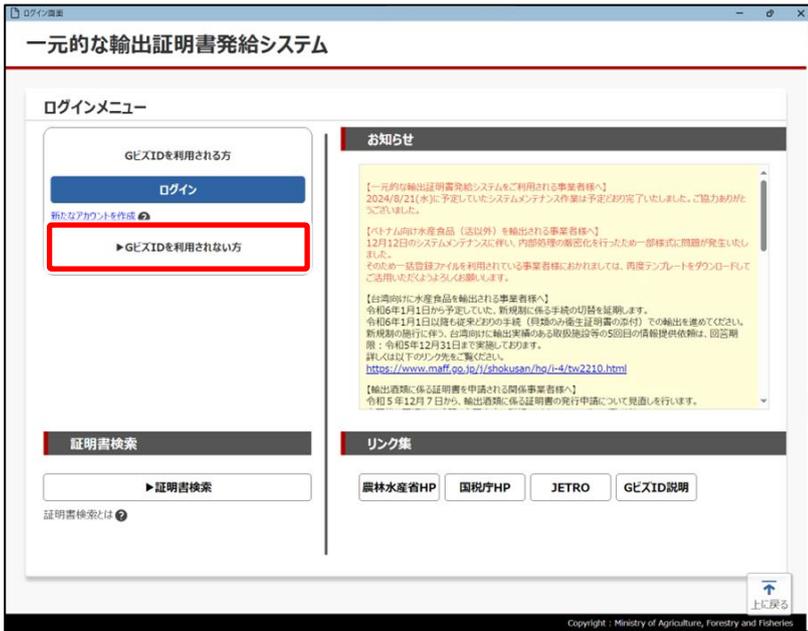


メモ

- ログインすると別ウィンドウでシステムの利用条件画面が表示されます。内容を確認してからブラウザの [×] (閉じる) で、閉じてください。

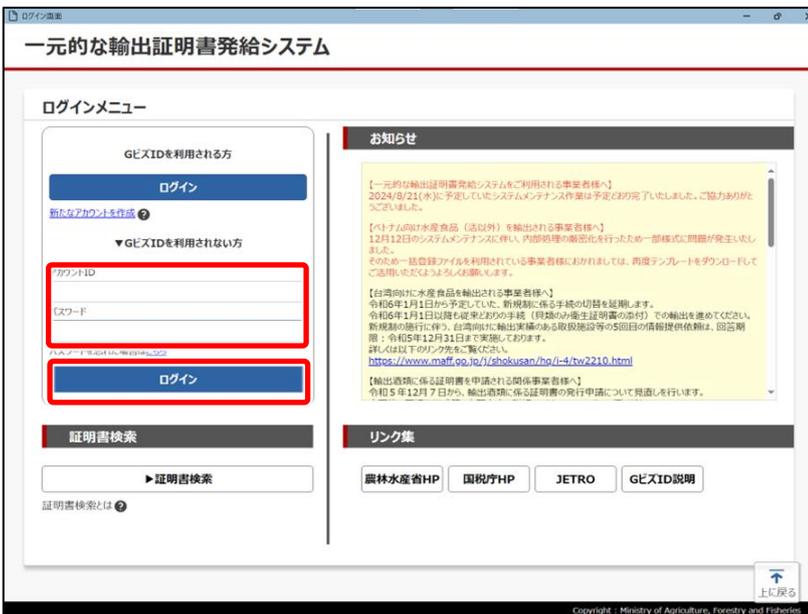
本システムのメインメニューが表示されます。

■ GビズIDを使用しない場合



1 [GビズIDを利用されない方]をクリックする

アカウントのIDとパスワードの入力エリアが表示されます。



2 アカウントIDとパスワードを入力し、[ログイン]をクリックする

メモ

パスワードを忘れた場合は、[パスワードを忘れた方はこちら]をクリックして画面に従って操作してください。

1人分のユーザー情報のみ登録している場合は、メインメニューが表示されます。

複数のユーザー情報を登録している場合は、事業者ユーザー選択画面が表示されます。手順3へ進んでください。



3 使用するユーザーを選択して [ログイン] をクリックする



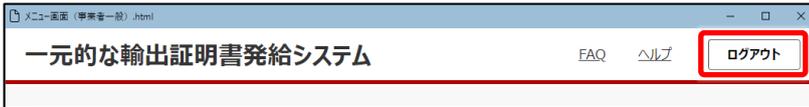
メモ

- ログインすると別ウィンドウでシステムの利用条件画面が表示されます。内容を確認してからブラウザの [×] (閉じる) で、閉じてください。

本システムのメインメニューが表示されます。

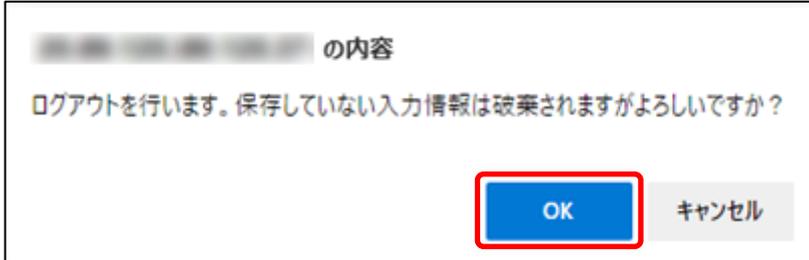
3.2.3 ログアウトする

本システムからログアウトする方法は、次のとおりです。



1 画面右上の [ログアウト] をクリックする

確認メッセージが表示されます。



2 [OK] をクリックする

本システムからログアウトします。

3.3 パスワードを変更する

セキュリティ上、パスワードは定期的に変更してください。

(1) G ビズ ID を使用する場合

パスワードは、GビズIDのマイページにある [このアカウントの管理] → [パスワード変更] から変更できます。GビズIDのマイページを表示する方法は、『GビズIDクイックマニュアル』を参照してください。『GビズIDクイックマニュアル』は、ブラウザのアドレス欄に次のURLを入力して [Enter] キーを押すと表示されます。

- プライムアカウントの場合

https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Prime.pdf

- メンバーアカウントの場合

https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Member.pdf

※GビズIDのエントリーアカウントでは本システムを利用できません。

(2) G ビズ ID を使用しない場合

本システムにユーザー登録してから90日経つごとに、ログインすると次のパスワード設定画面が表示されます。



1 [旧パスワード] に現在使用中のパスワード、[新パスワード] と [新パスワードの確認] に新しいパスワードを入力する

メモ

- パスワードには、次の制限があります。
 - 10文字以上16文字以下
 - 半角英字(大文字) 半角英字(小文字) 数字、半角記号をすべて含む
 - 使用できる記号は次の28文字
!#\$%&()-=^~|¥@`[{]}*
:+;/?_.,

2 [確認] をクリックする

確認メッセージが表示されます。



3 **【OK】をクリックする**
パスワード変更完了画面が表示されます。



4 **【OK】をクリックする**



メインメニューが表示されます。
パスワードが変更され、通知メールが送信されます。
次回から、新しいパスワードを使用してログインしてください。

第4章 メインメニュー

4.1 メインメニュー画面構成

本システムを起動して最初に表示される画面を「メインメニュー」と呼びます。



メモ

- サブメニューが表示されていない場合、各メニューの横にある [▶]（表示/非表示切替）をクリックしてください。サブメニューが表示されます。
- サブメニューを非表示にしたい場合も、同様に各メニューの横にある [▼]（表示/非表示切替）をクリックしてください。

● メインメニュー

各種申請や管理のメニューが表示されます。実行したい機能のメニュー項目をクリックすると、該当画面が表示されます。表示されるメニューは、管理者とユーザーでは一部異なります。

● お知らせ

お知らせ事項を表示しています。内容を確認してから申請を開始してください。

● 処理状況一覧

ログインしたユーザーが申請している証明書などの処理状況が一覧表示されます。

各種証明や製造所登録など、処理中のものがある場合は件数が表示され、処理中のものがない場合は「0件」と表示されます。

4.2 輸出証明書の申請

輸出証明書の申請方法について説明します。

4.2.1 申請状況一覧画面構成

メインメニューで「輸出証明書発給」をクリックすると、次の画面が表示されます。

申請状況検索

表示／非表示切換

検索結果一覧

メモ

- 申請状況検索の詳細が表示されていない場合、[申請状況検索]の横にある[+]（表示／非表示切換）をクリックしてください。詳細画面が表示されます。申請状況検索の詳細を非表示にしたい場合も、同様に[申請状況検索]の横にある[-]（表示／非表示切換）をクリックしてください。

● 申請状況検索

輸出先、品目、申請日付などをキーとして、各種申請を検索できます。検索キーにしたい項目を入力し、[検索]をクリックしてください。

● 検索結果一覧

申請状況検索で検索した内容が表示されます（検索していない状態では、全件表示されます）。申請状況が仮登録や修正依頼など、対応必要な申請が上部に表示されます。

■ 複数選択

複数の申請を一度に選択して、申請状況一覧画面にボタンで用意されている機能の一部を実行できます。

複数の申請を選択して実施できる処理の種類は、次のとおりです。

- 運送情報添付資料一括登録（※酒類の申請のみ）
- 申請情報一括修正（※酒類の申請のみ）

画面下部にボタンで用意されている処理のうち、複数選択して一括実行できる処理は申請の状況ステータスによって異なります。

複数選択した時点でグレー表示されているボタンは実行できません。

各処理を実行できる状況ステータスは、次の表のとおりです。各処理の詳細については、個別の説明項を参照してください。

処理	実行できる状況ステータス	各処理の説明項
運送情報添付資料一括登録	仮登録、申請前、修正依頼	4.2.5「■ 運送情報添付資料一括登録」
申請情報一括修正	申請前、修正依頼（※）	4.2.17「申請情報一括修正」

※申請情報一括修正は、酒類の申請情報で状況ステータス、インボイス番号、輸出先、品目がすべて同一の場合にのみ実行できます。また申請に一時保存データがある場合、申請情報一括修正は実行できません。

各機能を実行する際、複数の申請書を選択する操作方法は次のとおりです。

メインメニューで「輸出証明書発給」をクリックし、申請状況一覧画面を表示した状態で操作してください。



1 「複数選択」をクリックする

申請状況一覧左端の「複数選択」チェックボックスが選択できる状態になります。



2 処理を行いたい申請書の【複数選択】チェックボックスをチェックする

チェックした各申請書が処理対象になります。

この状態で、実行したい処理のボタンをクリックし、各種処理を実行してください。

メモ

- 複数の画面にまたがって複数選択することはできません。一度に選択できるのは、1 画面内に表示されている申請書のみです。
- 複数選択を解除したい場合は、再度【複数選択】をクリックしてください。申請書の選択が解除されます。

4.2.2 申請状況ステータス

【状況】欄の申請状況を示すステータスは、上下2行で表示される場合があります。上の行は申請全体の状況（メインステータス）、下の行は酒類の申請における試料分析の状況（サブステータス）です。証明書が発行されると、メインステータスのみ表示されます。

【状況】欄のステータスは、次の表のとおりです。

申請日時	状況	手数料 納付状況	輸出先国 ・地域	品目
2023-12-08 19:12:49	申請中 試料分析済	対象外	大韓民国	酒類
2023-12-08 19:22:13	審査開始 試料分析前	対象外	ロシア	酒類
2023-12-14 19:46:57	審査開始 試料分析前	その他納付待ち	大韓民国	酒類

申請状況ステータス		意味
メイン	仮登録	申請者が申請対象の輸出先と品目を登録した状態です。
	申請前	申請者が仮登録後に新規登録（又は一括登録、参照登録）した状態です。
	申請中	申請者が新規登録（又は一括登録、参照登録）後に申請し、審査者が審査を開始する前の状態です。
	修正依頼	審査者から申請者へ、申請内容の修正を依頼した状態です。
	申請中(修正依頼)	審査者からの修正依頼に対して、申請者が修正を行い、申請をした状態です。
	審査開始	審査者が申請内容を確認し、審査開始した状態です。
	起案済	審査が終了し、審査者から交付者へ交付依頼した状態です。
	棄却	審査者が申請内容を審査し、申請を棄却した状態です。
	交付準備中	交付者が証明書の交付を準備している状態です。
	証明書発行済	交付者が証明書を印刷した状態です。
	証明書受取可	交付者が発行した証明書を、申請者が受け取り可能な状態です。
	証明書受領済	交付者が発行した証明書を、申請者が受け取った状態です。
	完了	申請作業がすべて完了した状態です。
	破棄依頼	交付者から審査者へ、申請の破棄を依頼した状態です。
破棄	審査者が申請を破棄した状態です。審査者が破棄申請を承諾した状態です。	
サブ ※1	試料分析前※2	分析機関が申請の試料を分析開始する前の状態です。
	試料分析開始※2	分析機関が申請の試料を分析開始した状態です。
	試料分析済※2	分析機関が申請の試料を分析終了した状態です。

※1： 運送情報が未登録の場合、【状況】欄下の行に「運送情報未登録」と表示されます。

※2： 酒類の申請の場合のみ表示されます。

4.2.3 手数料納付状況ステータス

〔手数料納付状況〕欄のステータスは、次の表のとおりです。
ステータスについて、申請後、「電子納付待ち」に切り替わるまで、10分ほど要する場合があります。
国が発行する輸出証明書の手数料納付については、令和7年4月1日以降となります。

納付方法	手数料納付状況 ステータス	意 味
—	—	納付方法が決まっていない状況です。
電子納付	電子納付登録待ち	申請者が納付方法を電子納付に選択して申請を行い、手数料納付の登録を待っている状況です。
電子納付	電子納付登録依頼中	申請者が納付方法を電子納付に選択して申請を行い、納付番号等の連携を待っている状況です。
電子納付	電子納付待ち ※1	電子納付用の納付番号等が連携され、納付が可能となった状況です。
電子納付	電子納付待ち (みなし納付) ※1	未納付の状態、職員がみなし納付されたとして手続きを進めている状況です。
電子納付	電子納付済	申請者がPay-easyで手数料の納付を完了させた状況です。
電子納付	電子納付期限切れ	申請者が納付番号発行後に、1年（365日）以内の納付を行わず納付期限切れとなった状況です。
電子納付	電子納付期限切れ (みなし納付)	申請者が「電子納付待ち（みなし納付）」のまま、納付を行わず納付期限切れとなった状況です。
その他	その他納付待ち	申請者が納付方法をその他に選択して申請を行い、納付を待っている状況です。
その他	その他納付待ち (みなし納付)	未納付の状態、職員がみなし納付されたとして手続きを進めている状況です。
その他	その他納付済	申請者が電子納付以外の方法で納付を完了した状況です。
—	対象外	手数料納付が対象外の申請を指す状況です。

※1：申請後、「電子納付登録待ち」から「電子納付待ち」に切り替わるまで、10分ほど要する場合があります。

4.2.4 輸出先・品目の選択

登録方法には、次の3種類があります。

- 新規登録
1件の輸出情報を新規登録する場合に使用します。
- 一括登録
同国に多数の輸出情報を一括で登録する場合などに使用します。操作方法は「4.2.6 一括登録」を参照してください。
- 参照登録
登録済の情報を再利用して登録する場合に使用します。操作方法は「4.2.7 参照登録」を参照してください。

新規登録の操作方法は、次のとおりです。

メインメニューで「輸出証明書発給」をクリックし、申請状況一覧画面を表示した状態で操作してください。



- 1 **「新規登録」をクリックする**
輸出先・品目選択画面が表示されます。



- 2 **輸出事業者の委任を受けて代理申請を行う場合、【代理申請】をチェックして委託元の事業者名を【委託元事業者】から選択する**

注意

- 代理申請を行わない場合は手順3へ進んでください。

申請書 輸出先・品目選択画面

一元的な輸出証明書発給システム

メニュー FAQ ヘルプ ログアウト

輸出先・品目選択画面

申請者選択

代理申請

委託元事業者

| 原発関連証明、衛生証明関連の場合はこちらを選択

| 漁獲証明、自由販売証明の場合はこちらを選択

次へ

前の画面に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

3 証明書の種類を選択する

申請したい証明書の左端にある○をクリックしてください。選択状態になると、灰色になります。

メモ

- [原発関連証明、衛生証明関連の場合はこちらを選択] または、[漁獲証明、自由販売証明の場合はこちらを選択] のいずれかの○をクリックします。

申請書 輸出先・品目選択画面

一元的な輸出証明書発給システム

メニュー FAQ ヘルプ ログアウト

輸出先・品目選択画面

申請者選択

代理申請

委託元事業者

| 原発関連証明、衛生証明関連の場合はこちらを選択

アジア 選択してください	欧州 選択してください
大洋州 選択してください	中東 選択してください
北米 選択してください	アフリカ 選択してください
中南米 選択してください	その他 選択してください

品目分類 選択してください

| 漁獲証明、自由販売証明の場合はこちらを選択

次へ

前の画面に戻る

上に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

4 [原発関連証明、衛生証明関連の場合はこちらを選択] の場合は、輸出先と品目分類を選択して [次へ] をクリックする

輸出先は地域ごとに分かれています。対象地域のプルダウンメニューから、輸出先を選択してください。

登録した内容に対して作成が可能な証明書の一覧が表示されます。

手順3で「漁獲証明、自由販売証明の場合はこちらを選択」を選択した場合は、「輸出先地域」、「輸出先国」、「品目」、「製造所」をそれぞれプルダウンメニューから選択して「次へ」をクリックしてください。

5 表示された内容を確認して「仮登録」をクリックする

必要な証明書のみチェックをしてください。
仮登録完了画面が表示されます。

メモ

- 品目が酒類の場合、輸出先によっては証明書名の横に表示される ? にカーソルを合わせると、証明書の説明がバブルン表示されます。

<input checked="" type="checkbox"/>	製造地証明 ?	指定都県以外の道府県において製造
<input checked="" type="checkbox"/>	放射性物質検査	(産出)された酒類であることの証明
<input type="checkbox"/>	製造日証明 ?	

- 認定非併設食肉処理施設にて処理された食肉を輸出する場合、衛生証明書の発行申請時に原料食肉衛生証明書の添付が必要です。原料食肉衛生証明書は、輸出する食肉の原料となる食肉を製造した認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所等により発行されます。



6 [OK] をクリックする



申請状況一覧画面に戻ります。

仮登録した申請の証明書が表示されます。

仮登録してから、資料の登録と申請情報の入力操作が必要になります。次項に進んでください。

4.2.5 資料の登録・申請情報の入力

仮登録した項目について、資料を登録して申請情報を入力します。

■ 運送情報添付資料と別添資料

登録する資料には、運送情報添付資料と別添資料があります。

運送情報添付資料とは、「B/L・AWB・インボイス番号」、「出港日」、「船便名・航空便名」、「第3国経由船便名・航空便名」の4つの情報を証明する資料を示します。申請情報を入力する場合、運送情報添付資料から文字情報を読み取って入力することができます。

別添資料は、上記以外の資料です。

どちらの資料も、PDF形式で用意してください。

運送情報添付資料と別添資料は別々に登録しますが、どちらの場合も登録方法は次のとおりです。

なお、別添資料がない場合には、登録は不要です。

運送情報添付資料の登録方法を例に説明します。

酒類の証明書のみ、複数の申請情報を選択して運送情報添付資料を一括登録できます。詳細は後述「■ 運送情報添付資料一括登録（酒類に限る）」を参照してください。



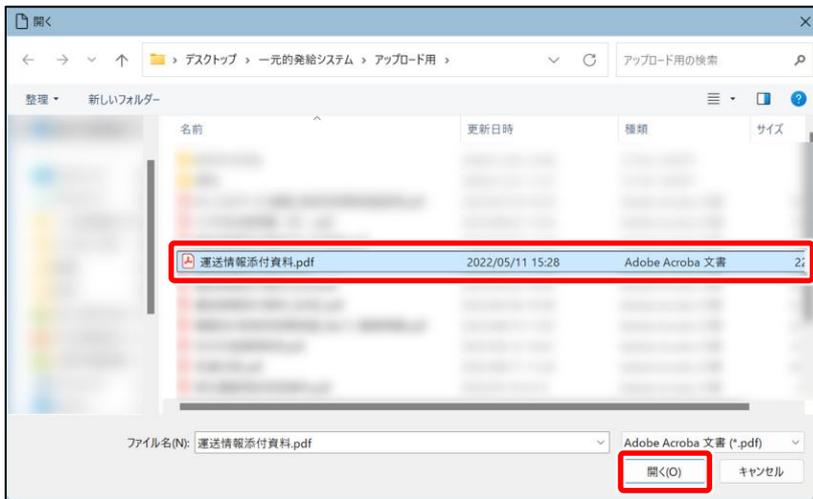
1 「運送情報添付資料」の「登録」をクリックする

資料を登録したい申請の行にある「登録」をクリックしてください。

添付資料の登録画面が表示されます。



2 **【ファイルの選択】をクリックする**
 ファイルを選択する画面が表示されます。



3 **添付資料のファイルを指定して【開く】をクリックする**

添付資料の登録画面に戻り、指定したファイルが【ファイルの選択】の右側に表示されます。

メモ

- 複数のファイルをアップロードするとき、
 【Ctrl】キーを押しながらクリックすると、
 複数のファイルを選択できます。
 また、【Shift】キーを押しながらクリックすると、
 ファイルを範囲選択できます。



4 **【追加】をクリックする**
 確認メッセージが表示されます。



5 **【OK】をクリックする**
 画面下部の【添付申請ファイル名】に、
 指定したファイルが表示されます。



6 「OCR読み込み」にチェックを入れて「アップロード」をクリックする

アップロードの結果画面が表示されます。

メモ

- 間違えて別のファイルを指定した場合などファイルを削除したい場合は、左端の「削除」チェックボックスをチェックして画面下部の「削除」をクリックしてください。
- 複数ファイルを追加し、一部のファイルに「OCR読み込み」のチェックを入れた際は、残りのファイルはOCR読み込み状態が「未処理」のままとなります。再度、OCRを読み込ませる場合は、「未処理」のファイルを追加し直して「アップロード」を行ってください。

参照 ▶ 403エラーについて ➡ 「1.1.6 画面の基本操作 ■ ファイルのアップロード/ダウンロード方法」



7 「成功」の右側にアップロードしたファイルの件数が表示されていることを確認し、「登録」をクリックする

メモ

- アップロードを失敗した場合、[失敗]の右側に件数が表示され、[エラーファイルダウンロード] がクリック可能な状態になります。次の手順で操作してください。
 - ① [エラーファイルダウンロード] をクリックし、エラーファイルを [ダウンロード] フォルダにダウンロードする
 - ② エラーファイルを参考に、資料のファイルを修正する
 - ③ 資料をアップロードし直す
- 運送情報添付資料を登録すると、申請番号が発行されます。

登録完了画面が表示されます。



8 [OK] をクリックする

メモ

- 運送情報登録の場合は、添付資料の登録画面に戻ります。手順 9 へ進んでください。
- 別添資料の場合は、[登録完了] をクリックしてください。申請状況一覧画面に戻るので、手順 11 へ進んでください。



9 [OCR状態更新] をクリックする

OCR読み込み状態が「処理中」から「処理済」に変更されます。

メモ

- 申請書入力する際に読み込ませた内容が表示されます。「4.2.8 修正 (1) 状況ステータスが「仮登録」の場合」の手順 1 メモを参照してください。
- 手順 8 で 20 秒経過後に [OK] をクリックした場合、登録画面の OCR 読み込み状態が「処理済」になります。
- 手順 8 で 20 秒以内に [OK] をクリックした場合、登録画面の OCR 読み込み状態は「処理中」となります。



10 [前の画面に戻る] をクリックする

申請状況一覧画面に戻ります。

11 [運送情報添付資料] 又は [別添資料] のどちらかもう一方を登録する場合は、手順1~9を参考に登録する

資料を登録した項目について、申請情報を入力します。

申請状況一覧画面

一元的な輸出証明書発給システム

メニュー FAQ ヘルプ ログアウト

申請状況検索

検索結果一覧

新規登録 一括登録

複数選択

検索結果80件中 1-10件表示 表示件数 10件 50件 100件

複数選択	選択	申請日時	状況	手数料納付状況	輸出先国・地域	品目	証明区分	運送情報添付資料	別添資料	申請番号	積荷マーク/ID付番号	証明書番号	寄付拠点
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="radio"/>		仮登録	-	インド	水産食品	衛生証明	動物性	動物性	E00041817			
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		仮登録	-	インド	飼料用魚粉	衛生証明	動物性	動物性				
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		仮登録	-	インド	農産物(野菜・果物)用肥料	衛生証明	動物性	動物性				
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		仮登録	-	クワンチケ	水産食品	衛生証明	動物性	動物性				
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		仮登録	-	オーストラリア	食肉	衛生証明	動物性	動物性				
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		仮登録	-	オーストラリア	輸出農産物用肥料	衛生証明	動物性	動物性				
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		仮登録	-	ラワンアシア	牛肉	衛生証明	動物性	動物性				
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		仮登録	-	ラワンアシア	牛肉	衛生証明(衛生所の検査済)	-	動物性				

1 2 3 4 5 6 7 8 >

参照登録 **修正** 削除 申請 運送情報登録 証明書(副)の印刷 参照 破棄依頼

分析試料明細書の印刷 運送情報添付資料一括登録 申請情報一括修正 手数料納付方法変更

前の画面に戻る

上に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

12 「修正」をクリックする

メモ

- 運送情報添付資料を登録していない場合は、このタイミングで申請番号が発行されます。

申請書入力画面が表示されます。

表示される入力画面は、申請品目や輸出先国によって異なります。

参照▶申請書入力

「4.2.8 修正 (1)状況ステータスが「仮登録」の場合」

■ 原本証明を登録する（再輸出証明書及び輸出・再輸出証明書の申請をする場合に限る）



1 「別添資料」の「登録」をクリックする

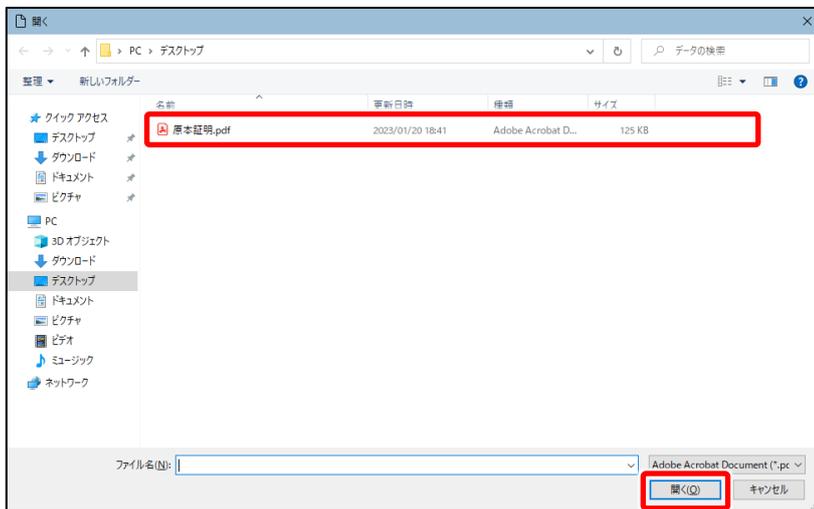
登録したい資料の列にある「登録」をクリックしてください。

添付資料の登録画面が表示されます。



2 「統計証明添付資料」の「ファイルの選択」をクリックする

ファイルを選択する画面が表示されます。



3 添付資料のファイルを指定して「開く」をクリックする

添付資料の登録画面に戻り、指定したファイルが「ファイルの選択」の右側に表示されます。

メモ

- 複数のファイルをアップロードするとき、[Ctrl] キーを押しながらクリックすると、複数のファイルを選択できます。また、[Shift] キーを押しながらクリックすると、ファイルを範囲選択できます。



4 「追加」をクリックする

確認メッセージが表示されます。



5 「OK」をクリックする

画面下部の「添付申請ファイル名」に、指定したファイルが表示されます。



6 「アップロード」をクリックする

アップロードの結果画面が表示されます。

メモ

- 間違えて別のファイルを指定した場合などファイルを削除したい場合は、左端の「削除」チェックボックスをチェックして画面下部の「削除」をクリックしてください。

参照▶403エラーについて ➡ 「1.1.6 画面の基本操作 ■ファイルのアップロード/ダウンロード方法」



7 「成功」の右側にアップロードしたファイルの件数が表示されていることを確認し、「登録」をクリックする

メモ

- アップロードを失敗した場合、[失敗]の右側に件数が表示され、[エラーファイルダウンロード] がクリック可能な状態になります。次の手順で操作してください。
 - ① [エラーファイルダウンロード] をクリックし、エラーファイルを [ダウンロード] フォルダにダウンロードする
 - ② エラーファイルを参考に、資料のファイルを修正する
 - ③ 資料をアップロードし直す

登録完了画面が表示されます。



8 「別添資料ファイル登録」をクリックする

ファイルのアップロード画面に戻ります。

[登録完了] をクリックすると申請状況一覧画面に戻ります。別添資料を登録する場合は、[別添資料] の [登録] をクリックしてください。



9 別添資料を登録する

統計証明添付資料と同様に、必要に応じて別添資料を登録してください。

登録完了画面で「登録完了」をクリックすると、申請状況一覧画面に戻ります。



資料登録のあと、申請を行います。

参照▶「4.2.10 申請」

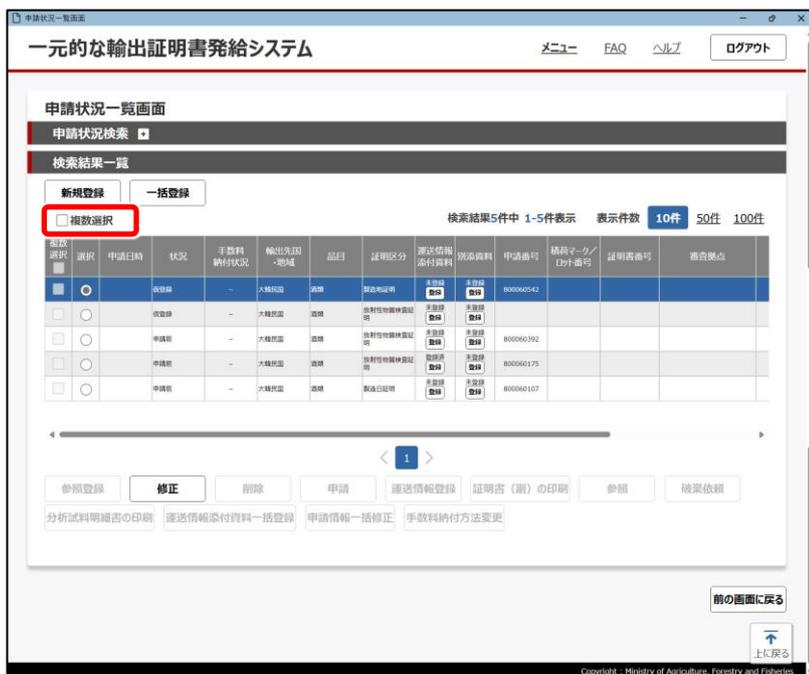
■ 運送情報添付資料一括登録（酒類に限る）

酒類の証明書のみ、申請の状況ステータスが「申請前」「修正依頼」の場合に複数の申請情報を選択して運送情報添付資料を一括登録できます。

運送情報添付資料を一括登録する方法は次のとおりです。

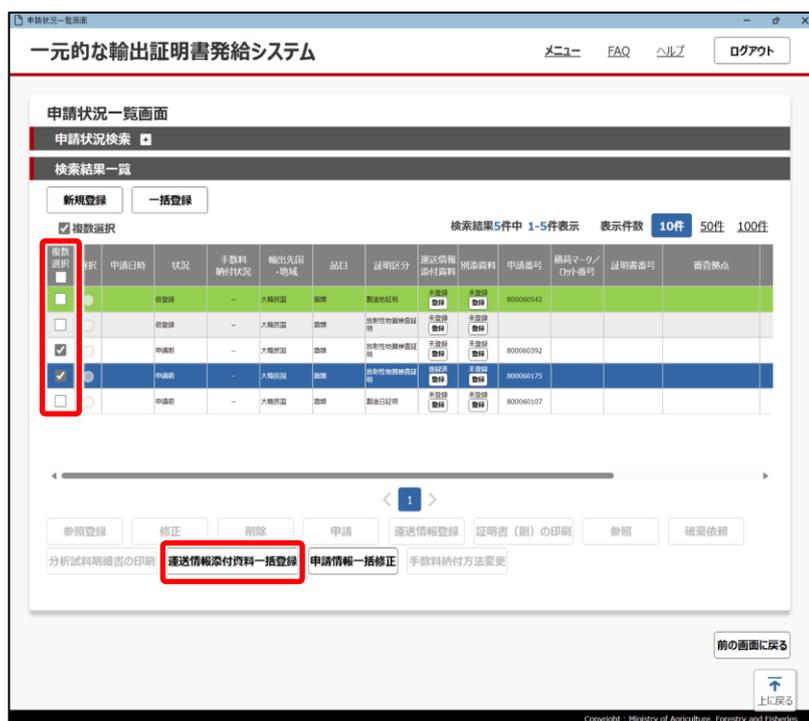
メモ

- 本機能で OCR 読み込みは実行できません。



1 [複数選択] をクリックする

申請状況一覧左端の [複数選択] チェックボックスが選択できる状態になります。

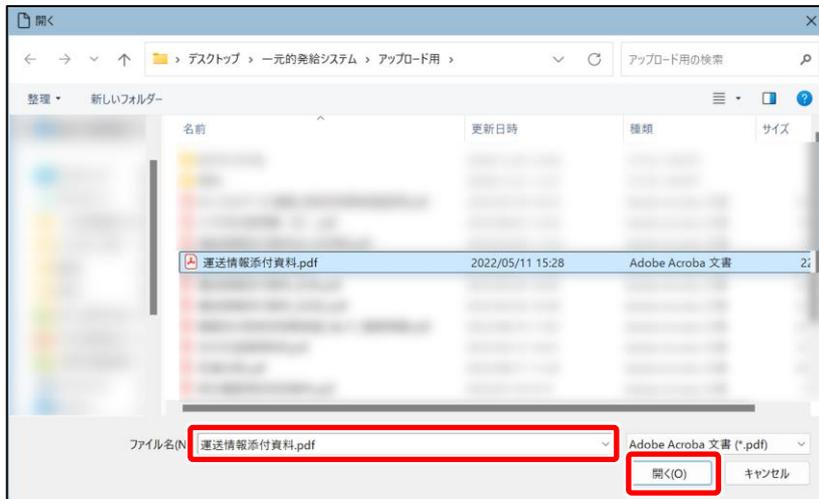


2 運送情報添付資料を一括登録したい申請の [複数選択] チェックボックスをチェックし、[運送情報添付資料一括登録] をクリックする

運送情報添付資料一括登録画面が表示されます。



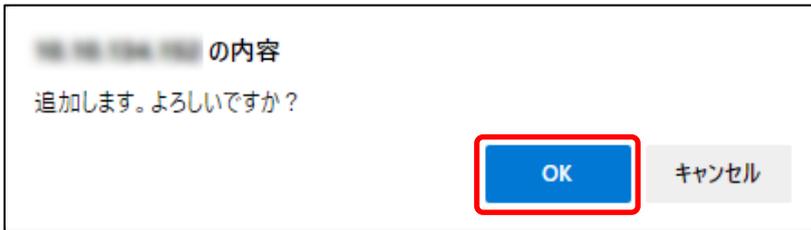
- 3 【ファイルの選択】をクリックする
ファイルを選択する画面が表示されます。



- 4 運送情報添付資料のファイルを指定して【開く】をクリックする
添付資料の登録画面に戻り、指定したファイルが【ファイルの選択】の右側に表示されます。



- 5 【追加】をクリックする
確認メッセージが表示されます。



6 【OK】をクリックする

画面下部の「添付申請ファイル名」に、指定したファイルが表示されます。



7 【アップロード】をクリックする

アップロードの結果画面が表示されます。

メモ

- 間違えて別のファイルを指定した場合などファイルを削除したい場合は、左端の「削除」チェックボックスをチェックして画面下部の「削除」をクリックしてください。

参照▶403エラーについて ➡ 「1.1.6 画面の基本操作 ■ファイルのアップロード/ダウンロード方法」



8 【成功】の右側にアップロードしたファイルの件数が表示されていることを確認し、【登録】をクリックする

メモ

- アップロードを失敗した場合、【失敗】の右側に件数が表示され、【エラーファイルダウンロード】がクリック可能な状態になります。次の手順で操作してください。
 - ① 【エラーファイルダウンロード】をクリックし、エラーファイルを【ダウンロード】フォルダーにダウンロードする
 - ② エラーファイルを参考に、資料のファイルを修正する
 - ③ 資料をアップロードし直す

登録完了画面が表示されます。



9 [OK] をクリックする



申請状況一覧画面が表示されます。
登録した申請の「運送情報添付資料」に「登録済」と表示され、申請番号が未登録の場合は申請番号が発行されます。

4.2.6 一括登録

同国に多数の輸出情報をまとめて登録する場合は、一括登録します。

一括登録の操作方法は、次のとおりです。

一括登録用のファイルを用意し、申請状況一覧画面から登録してください。

■ 一括登録用ファイルの用意

一括登録用ファイルは、テンプレートをダウンロードして用意します。



1 メインメニューで「申請書テンプレートダウンロード」をクリックする

メモ

- テンプレートダウンロード画面には、一括登録様式関係のファイルと直筆署名用のファイルが用意されています。

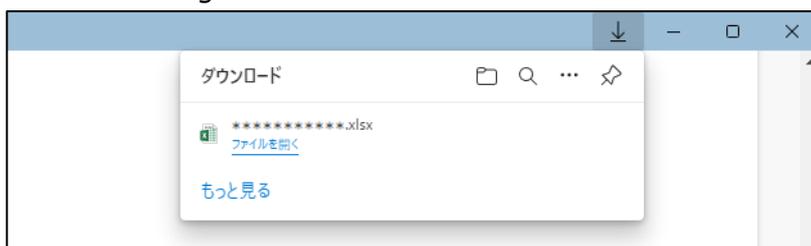


2 輸出先国及び証明区分が記載された一括登録様式をクリックする

メモ

- 入力にあたっては、[コード定義一覧]及び[一括登録様式項目別入力内容一覧表]を参照してください。

<Microsoft Edgeの場合の例>



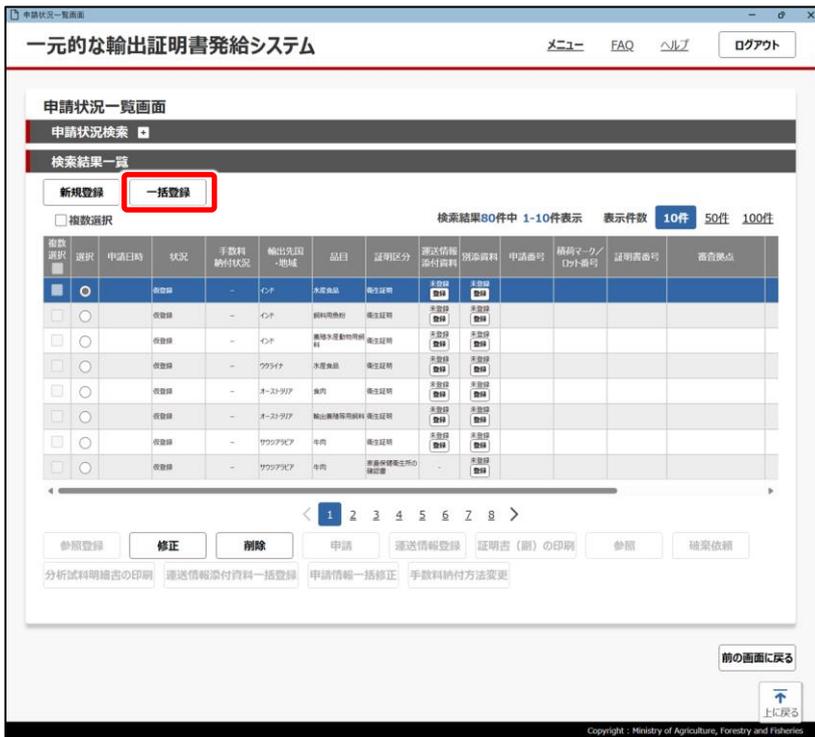
ダウンロードフォルダーにファイルがダウンロードされ、ブラウザーにダウンロード結果が表示されます。

3 ダウンロードしたテンプレートを開き、各項目を入力後保存する

■一括登録

あらかじめ一括登録用のファイルを用意してください。

メインメニューで「輸出証明書発給」をクリックし、申請状況一覧画面を表示した状態から操作します。

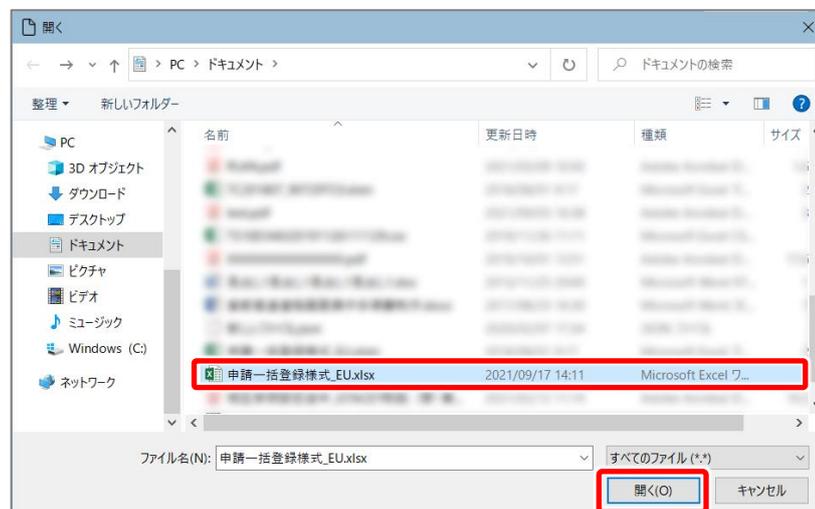


1 「一括登録」をクリックする



2 「ファイルの選択」をクリックする

ファイルを選択する画面が表示されます。



3 一括登録用のファイルを指定して「開く」をクリックする

申請書一括登録画面に戻り、指定したファイルが「ファイルの選択」の右側に表示されます。



4 **「アップロード」をクリックする**
 申請書一括登録確認画面が表示されます。

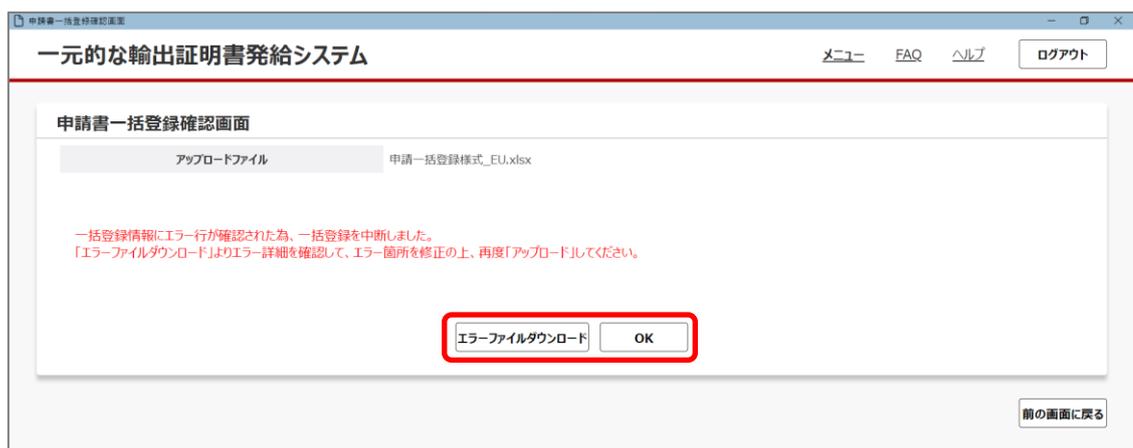


5 **エラーがないことを確認し、「OK」をクリックする**

このあと、申請を行います。
参照▶「4.2.10 申請」

注意

- 一括登録用ファイルの登録情報にエラーがあると次の画面が表示されます。
 「エラーファイルダウンロード」をクリックしてエラーファイルをダウンロードした後、「OK」をクリックします。
 その後、エラーファイルを参考に一括登録用のファイルを修正し、再度一括登録してください。



4.2.7 参照登録

登録済の申請情報から、申請書及び明細登録の入力内容を再利用して登録します。

登録済の申請情報を表示して、申請したい内容と違う箇所を変更し、新しい申請情報として登録します。「輸出業者情報」については、事業者情報より取得します。

注意

参照登録を行った場合、輸出業者情報を除き、参照した情報の入力内容が反映されます。輸出業者情報については、申請を行う事業者情報が反映されます。

※酒類の参照登録の場合は、輸出業者情報も参照元情報の内容が反映されます。

メインメニューで「輸出証明書発給」をクリックし、申請状況一覧画面を表示した状態から操作します。

参照 ▶ 申請書及び明細の各入力項目の詳細 ➡ 『輸出先・品目別入力マニュアル』

1 参照する情報を選択し、[参照登録]をクリックする

登録する情報と、同じ内容の項目が多い情報を選択します。

登録 選択 欄	選択	申請日時	状況	手数料 納付状況	輸出先国 ・地域	品目	品目区分	運送情報 添付資料	別添資料	申請番号	備考マ-ク/ 印付番号	証明番号	備考欄
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請済	-	シンガポール	本産食品(3桁)	衛生証明	手登録 【登録】	手登録 【登録】				
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請済	-	シンガポール	牛肉製品	衛生証明	手登録 【登録】	手登録 【登録】				
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請済	-	シンガポール	牛肉製品	原料食品証明	-	手登録 【登録】				
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請済	-	シンガポール	豚肉製品	衛生証明	手登録 【登録】	手登録 【登録】				
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請済	-	シンガポール	鶏肉製品	衛生証明	手登録 【登録】	手登録 【登録】				
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請済	-	シンガポール	鶏肉製品(ト ト食品又は生肉)	衛生証明	手登録 【登録】	手登録 【登録】				
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請済	-	シンガポール	鶏肉製品(ト ト食品又は生肉)	原料食品証明	-	手登録 【登録】				
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請済	-	シンガポール	牛肉	衛生証明	手登録 【登録】	手登録 【登録】	E30040748			
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請済	-	シンガポール	牛肉製品	衛生証明	手登録 【登録】	手登録 【登録】	E90013474	PM6-099		

委託元事業者選択画面 (衛生証明)

一元的な輸出証明書発給システム

メニュー FAQ ヘルプ ログアウト

委託元事業者選択画面

代理申請

委託元事業者 1045400: 事業者

輸出先国 シンガポール

品目 牛肉製品

証明区分 衛生証明

申請書入力

前の画面に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

2 代理で申請する場合、[代理申請] をチェックして [委託元事業者] で委託元の事業者名を選択する

代理申請ではない場合、この手順は不要です。手順3へ進んでください。

委託元事業者選択画面 (衛生証明)

一元的な輸出証明書発給システム

メニュー FAQ ヘルプ ログアウト

委託元事業者選択画面

代理申請

委託元事業者

輸出先国 シンガポール

品目 牛肉製品

証明区分 衛生証明

申請書入力

前の画面に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

3 表示された内容を確認して [申請書入力] をクリックする

申請書入力画面が表示されます。

表示される入力画面は、申請品目や輸出先国によって異なります。

参照した情報の入力内容が表示されます。

申請書入力画面 (シンガポール 牛肉製品 衛生証明)

参照元申請番号 E00013474 ※参照登録したデータのみ表示されます。

前証明書番号 半角英数字

輸出入情報

積荷マーク PNC-009

輸出業者情報

名称 英語 Sougou Siken Co., Ltd.

所在地 英語 0-0-0 XXX, Chiyoda-ku, Tokyo 27文字/最大400文字

所在地(国) 英語 Japan

輸入業者情報

名称 英語 Sample Co., Ltd.

所在地 英語 999-000 North-Street 20文字/最大400文字

所在地(国) 英語 Singapore

生産・加工・保管施設情報

と畜場 認定番号 SUT N009 と畜場 検索

名称 英語 Sample Factory A

所在地 都道府県 北海道

市町村 札幌市

所在地 英語 0-0-0 XXX, Sapporo City, Hokkaido 33文字/最大400文字

食肉処理施設 認定番号 SUT N0010 食肉処理場 検索

名称 英語 Sample Factory B

所在地 都道府県 青森県

市町村 青森市

所在地 英語 0-0-0 XXX, Aomori City, Aomori 30文字/最大400文字

製造施設 認定番号 SUT N0011 製造施設 検索

名称 英語 Sample Factory C

所在地 都道府県 群馬県

市町村 伊勢崎市

所在地 英語 0-0-0 XXX, Isezaki City, Gunma 30文字/最大400文字

他施設追加

他追加施設 施設の種類の選択

他施設詳細 認定番号 SUT N009-A と畜場 検索

名称 英語 Sample Factory A-a

所在地 都道府県 埼玉県

市町村 さいたま市

所在地 英語 0-0-0 XXX, Saitama City, Saitama 32文字/最大400文字

他施設追加

その他入力項目

製造年月日(開始) 2025-01-21

製造年月日(終了) 2025-01-31

動物の種類 英語 Cow

合計梱包の数 数量 100

単位 Block

合計正味重量 重量 20042.00

単位 kg

備考

備考

明細登録

一覧に戻る 前の画面に戻る

上に戻る

Copyright © Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

4 各項目を確認し、必要に応じて変更して「明細登録」をクリックする

メモ

- 既に発行済みの証明書を再発行する場合は、「前証明書番号」を入力してください。
- 酒類の放射性物質検査証明書のみ、[前証明書番号]を入力すると再発行扱いとなり、酒類総合研究所の分析が不要になります。
- 複数明細登録が可能な場合は、[明細登録]が表示され、不可能な場合は、[確認]が表示されます。

認定番号を取得している施設の場合、「認定番号」の右端にある「検索」をクリックしてください。検索画面が表示されます。認定番号を入力して「検索」をクリックすると施設名が表示されるので、「選択」をクリックすると申請入力画面に施設情報が自動入力されます。

申請品目に合わせて必要な施設入力項目が表示されますが、ほかにも入力が必要な場合は、「他追加施設」をクリックして入力してください。

認定施設検索

検索条件

認定番号 半角英数字

施設名

検索

検索結果

施設種類	認定番号	施設名称	都道府県

1

選択 取り消し

一元的な輸出証明書発給システム

メニュー FAQ ヘルプ ログアウト

明細一覧画面 (シンガポール 牛肉製品 衛生証明)

参照元申請番号 E00013474 ※参照登録データのみ表示されます。

輸出先国・地域 シンガポール

申請者 総合試験株式会社

品目 牛肉製品

証明区分 衛生証明

状況 申請前

前証明書番号

輸出業者情報

名称 英語 Sougou Siken Co., Ltd.

所在地 英語 0-0-0 XXX, Chiyoda-ku, Tokyo

所在地(国) 英語 Japan

輸入業者情報

名称 英語 Sample Co., Ltd.

所在地 英語 999-000 North-Street

合計梱包の数 数量 100

単位 Block

合計正味重量 重量 20042.00

単位 kg

備考

備考

登録ファイル

別添登録ファイル

運送情報登録ファイル

詳細情報

選定	明細番号	商品名	詳細
<input type="checkbox"/>	0001	Product name	詳細

追加 削除 印刷

前の画面に戻る

上に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

5 内容を確認し、[追加] をクリックする

申請情報明細登録画面が表示されます。

メモ

- 別添資料ファイル、運送情報資料ファイルは引き継がれません。登録完了後に、申請状況一覧画面から登録してください。
- 明細情報を削除する場合は、削除する明細情報をチェックして [削除] をクリックします。確認画面で [実行] をクリックすると削除されます。
- 本画面の内容を出力することができます。 [印刷] をクリックしてください。別ウィンドウで印刷画面が表示されます。

一元的な輸出証明書発給システム

メニュー FAQ ヘルプ ログアウト

申請情報明細登録画面 (シンガポール 牛肉製品 衛生証明)

明細番号 未採番

商品情報

製品名 英語 Product name

梱包形態 英語 1Box: 6can * 1 Case

梱包の数 数量 800

単位 Barrel

正味重量 重量 8281.11

単位 kg

備考

備考

確認

一覧に戻る 前の画面に戻る

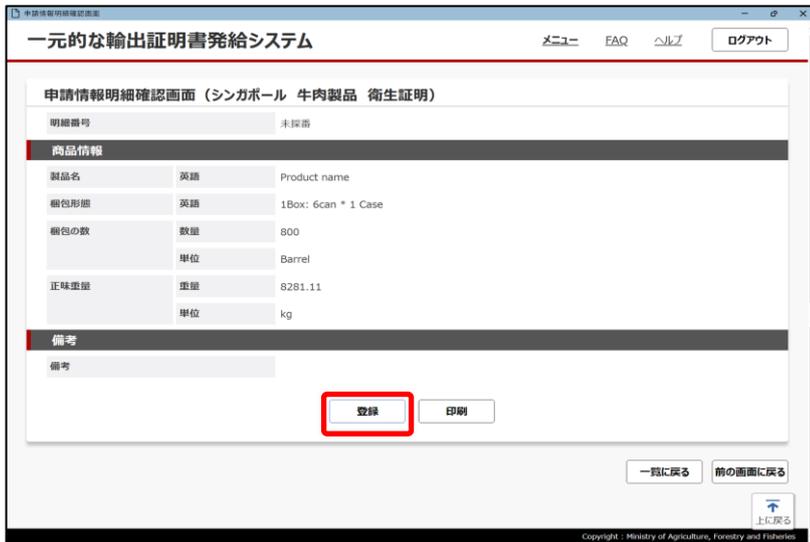
上に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

6 各項目を入力して [確認] をクリックする

明細登録画面も、申請品目や輸出先国によって異なります。

確認画面が表示されます。



7 内容を確認し、[登録] をクリックする

メモ

- 本画面の内容を出力することができます。
[印刷] をクリックしてください。別ウィンドウで印刷画面が表示されます。

完了画面が表示されます。



8 追加項目がある場合は [明細一覧] を、完了する場合は [登録完了] をクリックする

[明細一覧] をクリックした場合、明細一覧画面が表示されます。手順 5~7 を実行してください。

[登録完了] をクリックした場合、申請状況一覧画面に戻ります。

登録した情報が表示されます。

メモ

- 酒類の申請の場合、[明細一覧]、[登録完了] の他に [申請] ボタンが表示されます。
[申請] をクリックした場合、申請先選択画面が表示されて、そのまま申請を実行できます。申請の操作詳細は「4.2.10 申請」の手順2以降を参照してください。

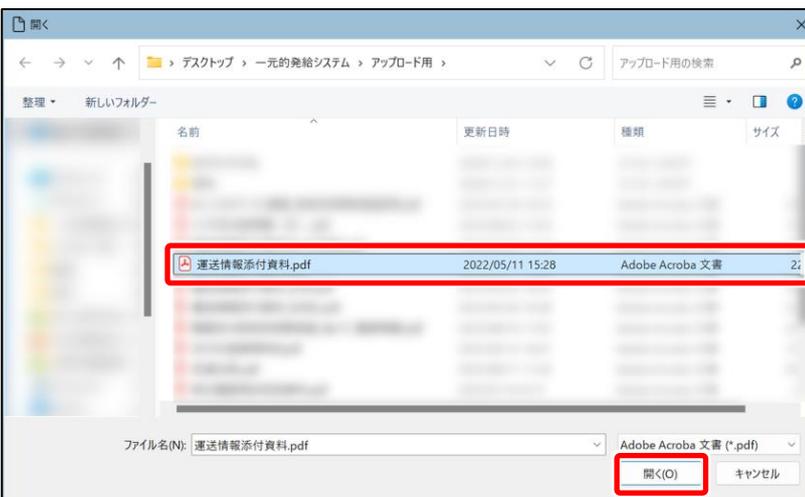




9 [運送情報添付資料] 又は [別添資料] の [登録] をクリックする
登録したい資料の列にある [登録] をクリックしてください。
添付資料の登録画面が表示されます。



10 [ファイルの選択] をクリックする
ファイルを選択する画面が表示されます。



11 添付資料のファイルを指定して [開く] をクリックする
添付資料の登録画面に戻り、指定したファイルが [ファイルの選択] の右側に表示されます。

メモ

- 複数のファイルをアップロードするとき、[Ctrl] キーを押しながらクリックすると、複数のファイルを選択できます。また、[Shift] キーを押しながらクリックすると、ファイルを範囲選択できます。



12 「追加」をクリックする

確認メッセージが表示されます。



13 「OK」をクリックする

画面下部の「添付申請ファイル名」に、指定したファイルが表示されます。



14 「OCR 読み選択」にチェックを入れて「アップロード」をクリックする

アップロードの結果画面が表示されます。

メモ

- 間違えて別のファイルを指定した場合などファイルを削除したい場合は、左端の「削除」チェックボックスをチェックして画面下部の「削除」をクリックしてください。
- 複数ファイルを追加し、一部のファイルに「OCR 読み選択」のチェックを入れた際は、残りのファイルはOCR読み状態が「未処理」のままとなります。再度、OCR を読み込ませる場合は、「未処理」のファイルを追加し直して「アップロード」を行ってください。

参照 ▶ 403エラーについて ➡ 「1.1.6 画面の基本操作 ■ ファイルのアップロード/ダウンロード方法」



15 [成功] の右側にアップロードしたファイルの件数が表示されていることを確認し、[登録] をクリックする

メモ

- アップロードを失敗した場合、[失敗] の右側に件数が表示され、[エラーファイルダウンロード] がクリック可能な状態になります。次の手順で操作してください。
 - ① [エラーファイルダウンロード] をクリックし、エラーファイルを [ダウンロード] フォルダにダウンロードする
 - ② エラーファイルを参考に、資料のファイルを修正する
 - ③ 資料をアップロードし直す

登録完了画面が表示されます。



16 [OK] をクリックする

メモ

- 運送情報登録の場合は、添付資料の登録画面に戻ります。手順 17 へ進んでください。
- 別添資料の場合は、[登録完了] をクリックしてください。申請状況一覧画面に戻るので、手順 19 へ進んでください。



17 [OCR 状態更新] をクリックする

OCR 読込状態が「処理中」から「処理済」に変更されます。

メモ

- 申請書入力する際に読み込ませた内容が表示されます。「4.2.8 修正 (1) 状況ステータスが「仮登録」の場合」の手順 1 メモを参照してください。
- 手順 16 で 20 秒経過後に [OK] をクリックした場合、登録画面の OCR 読込状態が「処理済」になります。
- 手順 16 で 20 秒以内に [OK] をクリックした場合、登録画面の OCR 読込状態は「処理中」となります。



18 [前の画面に戻る] をクリックする

19 [運送情報添付資料] 又は [別添資料] のどちらかもう一方を登録する場合は、手順 9~18 を参考に登録する



申請状況一覧画面に戻ります。

このあと、申請を行います。

参照▶「4.2.10 申請」

4.2.8 修正

申請前の情報を変更したい場合、又は申請内容に修正依頼が返ってきた場合に申請事項を修正します。修正方法には、次の2種類があります。

- 1件ずつ修正
1件の輸出情報に対して、申請情報や明細を修正する場合に使用します。本項を参照してください。
- 申請情報一括修正
酒類の申請の場合、状況ステータスが「申請前」又は「修正依頼」の状態では情報を複数選択し、まとめて申請情報を修正できます。操作方法は「4.2.17 申請情報一括修正」を参照してください。

メインメニューで「輸出証明書発給」をクリックし、申請状況一覧画面を表示した状態から操作します。



1 修正する情報を選択し、「修正」をクリックする

申請書入力画面が表示されます。

表示される入力画面は、申請品目や輸出先国によって異なります。

また、選択した情報の状況ステータスや、明細の変更有無で操作が異なります。

それぞれ、「(1) 状況ステータスが「仮登録」の場合」、「(2) 明細を変更しない場合」、「(3) 明細を追加する場合」、「(4) 明細を修正する場合」、「(5) 明細を削除する場合」へ進んでください。

メモ

- 申請に対して修正依頼が返ってきた場合、「状況」に「修正依頼」と表示されます。修正依頼の項目を選択して「修正」をクリックすると、「修正依頼理由」が表示され、要修正項目の入力エリアが赤色の状態になります。赤色になっている項目を修正してください。



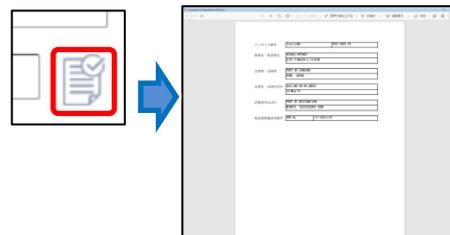
(1) 状況ステータスが「仮登録」の場合

1 各項目を入力して「明細登録」をクリックする

内容を確認し、入力されていない項目は入力してください。

メモ

- **必須** アイコンがある項目は、必ず入力してください。
- 既に発行済みの証明書を再発行する場合は、「前証明書番号」を入力してください。
- 複数明細登録が可能な場合は、「明細登録」が表示され、不可能な場合は、「確認」が表示されます。
- 「輸出業者情報」や「輸入業者情報」などの一部項目は、登録されている事業者情報や、「4.2.4 資料の登録・申請情報の入力」で登録した資料などから読み込まれて表示されます。資料から読み込まれた項目の入力エリア右側に表示される  アイコンをクリックすると、資料の内容を確認できます。



認定番号を取得している施設の場合、「認定番号」の右端にある「検索」をクリックしてください。検索画面が表示されます。認定番号を入力して「検索」をクリックすると施設名が表示されるので、「選択」をクリックすると申請入力画面に施設情報が自動入力されます。申請品目に合わせて必要な施設入力項目が表示されますが、ほかにも入力が必要な場合は、「他追加施設」をクリックして入力してください。

【国別独自入力項目】は、輸出先国によって申請が必要とされている項目です。

メモ

- 酒類の放射性物質検査証明書のみ、「前証明書番号」を入力すると再発行扱いとなり、酒類総合研究所の分析が不要になります。
- 酒類の新規登録の場合、一部の申請のみ事業者情報が初期表示されません。
- 酒類の申請は、入力内容を一時保存することができます。画面右上の「一時保存」をクリックしてください。入力中の内容が一時保存されます。「一時保存削除」が表示され、一時保存した内容を削除できるようになります。

明細一覧画面が表示されます。

参照 ▶ 各入力項目の詳細 → 『輸出先・品目別入力マニュアル』

2 内容を確認し、[追加] をクリックする

メモ

- この画面の内容を出力することができません。[印刷] をクリックしてください。別ウィンドウで印刷画面が表示されます。
- 登録を削除することができます。[削除] をクリックしてください。

申請情報明細登録画面が表示されます。

3 各項目を入力して [確認] をクリックする

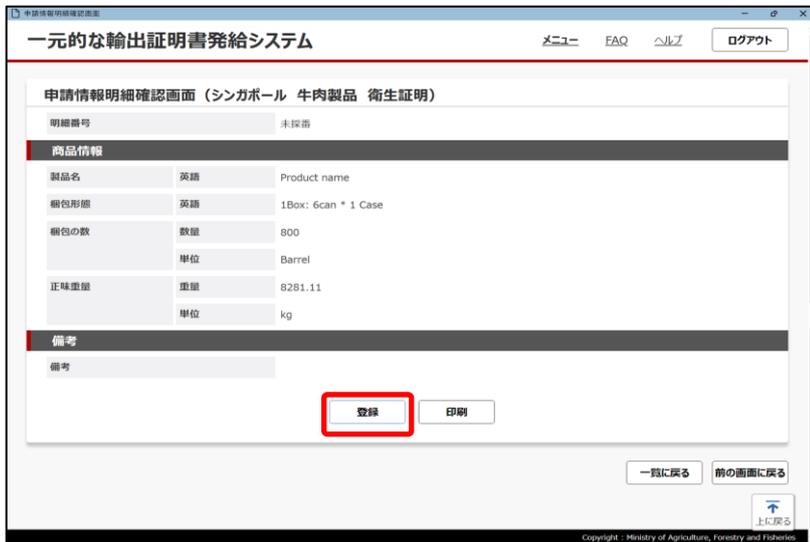
明細登録画面も、申請品目や輸出先国によって異なります。各項目を入力してください。

メモ

- **必須** アイコンがある項目は、必ず入力してください。
- 酒類の申請は、入力内容を一時保存することができます。画面右上の [一時保存] をクリックしてください。入力中の内容が一時保存されます。

[一時保存削除] が表示され、一時保存した内容を削除できるようになります。

申請情報明細確認画面が表示されます。



4 内容を確認し、[登録] をクリックする

メモ

- 本画面の内容を出力することができます。
[印刷] をクリックしてください。別ウィンドウで印刷画面が表示されます。

申請情報登録完了画面が表示されます。



5 追加項目がある場合は [明細一覧] を、完了する場合は [登録完了] をクリックする

[明細一覧] をクリックした場合、明細一覧画面が表示されます。引き続き手順2～4を実行して明細を登録できます。

メモ

- 酒類の申請の場合、[明細一覧]、[登録完了] の他に [申請] ボタンが表示されます。
[申請] をクリックした場合、申請先選択画面が表示されて、そのまま申請を実行できます。申請の操作詳細は「4.2.10 申請」の手順2以降を参照してください。





「登録完了」をクリックした場合、申請状況一覧画面に戻ります。入力が完了したので、状況ステータスが「仮登録」から「申請前」に変更されます。

原本証明が必要な書類を登録する場合は、「4.2.5 ■原本証明を登録する」を参照して登録してください。

資料登録のあと、申請を行います。

参照▶「4.2.10 申請」

メモ

- 申請書入力内容に一時保存データがある場合、申請状況一覧画面で行が緑色の状態で表示され、マウスオーバーすると「一時保存」されたデータがあります。」と表示されます。

複数選択	選択	申請日時	状況	手数料納付状況	輸出先国・地域	品目	証明区分	運送情報添付資料	別添資料	申請
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="radio"/>		仮登録	-	大韓民国	酒類	製造地証明	登録済 登録	未登録 登録	80006
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		仮登録	-	大韓民国	酒類	製造地証明	登録済 登録	未登録 登録	80006
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="radio"/>		仮登録	-	大韓民国	酒類	製造地証明	登録済 登録	未登録 登録	80006
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請前	-	大韓民国	酒類	放射性物質検査証明	登録済 登録	未登録 登録	80006

※該当の申請を選択している場合は、行が青色で表示されます。

(2) 明細を変更しない場合

1 必要に応じて内容を修正し、[更新]をクリックする

メモ

- **必須** アイコンがある項目は、必ず入力してください。
- [更新] ボタンではなく、[明細登録] ボタンをクリックした場合、内容の修正はせずに「(4) 明細を修正する場合」の手順を行ってください。
- 複数明細登録が可能な場合は、[明細登録]が表示され、不可能な場合は、[更新]のみが表示されます。

参照▶各入力項目の詳細 → 『輸出先・品目別入力マニュアル』

申請情報登録確認画面が表示されます。

2 内容を確認し、[登録]をクリックする

メモ

- 本画面の内容を出力することができます。[印刷] をクリックしてください。別ウィンドウで印刷画面が表示されます。

完了画面が表示されます。



3 [OK] をクリックする

メモ

- 酒類の申請の場合、[OK] の他に [申請] ボタンが表示されます。
[申請] をクリックした場合、申請先選択画面が表示されて、そのまま申請を実行できます。申請の操作詳細は「4.2.10 申請」の手順2以降を参照してください。



申請状況一覧画面に戻ります。

このあと、申請を行います。

参照 ▶「4.2.10 申請」

(3) 明細を追加する場合

1 必要に応じて内容を修正し、[明細登録]をクリックする

メモ

- **必須** アイコンがある項目は、必ず入力してください。
- 複数明細登録が可能な場合は、[明細登録]が表示され、不可能な場合は、[更新]のみが表示されます。

参照▶各入力項目の詳細 → 『輸出先・品目別入カマニュアル』

明細一覧画面が表示されます。

2 内容を確認し、明細を追加する必要がある場合は[追加]をクリックする

申請情報明細登録が表示されます。

メモ

- 以下の国／品目／証明書においては、一申請一明細となります。
 - 【中華人民共和国】
 - ・酒類／製造地証明
 - 【ブラジル】
 - ・食品等／産地証明
 - ・酒類／原産地証明
 - 【欧州連合】
 - ・食品等／検査証明
 - 【ロシア】
 - ・酒類／製造日証明、放射性物質検査証明

3 各項目を入力して【確認】をクリックする

申請情報明細確認画面が表示されます。

4 内容を確認し、【登録】をクリックする

メモ

- 本画面の内容を出力することができます。
【印刷】をクリックしてください。別ウィンドウで印刷画面が表示されます。

申請情報登録完了画面が表示されます。

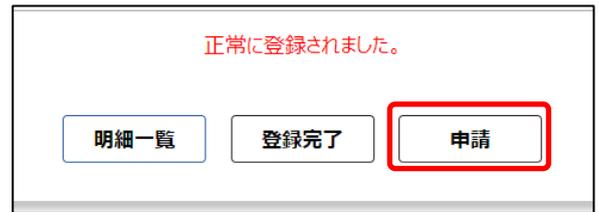
5 【登録完了】をクリックする

メモ

- 【明細一覧】をクリックすると、明細一覧画面が表示されます。更に明細の確認や追加、削除をする場合は、手順 1 以降を参照してください。

メモ

- 酒類の申請の場合、[明細一覧]、[登録完了]の他に[申請]ボタンが表示されます。
[申請]をクリックした場合、申請先選択画面が表示されて、そのまま申請を実行できます。申請の操作詳細は「4.2.10 申請」の手順2以降を参照してください。



申請状況一覧画面に戻ります。

このあと、申請を行います。

参照▶「4.2.10 申請」

(4) 明細を修正する場合

1 必要に応じて内容を修正し、[明細登録]をクリックする

メモ

- **必須** アイコンがある項目は、必ず入力してください。
- 複数明細登録が可能な場合は、[明細登録]が表示され、不可能な場合は、[更新]のみが表示されます。

参照▶各入力項目の詳細 ➡ 『輸出先・品目別入力マニュアル』

明細一覧画面が表示されます。

2 修正したい詳細情報の[詳細]をクリックする

メモ

- 本画面の内容を出力することができます。[印刷]をクリックしてください。別ウィンドウで印刷画面が表示されます。
- [登録完了]をクリックすると、申請状況一覧画面に戻ります。

申請情報明細登録画面が表示されます。

3 必要に応じて内容を修正し、[確認]をクリックする

申請情報明細確認画面が表示されます。



4 内容を確認し、[登録] をクリックする

メモ

- 本画面の内容を出力することができます。
[印刷] をクリックしてください。別ウィンドウで印刷画面が表示されます。

申請情報登録完了画面が表示されます。



5 明細の削除や追加がある場合は [明細一覧] を、完了する場合は [登録完了] をクリックする

[明細一覧] をクリックした場合、明細一覧画面が表示されます。明細の削除や追加を実行してください。

メモ

- 酒類の申請の場合、[明細一覧]、[登録完了] の他に [申請] ボタンが表示されます。
[申請] をクリックした場合、申請先選択画面が表示されて、そのまま申請を実行できます。申請の操作詳細は「4.2.10 申請」の手順2以降を参照してください。



申請状況一覧画面

一元的な輸出証明書発給システム

メニュー FAQ ヘルプ ログアウト

申請状況検索

検索結果一覧

新規登録 一括登録

複数選択

検索結果1件中 1-1件表示 表示件数 10件 50件 100件

複数登録	選択	申請日時	状況	手数料納付状況	輸出国・地域	品目	証明区分	添付情報 添付資料	別添資料	申請番号	積荷マーク/ ロット番号	証明書番号	番台拠点
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="radio"/>		申請済	-	シンガポール	干肉製品	衛生証明	登録済 登録		E00041820	PKK-009		

1

参照登録 修正 削除 申請 運送情報登録 証明書(副)の印刷 参照 破棄依頼

分析試料明細書の印刷 運送情報添付資料一括登録 申請情報一括修正 手数料納付方法変更

前の画面に戻る

上に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

[登録完了] をクリックした場合、申請状況一覧画面に戻ります。

このあと、申請を行います。

参照▶「4.2.10 申請」

(5) 明細を削除する場合

1 必要に応じて内容を修正し、[明細登録]をクリックする

メモ

- **必須** アイコンがある項目は、必ず入力してください。
- 複数明細登録が可能な場合は、[明細登録]が表示され、不可能な場合は、[更新]のみが表示されます。

参照▶各入力項目の詳細 → 『輸出先・品目別入カマニュアル』

明細一覧画面が表示されます。

申請書入力画面 (シンガポール 牛肉製品 衛生証明)

参照元申請番号 E00013474 ※参照登録したデータのみ表示されます。

前証明書番号 半角英数字

輸出入情報

積荷マーク PNK-009

単位 kg

備考

備考

更新 明細登録

一覧に戻る 前の画面に戻る

上に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

2 削除したい詳細情報にチェックを付け [削除]をクリックする

メモ

- 削除する詳細情報の内容は、同じ行にある [詳細] をクリックすると、表示されます。確認後は [前の画面に戻る] をクリックして明細一覧画面に戻ってください。

明細削除確認画面が表示されます。

明細一覧画面 (シンガポール 牛肉製品 衛生証明)

参照元申請番号 E00013474 ※参照登録したデータのみ表示されます。

輸出国・地域 シンガポール

申請者 総合試験株式会社

品目 牛肉製品

運送情報登録ファイル 運送情報添付資料.pdf

詳細情報

削除	明細番号	商品名	詳細
<input type="checkbox"/>	0001	Product name	詳細
<input type="checkbox"/>	0002	Product name	詳細

追加 削除 印刷 登録完了

前の画面に戻る

上に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

3 内容を確認し、[実行]をクリックする

明細削除完了画面が表示されます。

明細削除確認画面

以下の明細を削除します。よろしいですか？

明細番号	商品名
0001	Product name

実行

一覧に戻る 前の画面に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries



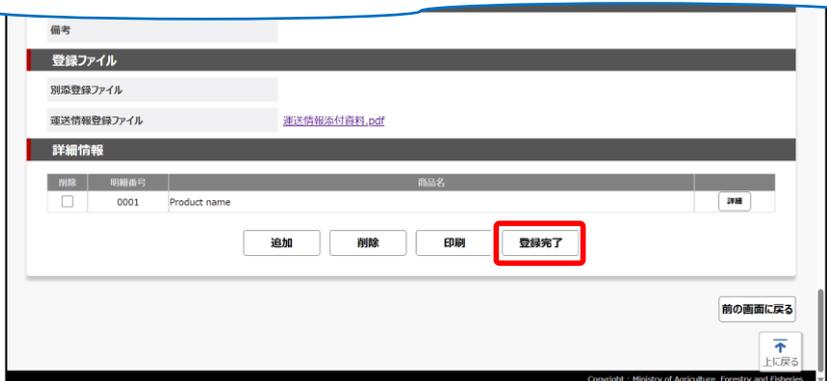
- 4 **【OK】をクリックする**
明細一覧画面に戻ります。



- 5 **【登録完了】をクリックする**

メモ

- 本画面の内容を出力することができます。
【印刷】をクリックしてください。別ウィンドウで印刷画面が表示されます。



申請状況一覧画面に戻ります。

このあと、申請を行います。

参照▶「4.2.10 申請」

4.2.9 削除

不要になった申請前又は仮登録の情報を削除します。

参照▶申請済情報の削除 → 「4.2.15 破棄依頼」

メインメニューで「輸出証明書発給」をクリックし、申請状況一覧画面を表示した状態から操作します。



1 削除する情報を選択し、[削除]をクリックする

申請書削除確認画面が表示されます。

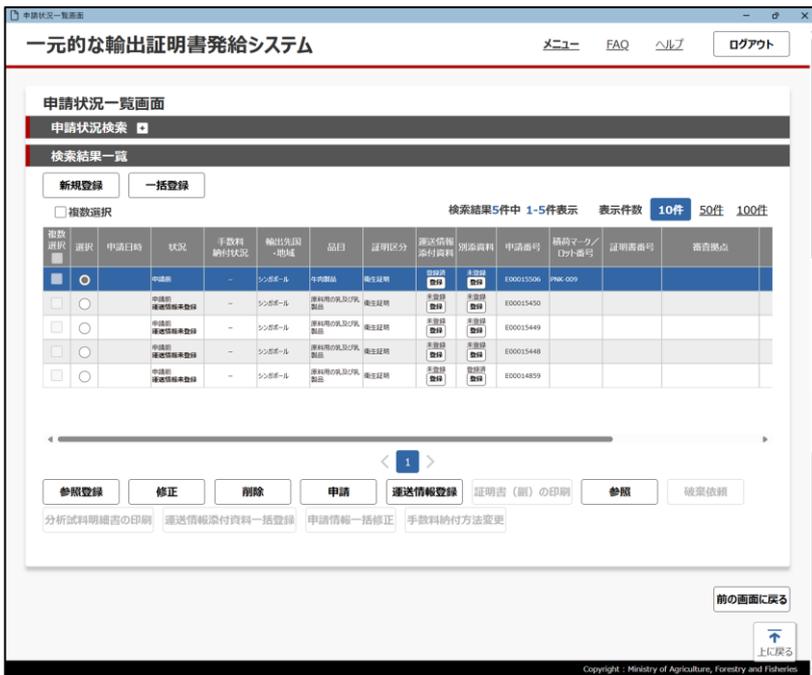


2 g 内容を確認し、[実行]をクリックする

申請書削除完了画面が表示されます。



3 [OK] をクリックする



申請状況一覧画面に戻ります。
削除設定した申請情報が一覧から削除されます。

4.2.10 申請

登録した証明書情報を申請します。

申請する証明書一揃いの申請状況ステータスが、申請前又は修正依頼の場合に、申請できます。

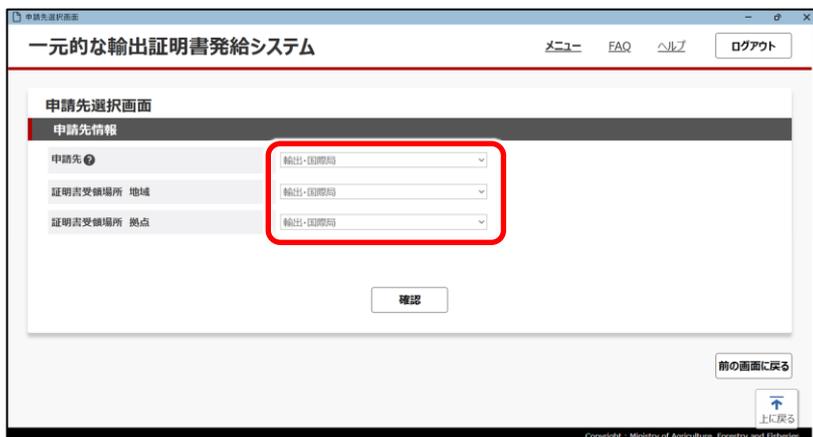
※国が発行する輸出証明書の手数料納付については、令和7年4月1日以降となります。

メインメニューで [輸出証明書発給] をクリックし、申請状況一覧画面を表示した状態から操作します。



1 申請する証明書を選択し、[申請]をクリックする

申請先選択画面が表示されます。



2 申請先と証明書受領場所を選択する

※左図は手数料納付対象外の申請の場合の画面例です。

メモ

- [申請先] をクリックすると、品目などに対応した審査拠点が表示されます。
- 証明書受領場所は、[申請先] や [証明書受領場所 地域] での選択により表示内容が変わります。

※酒類の申請の場合、[証明書受領場所 地域] の設定は郵送のみ固定表示されます。[証明書受領場所 拠点] は選択できません。

手数料納付対象の場合、手順3に進んでください。

手数料納付対象外又は自治体・民間の場合、[確認] をクリックしてください。申請情報確認画面が表示されます。手順5に進んでください。

<手数料納付対象で申請先が国の場合>

3 納付方法を選択し、振込画面に表示する名称を入力※して【確認】をクリックする

※申請先によって表示される画面や入力内容は異なります。

振込画面に表示する名称は、申請先が国で、「納付方法」で「電子納付」を選択した場合のみ入力します。

メモ

- 「電子納付」を選択した場合は、「ページ料金振込画面のお名前欄に表示する名称」を入力してください。入力する際には、半角カナ大文字、半角英数字大文字で入力してください。
- 申請先を変更せずに再申請を行う際は、納付方法の選択は不要です。
- 証明書の再交付を申請する場合は、事前に審査拠点に手数料納付が必要かを確認のうえ、申請を行ってください。手数料納付が不要な場合は納付方法選択にて「その他」を選択し申請してください。

確認メッセージが表示されます。手順 4 に進んでください。

4 【OK】をクリックする

選択した手数料納付方法によって表示されるメッセージが異なります。左図は「電子納付」を選択した場合の画面例です。

申請情報確認画面が表示されます。

メモ

- 酒類の申請の場合、別ウィンドウが起動して「申請書」「誓約書」「原発関連証明書(参照用)」が1つのPDFにまとまって表示されます。右上の保存アイコンをクリックすると「名前をつけて保存」画面が表示されるので、保存先を指定して保存できます。印刷アイコンから印刷することもできます。





5 内容を確認し、[申請] をクリックする

メモ

- 本画面の内容を出力することができます。
[印刷] をクリックしてください。別ウィンドウで印刷画面が表示されます。

申請情報登録完了画面が表示されます。



6 [OK] をクリックする

申請状況一覧画面に戻ります。



申請した証明書の状況ステータスが「申請中」に変更されます。審査者からの修正依頼を修正して再申請した場合、状況ステータスは「申請中(修正依頼)」に変更されます。



4.2.11 運送情報の登録

メインメニューで「輸出証明書発給」をクリックし、申請状況一覧画面を表示した状態から操作します。

運送情報登録は、状況が「申請前」、「修正依頼」、「証明書受領済」かつ「運送情報未登録」の場合に入力可能です。



1 運送情報を登録する証明書を選択し、[運送情報登録]をクリックする

運送情報登録画面が表示されます。



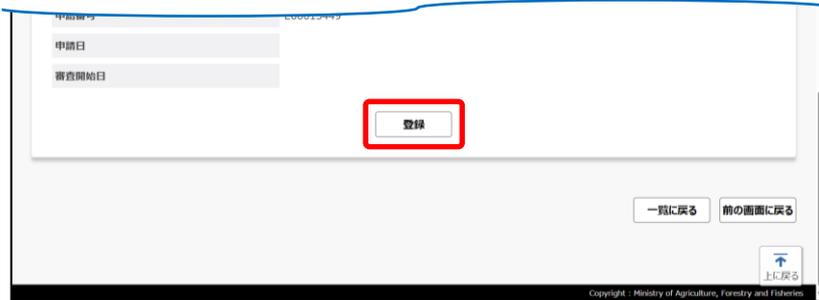
2 各項目を入力して[確認]をクリックする

運送情報登録確認画面が表示されます。



3 内容を確認し、[登録] をクリックする

情報登録完了画面が表示されます。



4 [OK] をクリックする



申請状況一覧画面に戻ります。

運送情報を登録した情報の申請状況ステータスから「運送情報未登録」が消えます。

※一部の国品目によっては、運送情報添付資料の登録も必要となります。

4.2.12 検疫申請番号登録

検疫申請番号が発行されたら、登録します。

メインメニューで「輸出証明書発給」をクリックし、申請状況一覧画面を表示した状態から操作します。



- 1 検疫申請番号を登録する証明書の
[証明書受領場所]にある[検疫
申請番号登録]をクリックする

検疫申請番号登録画面が表示されます。



- 2 [検疫申請番号]と[検疫申請
番号の確認]に発行された検疫申
請番号を入力して[確認]をクリッ
クする

検疫申請番号登録確認画面が表示され
ます。



3 内容を確認し、[登録] をクリックする

検疫申請番号登録完了画面が表示されます。



4 [OK] をクリックする



申請状況一覧画面に戻ります。

登録した検疫申請番号が「証明書受領場所」に表示されます。

メモ

- 状況ステータスが「起案済み」又は「交付準備中」以降の場合、[検疫申請番号登録] は表示されません。

4.2.13 証明書（副）の印刷

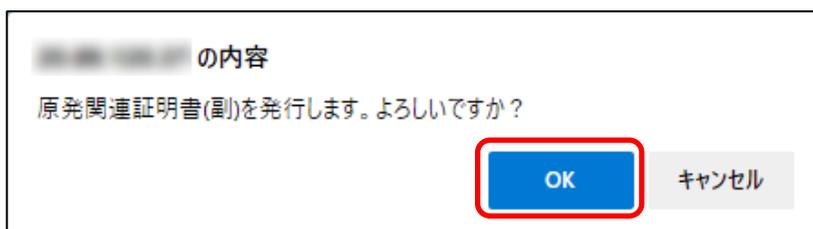
申請状況が「交付準備中」以降の場合、審査により発行日が登録された証明書を、公印がない状態で印刷して確認できます。メインメニューで「輸出証明書発給」をクリックし、申請状況一覧画面を表示した状態から操作します。



- 1 印刷する証明書を選択し、**「証明書（副）の印刷」**をクリックする
証明書（副）印刷確認画面が表示されます。



- 2 内容を確認し、**「印刷」**をクリックする
確認メッセージが表示されます。



- 3 **「OK」**をクリックする
ブラウザ又は Acrobat Reader が起動し、PDF の内容が表示されます。



4 アイコンをクリックし、証明書（副）を印刷する

証明書（副）印刷完了画面が表示されます。印刷が終了したら右上の [×] をクリックして画面を終了してください。

メモ

- A4縦とA4横の用紙向きが混在するため、Acrobat Readerで印刷する際に印刷設定で「向き」を「自動」にしてください。



5 [OK] をクリックする

申請状況一覧画面に戻ります。



<輸入事業者に輸出証明書を送付する場合>

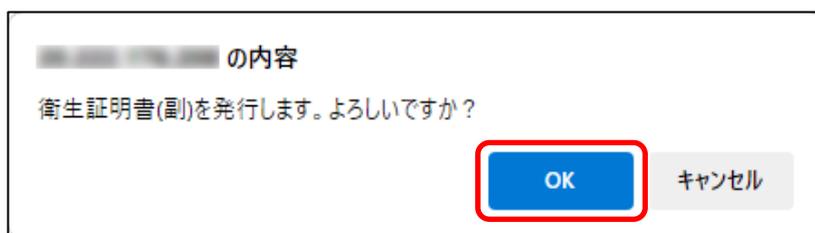
特定の輸出先・品目のみ、紙に印刷ではなく zip ファイルでデータがダウンロードされます。



1 印刷する証明書を選択し、[証明書(副)の印刷]をクリックする



2 内容を確認し、[印刷]をクリックする
確認メッセージが表示されます。

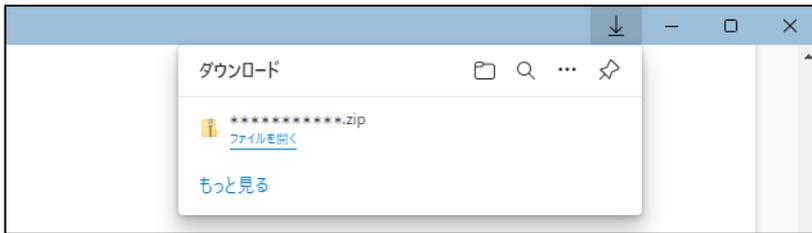


3 [OK] をクリックする

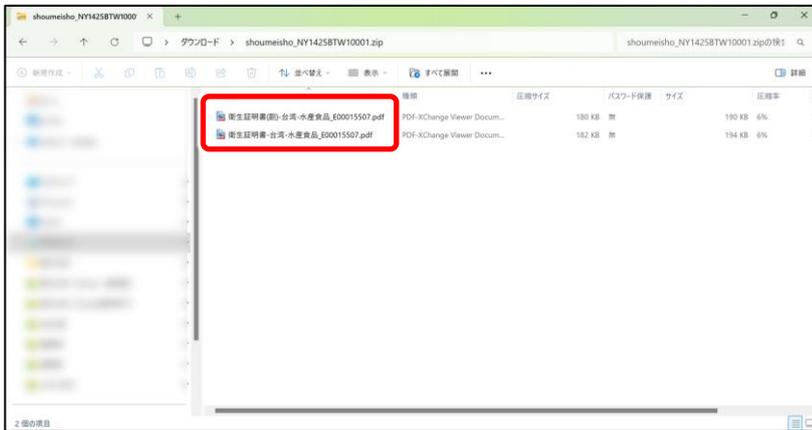
メモ

- Zip形式のファイルがダウンロードされます。

<Microsoft Edgeの場合の例>



ダウンロードフォルダーにファイルがダウンロードされ、ブラウザにダウンロード結果が表示されます。



4 「ダウンロードフォルダー」を開き、ダウンロードした zip ファイルを解凍する

「証明書（副）」と「証明書（正）」の PDF ファイルが表示されます。

証明書（正）を輸入事業者へ送付してください。

メモ

- ダウンロードした証明書（正）は、印刷できません。



5 「OK」をクリックする

申請状況一覧画面

一元的な輸出証明書発給システム

メニュー FAQ ヘルプ ログアウト

申請状況一覧画面

申請状況検索

検索結果一覧

新規登録 一括登録

複数選択

検索結果1件中 1-1件表示 表示件数 10件 50件 100件

複数選択	選択	申請日時	状況	手数料納付状況	輸出先国・地域	品目	証明区分	運送情報 添付資料	別添資料	申請番号	積荷マーク E/O外番号	証明書番号	審査拠点
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	2025-01-29 14:45:20	交付済 申請済	済	対象外	石炭	水産食品	輸出証明	登録済	本登録	E00015507	NY14Z3BTW1000 1	輸出・申請時

< 1 >

参照登録 修正 削除 申請 運送情報登録 証明書(副)の印刷 参照 破棄依頼

分析試料明細書の印刷 運送情報添付資料一括登録 申請情報一括修正 手数料納付方法変更

前の画面に戻る

上に戻る

Copyright © Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

申請状況一覧画面に戻ります。

4.2.14 参照

申請状況が「申請前」以降の場合、入力した申請情報をダウンロードしたり、印刷したりできます。

申請書ダウンロードは申請書及び輸出証明書イメージを圧縮ファイルで作成し、印刷は入力画面をキャプチャー印刷します。

■ 申請書ダウンロード

メインメニューで「輸出証明書発給」をクリックし、申請状況一覧画面を表示した状態から操作します。



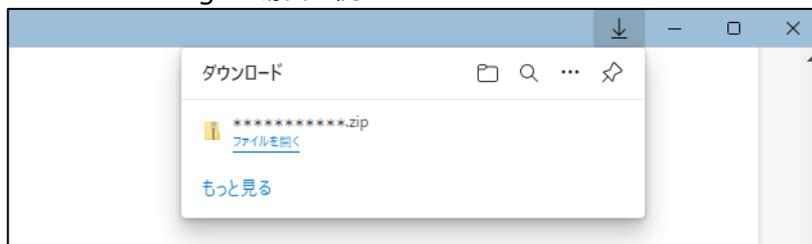
- 1 ダウンロードする情報を選択し、
[参照] をクリックする
選択した情報の内容が表示されます。



- 2 画面下部の [申請書ダウンロード] をクリックする



<Microsoft Edgeの場合の例>



ダウンロードフォルダーにファイルがダウンロードされ、ブラウザにダウンロード結果が表示されます。

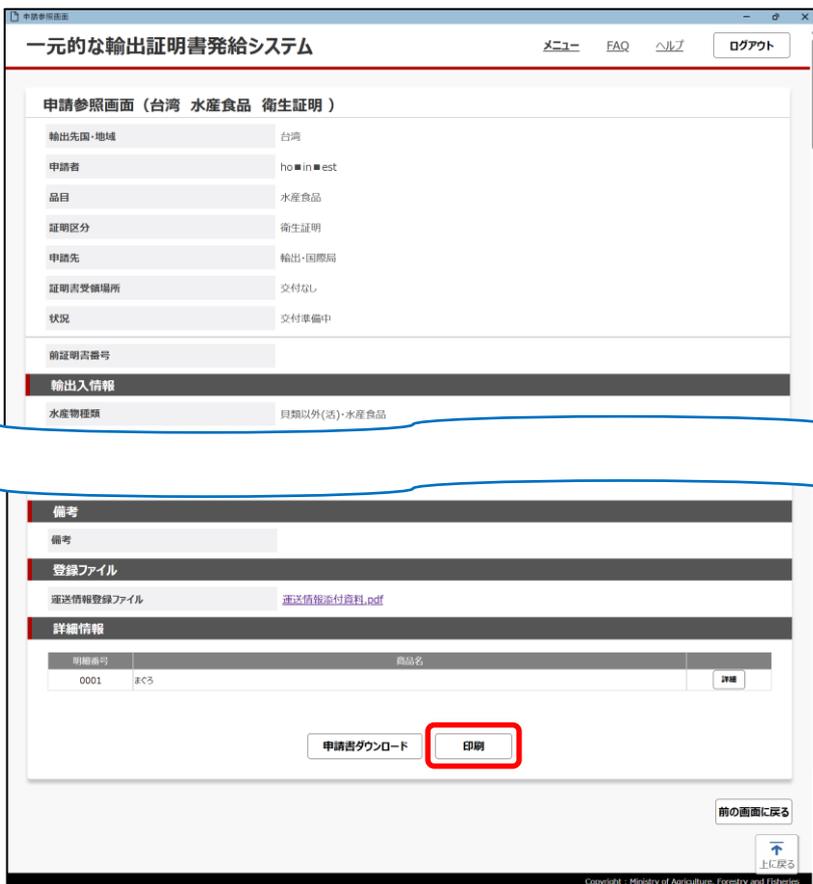
■ 印刷

メインメニューで「輸出証明書発給」をクリックし、申請状況一覧画面を表示した状態から操作します。



1 印刷する情報を選択し、[参照]をクリックする

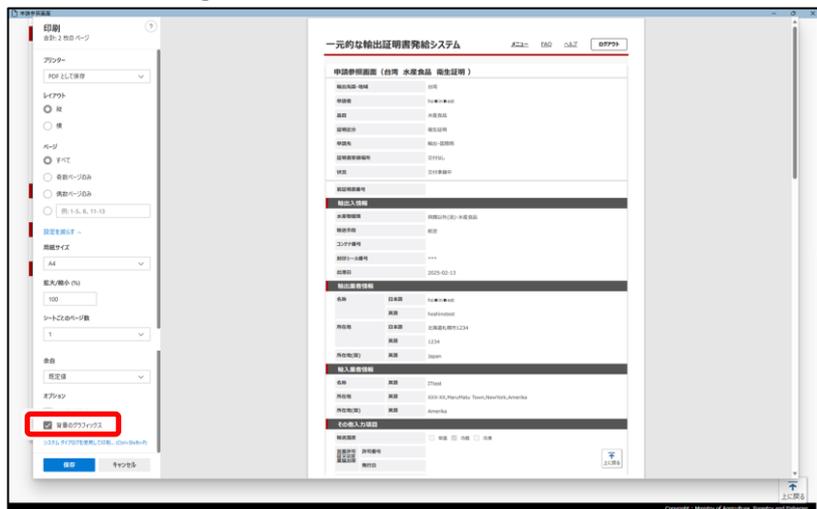
選択した情報の内容が表示されます。



2 画面下部の[印刷]をクリックする

別ウィンドウで印刷画面が表示されます。

<Microsoft Edge の場合の例>



各項目を設定し、印刷を実行してください。

メモ

- 画面左側の設定項目で「背景のグラフィックス」にチェックを入れてください。
「背景のグラフィックス」が表示されていない場合は、下部にある「その他の設定」をクリックしてください。

本画面の内容が出力されます。

4.2.15 破棄依頼

不要になった申請済情報の破棄を依頼します。申請の状況ステータスが「申請中」「審査開始」「起案済」「修正依頼」「申請中(修正依頼)」「交付準備中」「証明書発行済」「完了」の場合に破棄依頼できます。

参照▶申請前情報の削除 → 「4.2.9 削除」

メインメニューで [輸出証明書発給] をクリックし、申請状況一覧画面を表示した状態から操作します。



1 破棄依頼する情報を選択し、[破棄依頼] をクリックする

破棄依頼画面が表示されます。



2 破棄理由を入力し、[確認] をクリックする

破棄依頼確認画面が表示されます。



3 確認し、[実行] をクリックする
破棄依頼完了画面が表示されます。



4 [OK] をクリックする
破棄依頼が完了しました。



申請状況一覧画面に戻ります。
状況ステータスが「破棄依頼」に変更されます。
破棄が承認されると、状況ステータスが「破棄」に変更されます。

4.2.16 分析試料明細書の印刷（韓国、ロシア向けに酒類を輸出する場合に限る）

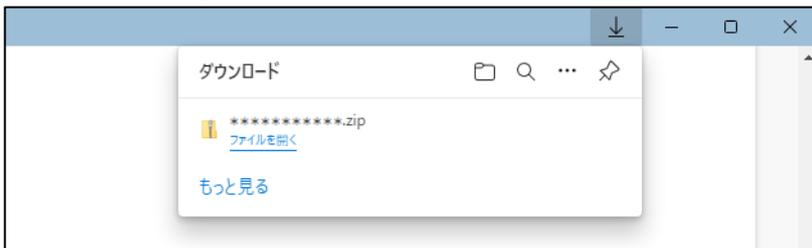
韓国、ロシア向け輸出酒類について、放射性物質検査証明書を申請する場合、酒類総合研究所による試料の分析が必要です。
※申請書入力画面の「前証明書番号」を入力した場合は再発行扱いとなり、酒類総合研究所の分析が不要になります。

分析試料を送付するときに必要な試料送付票と分析試料明細書を印刷します。
メインメニューで「輸出証明書発給」をクリックし、申請状況一覧画面を表示した状態から操作します。

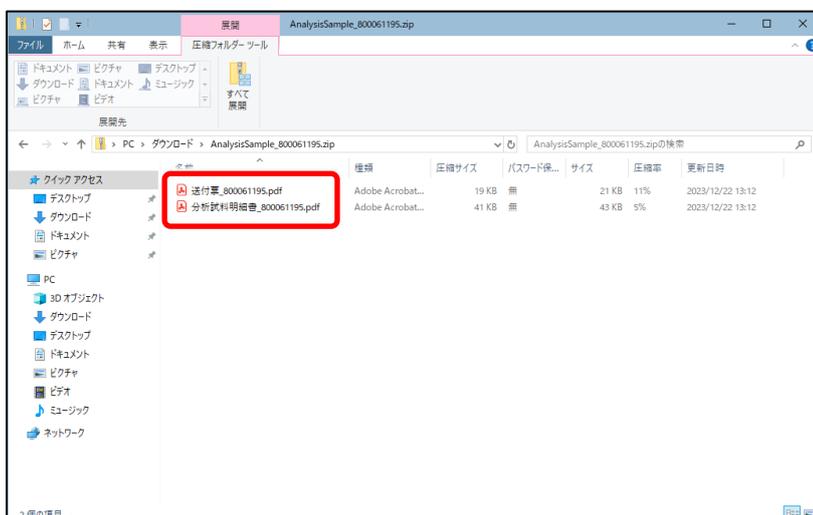


1 分析試料明細書を印刷する証明書を選択し、「分析試料明細書の印刷」をクリックする

<Microsoft Edgeの場合の例>



ダウンロードフォルダーにファイルがダウンロードされ、ブラウザにダウンロード結果が表示されます。



2 「ダウンロードフォルダー」を開き、ダウンロードした zip ファイルを解凍する

「分析試料明細書」と「送付票」の PDF ファイルが表示されます。

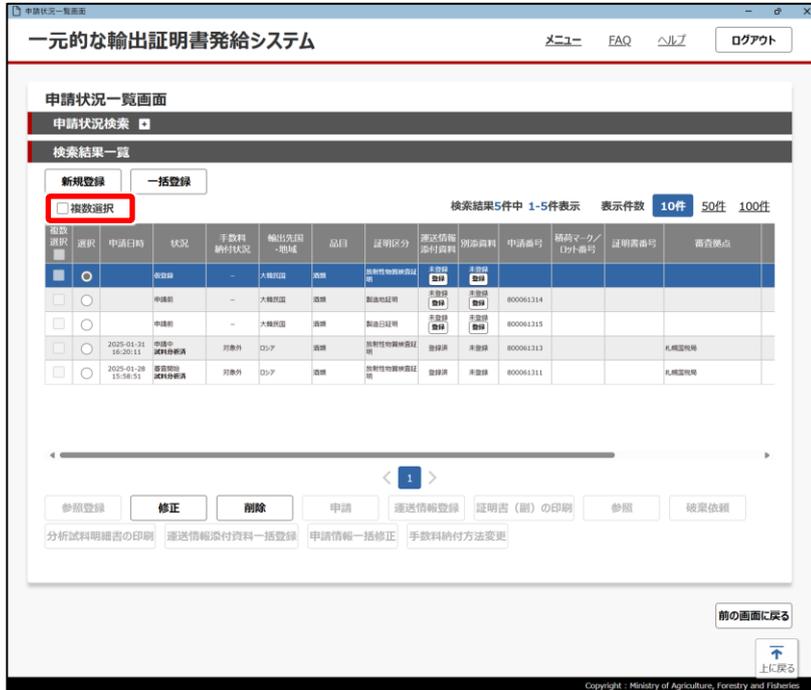
必要に応じて PDF ファイルを印刷してください。

4.2.17 申請情報一括修正

酒類の申請の場合、次の条件が一致している申請情報を複数選択し、まとめて申請情報を修正できます。

- 状況ステータスが「申請前」又は「修正依頼」
- インボイス番号、輸出先、品目が一致している

メインメニューで「輸出証明書発給」をクリックし、申請状況一覧画面を表示した状態から操作します。



1 「複数選択」をクリックする

申請状況一覧左端の「複数選択」チェックボックスが選択できる状態になります。



2 一括修正したい申請の「複数選択」チェックボックスをチェックし、「申請情報一括修正」をクリックする

申請書一括修正画面が表示されます。

メモ

- 申請に一時保存データがある場合、申請情報一括修正は実行できません。

一元的な輸出証明書発給システム

メニュー FAQ ヘルプ ログアウト

申請書一括修正画面

輸出先国-地域	品目	証明区分	申請番号	状況
大韓民国	酒類	製造地証明	800061314	申請前
大韓民国	酒類	製造地証明	800061315	申請前

インボイス番号 半角英数字(例: KOR20210101)

輸出入情報

出発地 英語 Narita Airport, Japan
*出発地の国名を入力してください。

到着地 英語 YYY, Seoul

証明書送付先

郵便番号 1234567

住所 日本語 北海道札幌市1234

送付先名称 ho ■ in ■ est

備考

確認

前の画面に戻る

上に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

3 修正する項目のチェックボックスをチェックし、内容を修正して [確認] をクリックする

申請書一括修正確認画面が表示されます。

一元的な輸出証明書発給システム

メニュー FAQ ヘルプ ログアウト

申請書一括修正確認画面

輸出先国-地域	品目	証明区分	申請番号	状況
大韓民国	酒類	製造地証明	800061314	申請前
大韓民国	酒類	製造地証明	800061315	申請前

インボイス番号

輸出入情報

出発地 英語 Narita Airport, Japan

到着地 英語 YYY, Seoul

証明書送付先

郵便番号 1234567

住所 日本語 北海道札幌市1234

送付先名称 ho ■ in ■ est

備考

登録

一覧に戻る 前の画面に戻る

上に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

4 内容を確認し、[登録] をクリックする

完了画面が表示されます。

一元的な輸出証明書発給システム

メニュー FAQ ヘルプ ログアウト

申請書一括修正完了画面

正常に登録されました。

OK

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

5 [OK] をクリックする

申請状況一覧画面

一元的な輸出証明書発給システム

メニュー FAQ ヘルプ ログアウト

申請状況検索

検索結果一覧

新規登録 一括登録

複数選択 検索結果5件中 1-5件表示 表示件数 10件 50件 100件

複数選択	選択	申請日時	状況	手数料 納付状況	輸出先国 地域	品目	証明区分	運送情報 添付資料	別添資料	申請番号	積荷マ ク/ID 番号	証明番号	番音喚点
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		登録済	-	大韓民国	酒類	発射性物質等証明	未登録 登録	未登録 登録				
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請済	-	大韓民国	酒類	製造物証明	未登録 登録	未登録 登録	800061314			
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		申請済	-	大韓民国	酒類	製造物証明	未登録 登録	未登録 登録	800061315			
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	2025-01-31 18:20:11	申請中 運送情報		対象外	CD-7	酒類	発射性物質等証明	登録済	未登録	800061313		札幌支店
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	2025-01-28 15:58:51	申請済 運送情報		対象外	CD-7	酒類	発射性物質等証明	登録済	未登録	800061311		札幌支店

1

参照登録 修正 削除 申請 運送情報登録 証明書(前)の印刷 参照 破棄依頼

分析試料明細書の印刷 運送情報添付資料一括登録 申請情報一括修正 手数料納付方法変更

前の画面に戻る

上に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

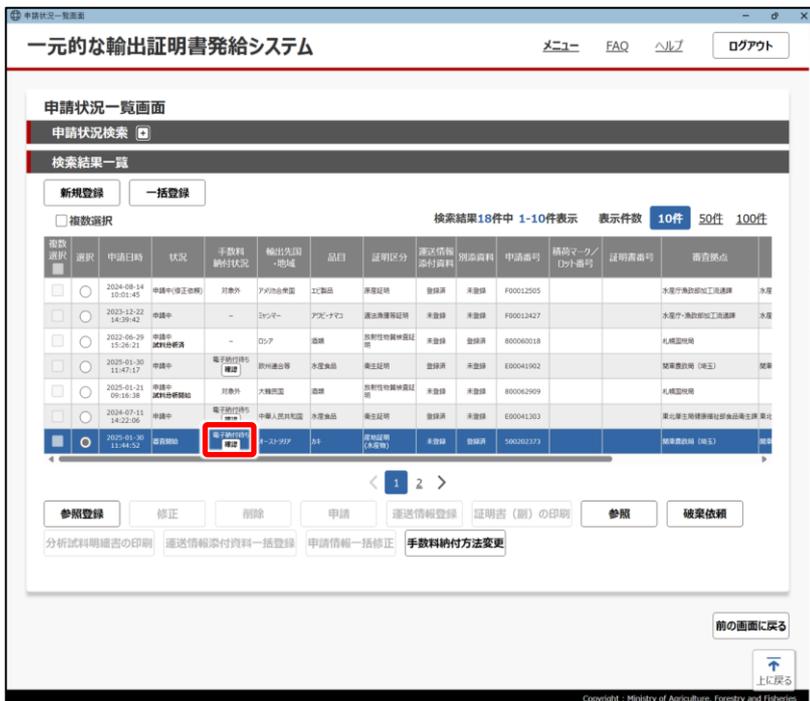
申請状況一覧画面に戻ります。

4.2.18 手数料納付情報の確認

手数料納付対象で手数料納付状況ステータスが「電子納付待ち」、「電子納付済」、「電子納付期限切れ」の場合、納付料金や納付番号等の納付情報を確認することができます。

※国が発行する輸出証明書の手数料納付については、令和7年4月1日以降となります。

1 納付状況を確認する情報の [確認] をクリックする



手数料納付確認画面が表示されます。

メモ

- 手数料納付確認画面でペイジー (Pay-easy) のアイコン又は「こちら【外部リンク】」をクリックすると、ペイジーの公式サイトを表示できます。
- 本画面の内容を出力することができます。[印刷] をクリックしてください。別ウィンドウで印刷画面が表示されます。
- 納付後、手数料納付状況欄に納付した日付が、表示されます。

手数料納付状況 2025年1月28日電子納付済

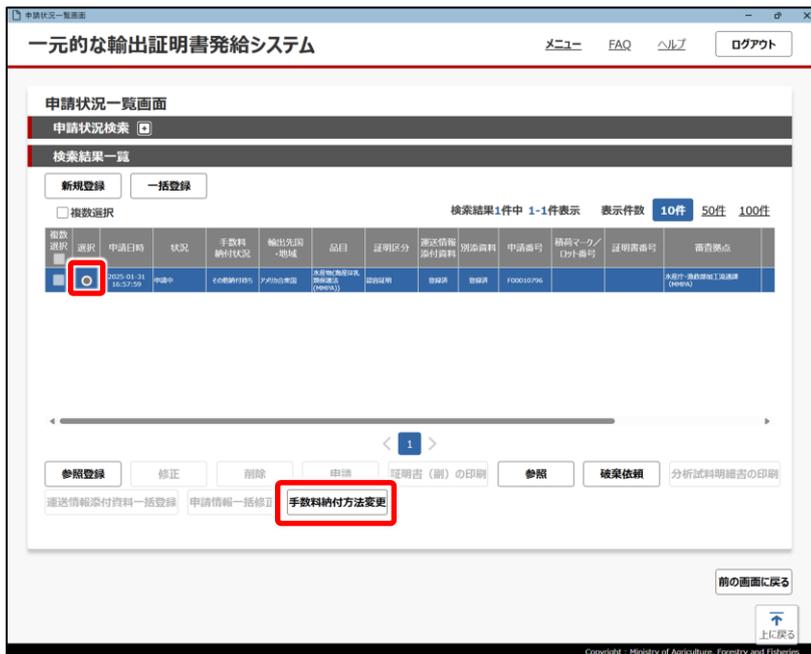
確認後は「前の画面に戻る」をクリックして申請状況一覧画面に戻ってください。



4.2.19 手数料納付方法の変更

手数料納付対象で手数料納付状況ステータスが「電子納付待ち」「電子納付期限切れ」「その他納付待ち」の場合、手数料納付方法を変更することができます。

※国が発行する輸出証明書の手数料納付については、令和7年4月1日以降となります。



1 納付方法を変更する情報を選択し、**[手数料納付方法変更]** をクリックする

手数料納付変更画面が表示されます。



2 納付方法を選択し、**[OK]** をクリックする

確認メッセージが表示されます。



3 **[OK]** をクリックする

選択した手数料納付方法によって表示されるメッセージが異なります。左図は「電子納付」を選択した場合の画面例です。

一元的な輸出証明書発給システム

メニュー FAQ ヘルプ ログアウト

申請状況一覧画面

申請状況検索

検索結果一覧

新規登録 一括登録

複数選択

検索結果1件中 1-1件表示 表示件数 10件 50件 100件

登録 選択 欄	選択	申請日時	状況	手数料 納付状況	輸出先国 +地域	品目	証明区分	運送情報 添付資料	別添資料	申請番号	積荷マーク (JIT)番号	証明書番号	審査拠点
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="radio"/>	2025-01-31 16:37:29	申請中	電子納付登録済	JAP/自由貿易	水産物(魚介類) 魚の塩漬 (new01)	認定証明	登録済	登録済	F00010796			水産庁-消費安全工場連携 (new01)

< 1 >

参照登録 修正 削除 申請 証明書(副)の印刷 参照 破棄依頼 分析試料明細書の印刷

運送情報添付資料一括登録 申請情報一括修正 手数料納付方法変更

前の画面に戻る

上に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

申請状況一覧画面に戻ります。
 [手数料納付状況]欄に変更した納付
 方法が表示されます。

4.2.20 NACCS 申請受付エラー確認

NACCS システムで一括申請した内容にエラーがないか確認します。
エラーが発生したものが、NACCS 申請受付エラー一覧画面に表示されます。



1 メインメニューで「NACCS 申請受付エラー確認」をクリックする

NACCS 申請受付エラー一覧画面が表示されます。

[状況] にエラー内容が表示されます。



2 詳細を確認する場合は、エラー情報を選択し、「参照」をクリックする

NACCS 連携エラー詳細画面が表示されます。



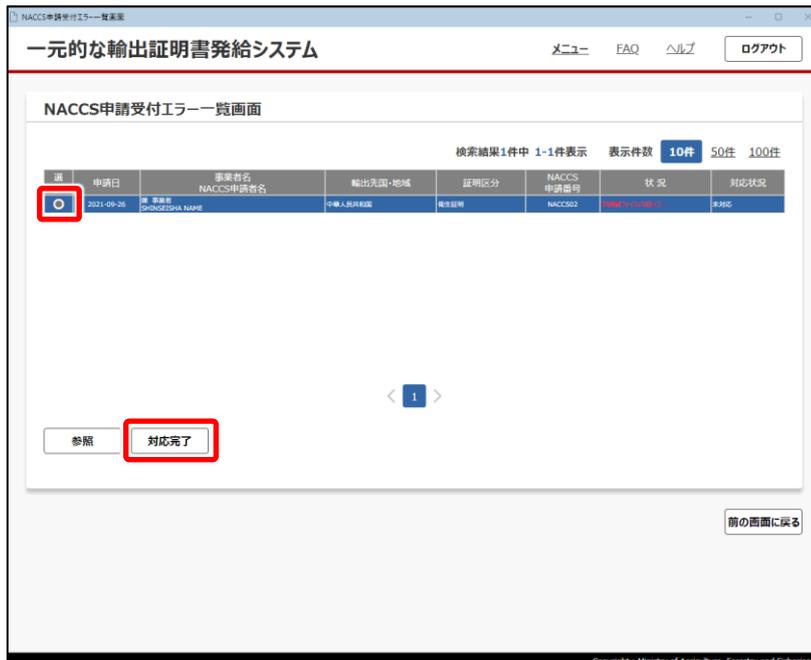
3 内容を確認し、[前の画面に戻る]をクリックする

NACCS 申請受付エラー一覧画面が表示されます。

4 エラーを修正する

注意

エラーの修正は、NACCS システムで行います。テンプレートを修正し、登録し直してください。



5 修正したエラー情報を選択し、[対応完了]をクリックする

NACCS 連携エラー削除確認画面が表示されます。



6 内容を確認し、[実行] をクリックする

NACCS 連携エラー削除完了画面が表示されます。



7 [OK] をクリックする



NACCS 申請受付エラー一覧画面に戻ります。

対応を完了したエラーの [対応状況] に「対応済」と表示されます。

4.3 施設認定の申請

輸出する製品の製造・加工施設の登録と申請方法について説明します。

4.3.1 申請状況一覧画面構成

メインメニューで「施設認定」をクリックすると、次の画面が表示されます。

施設認定申請状況検索

表示／非表示切換

検索結果一覧

施設認定申請状況一覧画面

一元的な輸出証明書発給システム

施設認定申請状況検索

認定国・品目: [一認定国を選択してください。] [一認定品目を選択してください。]

状況:

- 申請前
- 申請中
- 審査開始
- 起案済 1
- 修正依頼
- 破棄依頼
- 承認依頼
- 修正依頼 (本省)
- 承認済
- 起案済 2
- 交付準備中
- 証明書発行済
- 証明書受取可
- 証明書受領済
- 棄却
- 破棄
- 完了
- 全選択

検索

検索結果一覧

新規登録

検索結果9件中 1-9件表示 表示件数 10件 50件 100件

選択	申請日時	状況	手数料 納付状況	認定国	認定品目	施設名	別添資料	申請番号	認定番号	審査機関 1	利用可能日
<input checked="" type="radio"/>		新規 申請前	-	インド	水産食品	□□水産施設	登録済	G00010591			
<input type="radio"/>		新規 申請前	-	オーストラリア	水産食品	オーストラリア水産食品 施設	登録済	G00010589			
<input type="radio"/>	2023-12-22 18:21:50	新規 審査開始	その他納付済 2023-12-23 16:26:43	タイ	青果物(国)	□□農産施設	登録済	G00010620		北海道農政事務所	
<input type="radio"/>	2023-12-22 18:18:37	新規 審査開始	その他納付済 2023-12-23 10:50:28	インドネシア	水産食品	○○水産施設 E	登録済	G00010619		北海道農政事務所	
<input type="radio"/>	2023-12-08 09:55:57	新規 修正依頼	電子納付待ち [確認]	インドネシア	水産食品	○○水産施設	登録済	G00010590		北海道農政事務所	
<input type="radio"/>	2023-12-22 16:11:00	新規 破棄依頼	その他納付待ち	インドネシア	水産食品	○○水産施設 C	登録済	G00010617		北海道農政事務所	
<input type="radio"/>	2023-12-22 17:04:20	新規 承認済	その他納付済 2023-12-22 17:31:51	インドネシア	水産食品	○○水産施設 D	登録済	G00010618	G00120101777	北海道農政事務所	
<input type="radio"/>	2023-12-22 15:45:03	新規 交付準備中	その他納付済 2023-12-23 15:56:19	タイ	青果物(国)	○○農産施設	未登録	G00010615	G000111777	北海道農政事務所	
<input type="radio"/>	2023-12-22 15:58:13	新規 棄却	その他納付待ち	インドネシア	水産食品	○○水産施設 B	登録済	G00010614		北海道農政事務所	

参照登録 修正 削除 申請 参照 破棄依頼 認定後変更 認定後廃止

手数料納付方法変更

前の画面に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

メモ

- 施設認定申請状況検索の詳細が表示されていない場合、「施設認定申請状況検索」の横にある「+」（表示／非表示切換）をクリックしてください。詳細画面が表示されます。施設認定申請状況検索の詳細を非表示にしたい場合も、同様に「施設認定申請状況検索」の横にある「-」（表示／非表示切換）をクリックしてください。

- 施設認定申請状況検索

認定国や品目、申請状況をキーとして、施設認定の申請情報を検索できます。検索キーにしたい項目を入力し、[検索] をクリックしてください。

- 検索結果一覧

施設認定申請状況検索で検索した内容が表示されます（検索していない状態では、全件表示されます）。申請状況が申請前や修正依頼など、対応必要な申請情報が上部に表示されます。

4.3.2 申請状況ステータス

[状況] 欄の申請状況を示すステータスは、左側に「新規」又は「変更」と表示されます。「新規」とは新規申請時のステータスを示し、「変更」とは認定後の施設情報を変更した状態のステータスを示します。

状況	手数料納付状況	認定国	認定
変更 申請前	-	インド	水産食品
新規 申請前	-	オーストラリア	水産食品
新規 審査開始	その他納付済 2023-12-23 16:26:43	タイ	青果物(伊

[状況] 欄のステータスは、次の表のとおりです。

申請状況ステータス	意味
申請前	申請者が新規登録（又は参照登録）した状態です。
申請中	申請者が新規登録（又は参照登録）後に申請し、審査者が審査を開始する前の状態です。
修正依頼	審査者から申請者へ、申請内容の修正を依頼した状態です。
修正依頼(本省)	農林水産省（本省）から審査者へ、申請内容の修正を依頼した状態です。
申請中(修正依頼)	審査者からの修正依頼に対して、申請者が修正を行い、申請をした状態です。
審査開始	審査者が申請内容を確認し、審査開始した状態です。
起案済1	審査が終了し、審査者から交付者へ交付依頼した状態です。
起案済2	審査が終了し、審査者から交付者へ交付依頼した状態です。
承認依頼	審査者から農林水産省（本省）へ施設の承認を依頼した状態です。
承認済	農林水産省（本省）から施設の承認を受けた状態です。
交付準備中	交付者が証明書の交付を準備している状態です。
証明書発行済	交付者が証明書を印刷した状態です。
証明書受取可	交付者が発行した証明書を、申請者が受け取り可能な状態です。
証明書受領済	交付者が発行した証明書を、申請者が受け取った状態です。
棄却	審査者が申請内容を審査し、申請を棄却した状態です。
完了	申請作業がすべて完了した状態です。
破棄依頼	申請者から審査者へ、起案済、承認依頼、承認済情報の破棄を依頼した状態です。
破棄	破棄依頼した申請が審査者によって破棄された状態です。

※認定後に変更又は廃止を行った場合、ステータスの前に「変更」又は「廃止」と表示されます。

4.3.3 手数料納付状況ステータス

[手数料納付状況] 欄のステータスは、次の表のとおりです。

納付方法	手数料納付状況 ステータス	意 味
—	—	納付方法が決まっていない状況です。
電子納付	電子納付登録待ち	申請者が納付方法を電子納付に選択して申請を行い、手数料納付の登録を待っている状況です。
電子納付	電子納付登録依頼中	申請者が納付方法を電子納付に選択して申請を行い、納付番号等の連携を待っている状況です。
電子納付	電子納付待ち	電子納付用の納付番号等が連携され、納付が可能となった状況です。
電子納付	電子納付済	申請者がPay-easyで手数料の納付を完了させた状況です。
電子納付	電子納付期限切れ	申請者が納付番号発行後に、1年（365日）以内の納付を行わず納付期限切れとなった状況です。
その他	その他納付待ち	申請者が納付方法をその他に選択して申請を行い、納付を待っている状況です。
その他	その他納付済	申請者が電子納付以外の方法で納付を完了した状況です。
—	対象外	手数料納付が対象外の施設を指す状況です。

4.3.4 資料の登録・申請情報の入力

登録する施設の情報を入力し、資料を登録します。

登録方法には、次の2種類があります。

- 新規登録
施設の情報を新規登録する場合に使用します。
- 参照登録
登録済の情報を再利用して登録する場合に使用します。操作方法は「4.3.5 参照登録」を参照してください。

新規登録の操作方法は、次のとおりです。

メインメニューで「施設認定」をクリックし、施設認定申請状況一覧画面を表示した状態から操作します。

一元的な輸出証明書発給システム

施設認定申請状況一覧画面

施設認定申請状況検索

検索結果一覧

新規登録

検索結果2件中 1-2件表示 表示件数 10件 50件 100件

選択	申請日時	状況	手数料 納付状況	認定国	認定品目	施設名	別添資料	申請番号	認定番号	審査機関1	利用可能日
<input checked="" type="radio"/>		新規 申請中	-	インドネシア	水産食品	ココナツ産物	申請済	G00010594			
<input type="radio"/>		新規 申請中	-	インドネシア	水産食品	インドネシア産水産食品 惣菜	申請済	G00010595			

1

参照登録 修正 削除 申請 参照 結果依頼 認定後変更 認定後廃止

手数料納付方法変更

前の画面に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

- 1 「新規登録」をクリックする
認定国・品目選択画面が表示されます。

一元的な輸出証明書発給システム

認定国・品目選択画面

申請者選択

代理申請

委託元事業者

認定国・品目選択

認定国

認定品目

次へ

前の画面に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

- 2 認定国と認定品目を選択し、「次へ」をクリックする
施設認定申請書入力画面が表示されます。

施設認定申請書入力画面(インド 水産食品)

一元的な輸出証明書発給システム

メニュー FAQ ヘルプ ログアウト

申請者情報

事業者名 ○○株式会社
住所 北海道札幌市XXX町0丁目000番地000
氏名 北海 太郎
電話番号 0123-77-7777

施設情報

施設の名称 日本語 英語
郵便番号 -
施設の所在地 都道府県 市町村
施設の所在地(市町村以降) 日本語 英語
法人番号 T99999999916
施設の種類
食品衛生法に基づく営業許可を有し、又は営業届出を行っている施設 該当の有無 登録番号等
条例等による営業許可を有する又は営業に係る届出等を行っている施設 該当の有無 登録番号等
食品衛生監視員による監視指図の結果、一定程度の衛生管理が実施されていることが食品衛生監視員等の書類で確認可能な施設 該当の有無 登録番号等

輸出品目情報

輸出品目 日本語 英語
加工工程 該当の有無 Frozen(冷凍) Chilled(冷蔵) Dried(乾燥) Salted(塩漬) Smoked(燻製) Ambient(常温) Others(その他)
日本語 英語

備考

備考

確認

一覧に戻る 前の画面に戻る

↑ 上に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

3 各項目を入力して「確認」をクリックする

メモ

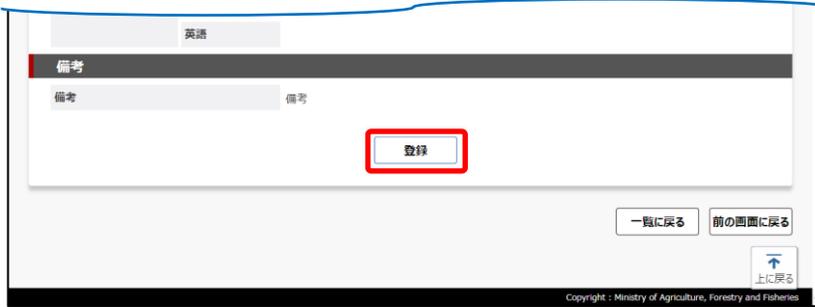
- **必須** アイコンがある項目は、必ず入力してください。

施設認定申請書入力確認画面が表示されます。



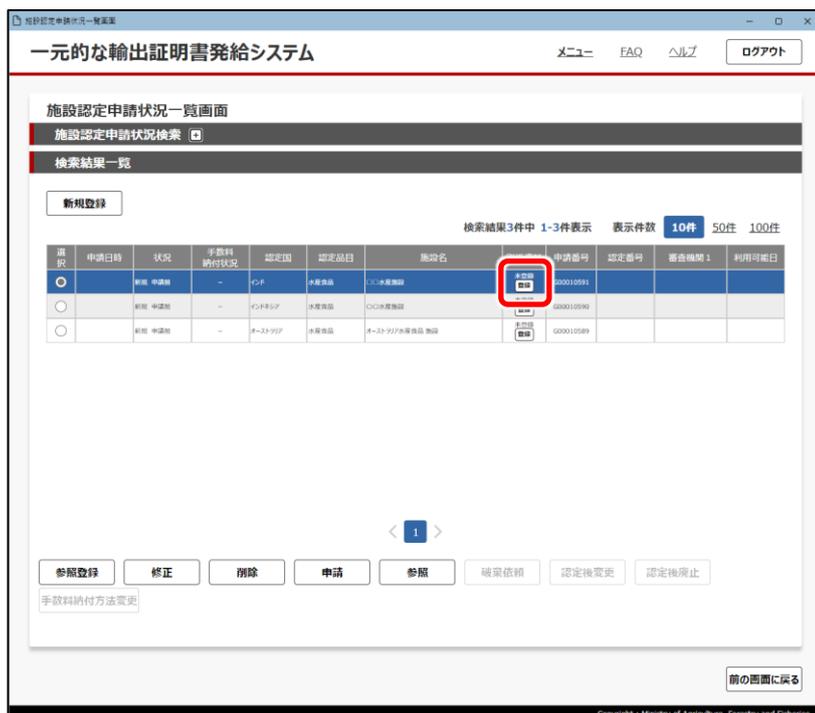
4 内容を確認し、画面下部の【登録】をクリックする

施設認定申請登録完了画面が表示されます。



5 【OK】をクリックする

施設認定申請状況一覧画面に戻ります。

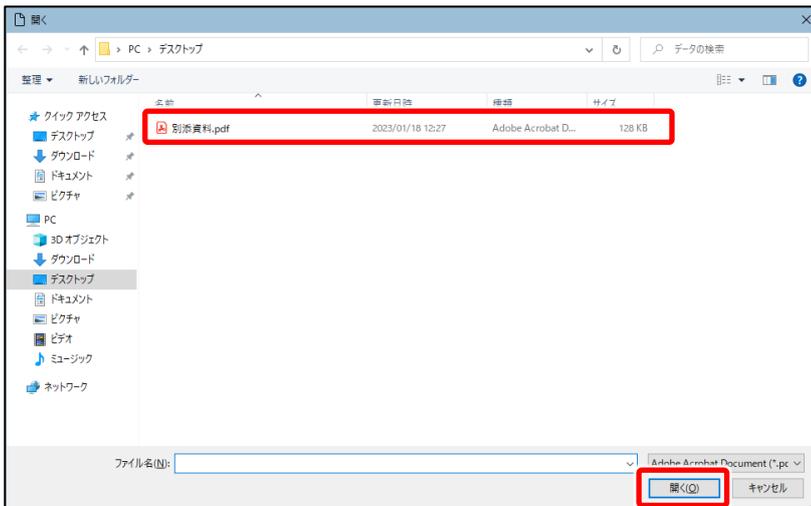


6 登録した施設の【別添資料】にある【登録】をクリックする

別添資料ファイル登録画面が表示されます。



7 【ファイルの選択】をクリックする
ファイルを選択する画面が表示されます。



8 別添資料のファイルを指定して【開く】をクリックする

添付資料の登録画面に戻り、指定したファイルが【ファイルの選択】の右側に表示されます。

メモ

- 複数のファイルをアップロードするとき、【Ctrl】キーを押しながらクリックすると、複数のファイルを選択できます。また、【Shift】キーを押しながらクリックすると、ファイルを範囲選択できます。



9 【追加】をクリックする
確認メッセージが表示されます。



10 【OK】をクリックする
画面下部の【添付申請ファイル名】に、指定したファイルが表示されます。



11 [アップロード] をクリックする

アップロードの結果画面が表示されます。

メモ

- 間違えて別のファイルを指定した場合などファイルを削除したい場合は、左端の[削除] チェックボックスをチェックして画面下部の[削除] をクリックしてください。

参照▶403エラーについて ➡ 「1.1.6 画面の基本操作 ■ファイルのアップロード/ダウンロード方法」



12 [成功] の右側にアップロードしたファイルの件数が表示されていることを確認し、[登録] をクリックする

メモ

- アップロードを失敗した場合、[失敗] の右側に件数が表示され、[エラーファイルダウンロード] がクリック可能な状態になります。次の手順で操作してください。
 - ① [エラーファイルダウンロード] をクリックし、エラーファイルを [ダウンロード] フォルダにダウンロードする
 - ② エラーファイルを参考に、資料のファイルを修正する
 - ③ 資料をアップロードし直す

登録完了画面が表示されます。



13 [OK] をクリックする

施設認定申請状況一覧画面に戻ります。登録した施設の [別添資料] の表示が、「登録済」に変更されていることを確認してください。

このあと、申請を行います。

参照▶「4.3.8 申請」

4.3.5 参照登録

登録済の施設の入力内容を再利用して登録します。

登録済の申請情報を表示して、申請したい内容と違う箇所を変更し、新しい申請情報として登録します。

メインメニューで「施設認定」をクリックし、施設認定申請状況一覧画面を表示した状態で操作してください。

一元的な輸出証明書発給システム

施設認定申請状況一覧画面

施設認定申請状況検索

検索結果一覧

新規登録

検索結果3件中 1-3件表示 表示件数 10件 50件 100件

選択	申請日時	状況	手数料 納付状況	認定国	認定品目	施設名	別添資料	申請番号	認定番号	審査機関1	利用可能日
<input type="radio"/>		新規 申請中	-	インド	水産食品	G00010591			
<input type="radio"/>		新規 申請中	-	インドネシア	水産食品	インドネシア水産食品 施設	...	G00010589			
<input checked="" type="radio"/>	2023-12-08 09:52:57	新規 申請中	電子納付済 済	インドネシア	水産食品	インドネシア	...	G00010598		...	

1

参照登録 修正 削除 申請 参照 検索依頼 認定後変更 認定後廃止

手数料納付方法変更

前の画面に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

1 参照する情報を選択し、[参照登録]をクリックする

登録する情報と、同じ内容の項目が多い情報を選択します。

メモ

- 登録されている施設は「施設認定申請状況検索」で検索できます。検索キーにしたい項目を入力し、「検索」をクリックしてください。

認定国・品目選択画面が表示されます。

一元的な輸出証明書発給システム

認定国・品目選択画面

申請者選択

代理申請

委託元事業者

認定国・品目選択

認定国

認定品目

次へ

前の画面に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

2 表示された内容を確認して [次へ]をクリックする

参照した情報の内容が表示されます。必要に応じて、変更したい箇所は選択し直してください。

施設認定申請書入力画面が表示されます。

施設認定申請書入力画面(インドネシア 水産食品)

一元的な輸出証明書発給システム

メニュー FAQ ヘルプ ログアウト

参照元申請番号 G00010590

申請者情報

事業者名 ○○株式会社
 住所 北海道札幌市XXX町0丁目000番地000
 氏名 北海 太郎
 電話番号 0123-77-7777

施設情報

施設の名称 日本語 〇〇水産施設 B
 英語 Maru Maru plant B
 郵便番号 123 - 4567
 施設の所在地 都道府県 北海道
 市町村 札幌市
 施設の所在地(市町村以降) 日本語 XXXX町0丁目000番地111
 施設の所在地 英語 0-000-111 XXXcho Sapporo-shi, Hokkaido Japan
 法人番号 T000000000011
 施設の種類 加工施設
 食品衛生法に基づく営業許可を有し、又は営業届出を行っている施設 該当の有無
 登録番号等
 条例等による営業許可を有し、又は営業に係る届出等を行っている施設 該当の有無
 登録番号等
 食品衛生監視員による監視指導の結果、一定程度の衛生管理が実施されていることが食品衛生監視員等の書類で確認可能な施設 該当の有無
 登録番号等
 英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品に係る認定施設 該当の有無
 登録番号等

輸出品目情報

輸出品目 日本語 水産食品
 英語 suisan
 加工程 該当の有無
 Frozen(冷凍) Chilled(冷蔵) Dried(乾燥)
 Salted(塩蔵) Smoked(燻製) Ambient(常温)
 Others(その他)
 日本語
 英語

備考

備考

確認

一覧に戻る 前の画面に戻る

上に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

3 各項目を確認し、必要に応じて変更して [確認] をクリックする

メモ

- **必須** アイコンがある項目は、必ず入力してください。

施設認定申請書入力確認画面が表示されます。



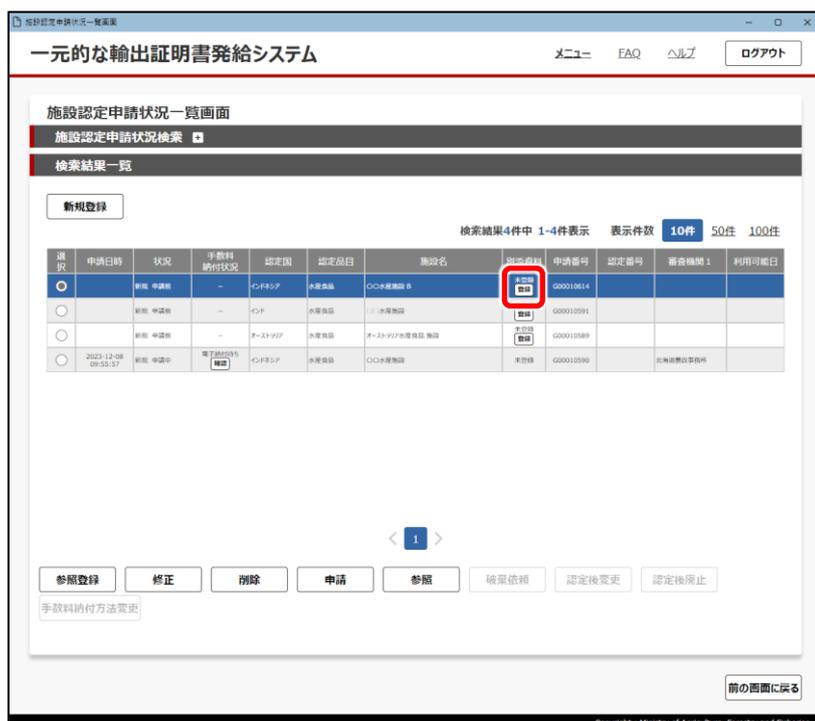
4 内容を確認し、画面下部の【登録】をクリックする

施設認定申請登録完了画面が表示されます。



5 【OK】をクリックする

施設認定申請状況一覧画面に戻ります。

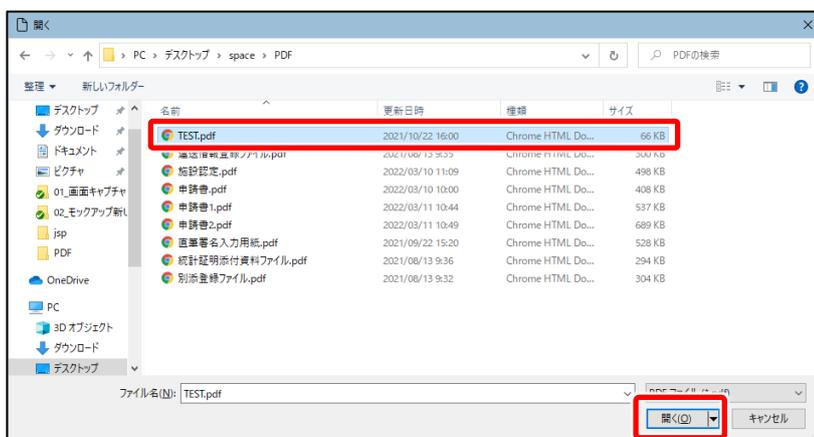


6 登録した施設の【別添資料】にある【登録】をクリックする

別添資料ファイル登録画面が表示されます。



7 **【ファイルの選択】をクリックする**
 ファイルを選択する画面が表示されます。



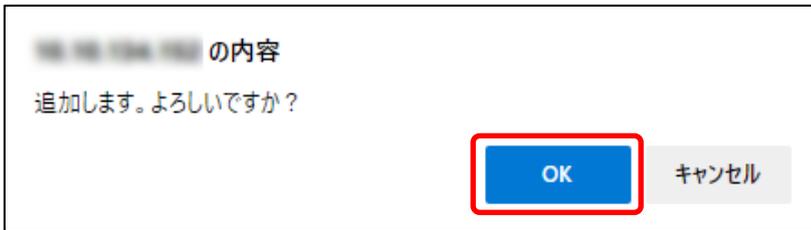
8 **別添資料のファイルを指定して【開く】をクリックする**
 添付資料の登録画面に戻り、指定したファイルが【ファイルの選択】の右側に表示されます。

メモ

- 複数のファイルをアップロードするとき、
 【Ctrl】キーを押しながらクリックすると、
 複数のファイルを選択できます。
 また、【Shift】キーを押しながらクリックすると、
 ファイルを範囲選択できます。



9 **【追加】をクリックする**
 確認メッセージが表示されます。



10 [OK] をクリックする

画面下部の [添付申請ファイル名] に、指定したファイルが表示されます。



11 [アップロード] をクリックする

アップロードの結果画面が表示されます。

メモ

- 間違えて別のファイルを指定した場合などファイルを削除したい場合は、左端の [削除] チェックボックスをチェックして画面下部の [削除] をクリックしてください。

参照 ▶ 403エラーについて ➡ 「1.1.6 画面の基本操作 ■ ファイルのアップロード/ダウンロード方法」



12 [成功] の右側にアップロードしたファイルの件数が表示されていることを確認し、[登録] をクリックする

メモ

- アップロードを失敗した場合、[失敗] の右側に件数が表示され、[エラーファイルダウンロード] がクリック可能な状態になります。次の手順で操作してください。
 - ① [エラーファイルダウンロード] をクリックし、エラーファイルを [ダウンロード] フォルダにダウンロードする
 - ② エラーファイルを参考に、資料のファイルを修正する
 - ③ 資料をアップロードし直す

登録完了画面が表示されます。



13 [OK] をクリックする



施設認定申請状況一覧画面に戻ります。
登録した施設の別添資料の表示が「登録済」に変更されます。

このあと、申請を行います。

参照▶「4.3.8 申請」

4.3.6 修正

申請前の情報を変更したい場合、又は申請内容に修正依頼が返ってきた場合に申請事項を修正します。メインメニューで「施設認定」をクリックし、施設認定申請状況一覧画面を表示した状態から操作します。

一元的な輸出証明書発給システム

施設認定申請状況一覧画面

施設認定申請状況検索

検索結果一覧

新規登録

検索結果4件中 1-4件表示 表示件数 10件 50件 100件

選別	申請日時	状況	手数料 納付状況	認定国	認定品目	施設名	別添資料	申請番号	認定番号	番台番号1	利用可能日
<input type="radio"/>		新規 申請中	-	インドネシア	水産食品	〇〇水産施設 〇	別添資料	G00010614			
<input type="radio"/>		新規 申請中	-	インド	水産食品	〇〇水産施設	別添資料	G00010591			
<input type="radio"/>		新規 申請中	-	オーストラリア	水産食品	〇〇水産施設	別添資料	G00010589			
<input checked="" type="radio"/>	2023-12-08 09:55:57	新規 修正依頼	電子納付済	インドネシア	水産食品	〇〇水産施設	別添資料	G00010599			2024年01月01日

1

参照登録 修正 削除 申請 参照 破産依頼 認定後変更 認定後廃止

手数料納付方法変更

前の画面に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

1 修正する情報を選択し、[修正]をクリックする

申請書入力画面が表示されます。

表示される入力画面は、申請品目や輸出先国によって異なります。

メモ

- 修正依頼が返ってきた場合、[状況]に「修正依頼」と表示されます。修正依頼の項目を選択して[修正]をクリックしてください。

一元的な輸出証明書発給システム

施設認定申請書入力画面(インドネシア 水産食品)

修正依頼理由 番号変更により

申請者情報

事業者名 〇〇株式会社

住所 北海道札幌市XXX町0丁目000番地000

氏名 北海 太郎

電話番号 0123-77-7777

施設情報

施設の名称 日本語 〇〇水産施設

英語 Maru Maru plant B

郵便番号 123 - 4567

施設の所在地 都道府県 北海道

市町村 札幌市

施設の所在地(市町村以降) 日本語 XXXX町0丁目000番地111

加工工程

英語 susian

6文字/最大1000文字

加工工程 該当の有無 Frozen(冷凍) Chilled(冷蔵) Dried(乾燥)

Salted(塩漬) Smoked(燻製) Ambient(常温)

Others(その他)

日本語

英語

備考

備考

更新

前の画面に戻る

上に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

2 必要に応じて内容を修正し、画面下部の[更新]をクリックする

メモ

- 必須** アイコンがある項目は、必ず入力してください。
- 修正依頼が入っている項目は、背景色が変わり、修正コメントが表示されます。コメントを参考に修正してください。

施設認定申請書入力確認画面が表示されます。

施設認定申請入力確認画面(インドネシア 水産食品)

以下の内容で更新します。

修正依頼理由 番号変更により

申請者情報

事業者名 ○○株式会社
 住所 北海道札幌市XXX町0丁目000番地000
 氏名 北海 次郎
 電話番号 0123-77-7777

施設情報

施設の名称 日本語 ○○水産施設
 英語 Maru Maru plant B
 郵便番号 123-5678
 施設の所在地 都道府県 北海道
 市町村 札幌市
 施設の所在地(市町村以降) 日本語 XXX町0丁目000番地111

3 内容を確認し、[登録] をクリックする

施設認定申請修正完了画面が表示されます。

輸出品目 日本語 水産食品
 英語 suisan

加工工程 該当の有無 Frozen(冷凍) Chilled(冷蔵) Dried(乾燥)
 Salted(塩漬) Smoked(燻製) Ambient(常温)
 Others(その他)

備考

備考 備考

登録

一覧に戻る 前の画面に戻る

上に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

4 [OK] をクリックする

施設認定申請状況一覧画面に戻ります。

施設認定申請修正完了画面

正常に登録されました。

OK

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

4.3.7 削除

不要になった申請前の情報を削除します。

参照▶申請済情報の削除 → 「4.3.10 破棄依頼」

メインメニューで「施設認定」をクリックし、施設認定申請状況一覧画面を表示した状態から操作します。

一元的な輸出証明書発給システム

施設認定申請状況一覧画面

施設認定申請状況検索

検索結果一覧

新規登録

検索結果6件中 1-6件表示 表示件数 10件 50件 100件

選	申請日時	状況	手数料 納付状況	認定国	認定品目	施設名	別添資料	申請番号	認定番号	審査機関 1	利用可能日
<input checked="" type="radio"/>		新規 申請前	-	タイ	青果物(国)	○○農産物 C	本添付 [削除]	G00010616			
<input type="radio"/>		新規 申請前	-	インドネシア	水産食品	○○水産物 B	本添付 [削除]	G00010614			
<input type="radio"/>		新規 申請前	-	インド	水産食品	○○水産物	本添付 [削除]	G00010591			
<input type="radio"/>		新規 申請前	-	ネーデルラント	水産食品	ネーデルラント水産食品 施設	本添付 [削除]	G00010589			
<input type="radio"/>	2023-12-22 13:49:33	新規 申請中	手数料納付済	タイ	青果物(国)	○○農産物	本添付	G00010615		北海道農畜事務所	
<input type="radio"/>	2023-12-08 09:55:57	新規 修正依頼	電子納付済 [確認]	インドネシア	水産食品	○○水産物	本添付 [削除]	G00010590		北海道農畜事務所	

参照登録 修正 **削除** 申請 参照 破棄依頼 認定後変更 認定後廃止

手数料納付方法変更

前の画面に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

1 削除する情報を選択し、[削除]をクリックする

削除確認画面が表示されます。

一元的な輸出証明書発給システム

施設認定申請削除確認画面

以下の申請書を削除します。よろしいですか？

申請情報

認定国	タイ
認定品目	青果物(国)
申請者	○○株式会社
申請番号	G00010616
状況	申請前

実行

前の画面に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

2 内容を確認し、[実行]をクリックする

施設認定申請削除完了画面が表示されます。

一元的な輸出証明書発給システム

施設認定申請削除完了画面

削除が正常に終了しました。

OK

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

3 [OK] をクリックする

施設認定申請状況一覧画面に戻ります。

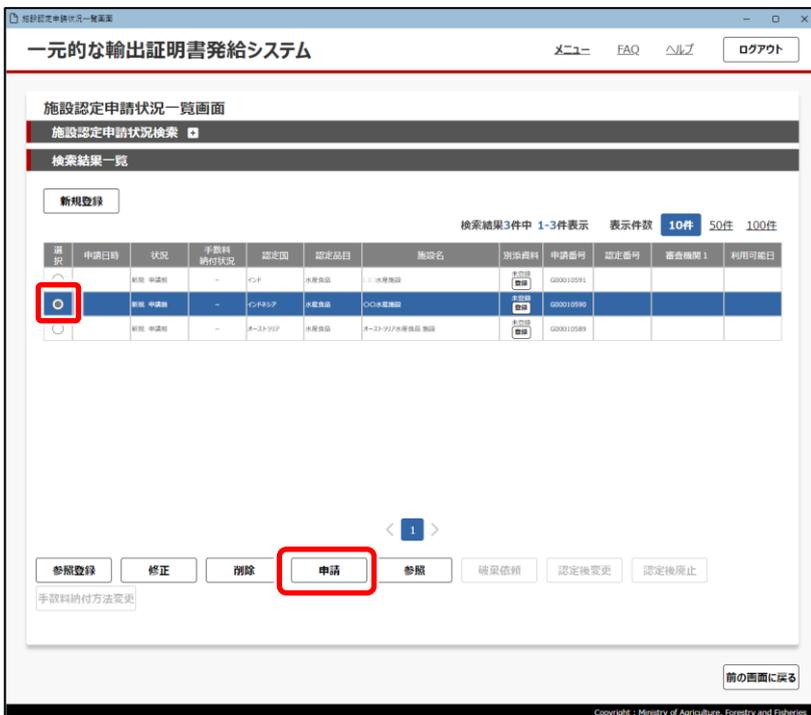


削除設定した申請情報が一覧から削除されます。

4.3.8 申請

状況が申請前又は修正依頼の場合に申請します。

メインメニューで「施設認定」をクリックし、施設認定申請状況一覧画面を表示した状態から操作します。



1 申請する申請情報を選択し、「申請」をクリックする

施設認定申請先選択画面が表示されます。



2 申請先を選択する

※左図は手数料納付対象外の申請の場合の画面例です。

メモ

- [申請先] をクリックすると、品目などに対応した審査拠点が表示されます。

手数料納付対象の場合、手順 3 に進んでください。

手数料納付対象外の場合、[確認] をクリックしてください。施設認定申請情報確認画面が表示されます。手順 5 に進んでください。

<手数料納付対象で申請先が国の場合>



3 納付方法を選択し、振込画面に表示する名称を入力※して [確認] をクリックする

※申請先によって表示される画面や入力内容は異なります。

振込画面に表示する名称は、申請先が国で、「納付方法」で「電子納付」を選択した場合のみ入力します。

メモ

- 「電子納付」を選択した場合は、「ペイジー料金振込画面のお名前欄に表示する名称」を入力してください。入力する際には、半角カナ大文字、半角数英字大文字で入力してください。
- 申請先を変更せずに再申請を行う際は、納付方法の選択は不要です。
- 認定後変更及び廃止の場合は、手数料は不要です。
- 証明書の再交付を申請する場合は、事前に審査拠点到手数料納付が必要かを確認のうえ、申請を行ってください。手数料納付が不要な場合は納付方法選択にて「その他」を選択し申請してください。

確認メッセージが表示されます。手順 4 に進んでください。



4 [OK] をクリックする

選択した手数料納付方法によって表示されるメッセージが異なります。左図は「電子納付」を選択した場合の画面例です。

施設認定申請情報確認画面(インドネシア 水産食品)

以下の内容で申請します。

申請先 北海道農政事務所

申請者情報

事業者名 ○○株式会社
 住所 北海道札幌市XXXX町0丁目000番地000
 氏名 北海 太郎
 電話番号 0123-77-7777

施設情報

施設の名称 日本語 ○○水産施設
 英語 Maru Maru plant B
 郵便番号 123-4567
 施設の所在地 都道府県 北海道
 市町村 札幌市
 施設の所在地(市町村以降) 日本語 XXXX町0丁目000番地111
 施設の所在地 英語 0-000-111-XXXX-111

5 内容を確認し、[申請] をクリックする

メモ

- 本画面の内容を出力することができます。
[印刷] をクリックしてください。別ウィンドウで印刷画面が表示されます。

施設認定申請先確認完了画面が表示されます。

輸出先国(国名) 登録番号等

輸出品目情報

輸出品目 日本語 水産食品
 英語 susan

加工程 該当の有無 Frozen(冷凍) Chilled(冷蔵) Dried(乾燥)
 Salted(塩蔵) Smoked(燻製) Ambient(常温)
 Others(その他)

日本語
 英語

備考

備考 備考

登録ファイル

別添資料

申請 印刷

一覧に戻る 前の画面に戻る

上に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

6 [OK] をクリックする

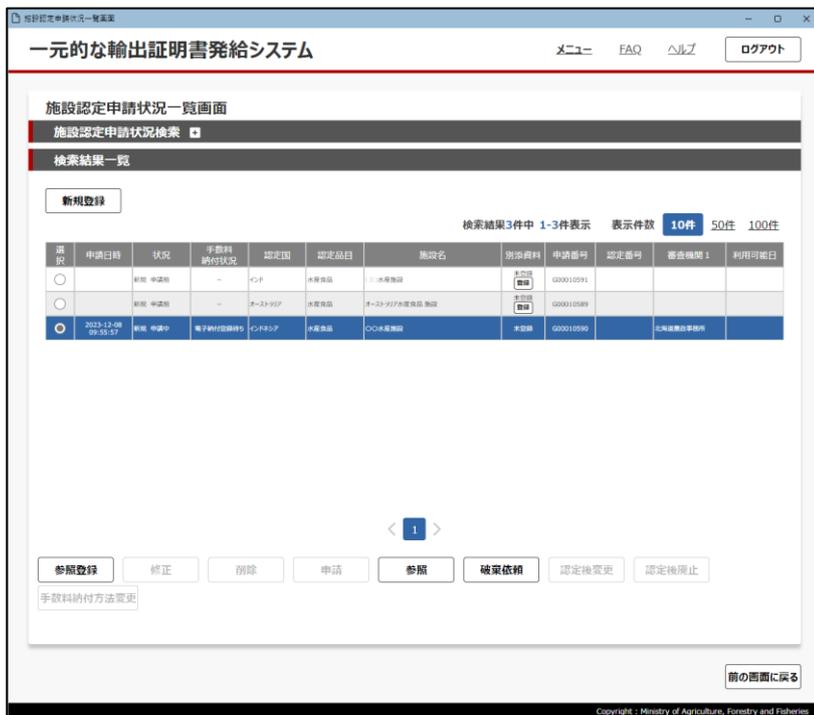
申請状況一覧画面に戻ります。

施設認定申請先確認完了画面

正常に申請されました。

OK

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries



申請した証明書の申請状況ステータスが「申請中」になります。

4.3.9 参照

入力した申請情報をダウンロードしたり、印刷したりできます。

■ 申請書ダウンロード

メインメニューで「施設認定」をクリックし、施設認定申請状況一覧画面を表示した状態から操作します。



- 1 ダウンロードする情報を選択し、**「参照」**をクリックする
選択した情報の内容が表示されます。

一元的な輸出証明書発給システム

施設認定申請参照画面(インドネシア 水産食品)

参照元申請番号 G00010590

申請者情報

事業者名 ○○株式会社
 住所 北海道札幌市XXX町0丁目000番地000
 氏名 北海 太郎
 電話番号 0123-77-7777

施設情報

施設名称 日本語 ○○水産施設 B
 英語 Maru Maru plant B
 郵便番号 123-4567
 施設の所在地 都道府県 北海道
 市町村 札幌市
 施設の所在地(市町村以降) 日本語 XXX町0丁目000番地111
 英語 0-000-111 XXXcho Sapporo-shi, Hokkaido Japan
 法人番号 T000000000011
 施設の種類 加工施設

食品衛生法に基づく営業許可を有し、又は営業輸出を行っている施設 該当の有無
 登録番号等
 条例等による営業許可を有し、又は営業に係る輸出等を行っている施設 該当の有無
 登録番号等
 食品衛生監視員による監視指導の結果、一定程度の衛生管理が実施されていることが食品衛生監視員等の書類で確認可能な施設 該当の有無
 登録番号等
 英国、欧州連合、スイス及びワルキューネ向け輸出水産食品に係る認定施設 該当の有無
 登録番号等

輸出品目情報

輸出品目 日本語 水産食品
 英語 susan
 加工工程 該当の有無 Frozen(冷凍) Chilled(冷蔵) Dried(乾燥)
 Salted(塩蔵) Smoked(燻製) Ambient(常温)
 Others(その他)
 日本語
 英語

備考

備考 備考

登録ファイル

別添資料 [別添資料.pdf](#)

申請書ダウンロード 印刷

前の画面に戻る
 上に戻る

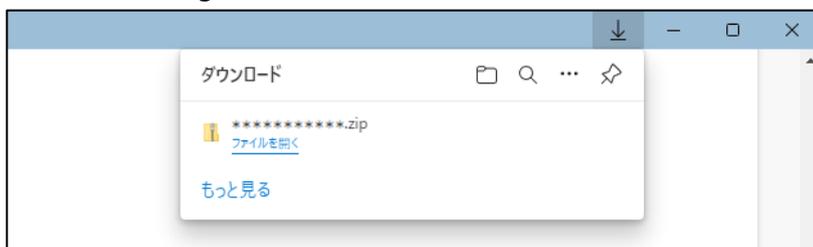
Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

2 画面下部の「申請書ダウンロード」をクリックする

メモ

- 本画面の内容を出力することができます。
 「印刷」をクリックしてください。別ウィンドウで印刷画面が表示されます。

<Microsoft Edgeの場合の例>



ダウンロードフォルダーにファイルがダウンロードされ、ブラウザーにダウンロード結果が表示されます。

4.3.10 破棄依頼

不要になった起案済、承認依頼、承認済情報の破棄を依頼します。

参照▶申請前情報の削除 → 「4.3.7 削除」

参照▶認定済情報の削除 → 「4.3.12 認定後廃止」

メインメニューで「施設認定」をクリックし、施設認定申請状況一覧画面を表示した状態から操作します。

一元的な輸出証明書発給システム

施設認定申請状況一覧画面

施設認定申請状況検索

検索結果一覧

新規登録

検索結果6件中 1-6件表示 表示件数 10件 50件 100件

選択	申請日時	状況	手数料 納付状況	認定国	認定品目	施設名	別添資料	申請番号	認定番号	審査機関1	利用可能日
<input type="radio"/>		新規 申請中	-	インド	水産食品	〇〇水産施設	本添付 登録	G00010591			
<input type="radio"/>		新規 申請中	-	オーストラリア	水産食品	オーストラリア水産食品 施設	本添付 登録	G00010589			
<input type="radio"/>	2023-12-22 15:40:03	新規 申請中	手数料納付済	タイ	畜産物(鶏)	〇〇畜産施設	本添付	G00010615		北海道農政事務所	
<input type="radio"/>	2023-12-22 15:58:13	新規 申請中	手数料納付済	インドネシア	水産食品	〇〇水産施設 B	本添付	G00010614		北海道農政事務所	
<input checked="" type="radio"/>	2023-12-22 15:58:20	新規 起案済1	手数料納付済	インドネシア	水産食品	〇〇水産施設 C	本添付	G00010617		北海道農政事務所	
<input type="radio"/>	2023-12-08 09:55:57	新規 修正依頼	電子納付済 登録	インドネシア	水産食品	〇〇水産施設	本添付 登録	G00010590		北海道農政事務所	

1

参照登録 修正 削除 申請 参照 **破棄依頼** 認定後変更 認定後廃止

手数料納付方法変更

前の画面に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

1 破棄依頼する情報を選択し、「破棄依頼」をクリックする

施設認定破棄依頼画面が表示されます。

一元的な輸出証明書発給システム

施設認定破棄依頼画面

破棄理由 0文字/最大500文字

申請書情報

認定国: インドネシア
認定品目: 水産食品
申請者: 〇〇株式会社
申請番号: G00010617
申請先: 北海道農政事務所
申請日: 2023-12-22
状況: 起案済1 → 破棄依頼

確認

前の画面に戻る

上に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

2 破棄理由を入力し、「確認」をクリックする

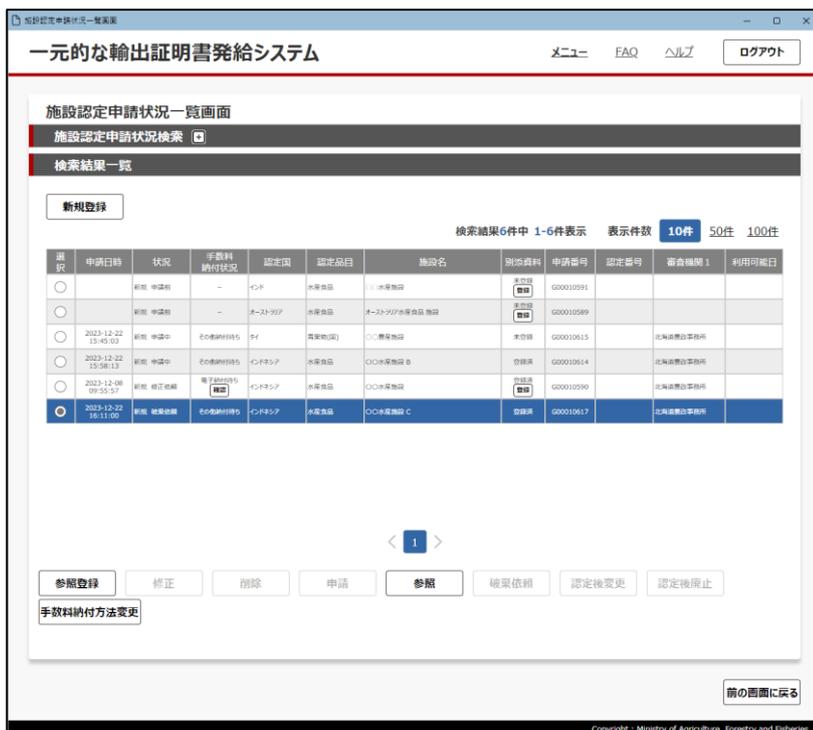
施設認定破棄依頼確認画面が表示されます。



3 確認し、[実行] をクリックする
施設認定破棄依頼完了画面が表示されます。



4 [OK] をクリックする
破棄依頼が完了しました。



申請状況一覧画面に戻ります。
破棄依頼した施設の状況ステータスが、「破棄依頼」に変更されます。
破棄が承認されると、状況ステータスが「破棄」に変更されます。

4.3.11 認定後変更

施設認定後に情報を変更します。

参照▶認定前情報の変更 → 「4.3.6 修正」

メインメニューで「施設認定」をクリックし、施設認定申請状況一覧画面を表示した状態から操作します。

一元的な輸出証明書発給システム

施設認定申請状況一覧画面

施設認定申請状況検索

検索結果一覧

新規登録

検索結果5件中 1-5件表示 表示件数 10件 50件 100件

選択	申請日時	状況	手数料納付状況	認定種	認定品目	施設名	別添資料	申請番号	認定番号	審査機関1	利用可能日
<input checked="" type="radio"/>	2023-04-28 09:25:58	新規完了	-	インド	水産食品	株式会社藤井洋行 インド	不登録	G00010504	KJIND-11510099	関東農政局 (埼玉)	2023-04-29
<input type="radio"/>	2023-04-26 14:13:32	新規完了	-	インド	水産食品	マニラ年正種鶏場	不登録	G00010523	PPP	北海道農政局	
<input type="radio"/>	2023-01-27 11:03:04	廃止完了	-	インド	水産食品	生国聯合統製鶏場2	不登録	G00010510	H30000998	関東農政局 (埼玉)	
<input type="radio"/>	2023-01-27 10:45:41	変更完了	-	インド	水産食品	生国聯合統製鶏場2	不登録	G00010509	H30000998	関東農政局 (埼玉)	
<input checked="" type="radio"/>	2023-01-27 08:32:12	新規完了	-	インド	水産食品	生国聯合統製鶏場	登録済	G00010506	H30000998	関東農政局 (埼玉)	2023-01-28

参照登録 修正 削除 申請 参照 破壊依頼 認定後変更 認定後廃止

手数料納付方法変更

前の画面に戻る

上に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

1 変更する情報を選択し、「認定後変更」をクリックする

施設認定申請書入力画面が表示されます。

一元的な輸出証明書発給システム

施設認定申請書入力画面(インド 水産食品)

変更理由

変更理由 0文字/最大500文字

申請者情報

事業者名 水産物農林株式会社

住所 東京都千代田区〇町 1-1-6

氏名 農林 太郎

電話番号 000-999-9999

施設情報

施設の名称 日本語 〇〇水産施設

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

2 「変更理由」を入力してから必要に応じて内容を修正し、画面下部の「変更」をクリックする

メモ

- **必須** アイコンがある項目は、必ず入力してください。

施設認定申請書入力確認画面が表示されます。

SR(焼)(塩焼) Smoked(燻製) Dried(乾燥) Ambient(常温)

Others(その他)

日本語

英語

備考

備考

変更

前の画面に戻る

上に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries



3 内容を確認し、[変更] をクリックする

施設認定申請登録完了画面が表示されます。



4 [OK] をクリックする

施設認定申請状況一覧画面に戻ります。



変更した施設の状況ステータスが「変更申請前」に変更されます。

このあと、申請を行います。

参照▶「4.3.8 申請」

4.3.12 認定後廃止

認定後に施設を廃止します。

参照 ▶ 申請前情報の削除 → 「4.3.7 削除」

参照 ▶ 起案済、承認依頼、承認済情報の削除 → 「4.3.10 破棄依頼」

メインメニューで「施設認定」をクリックし、施設認定申請状況一覧画面を表示した状態から操作します。



1 廃止する情報を選択し、「認定後廃止」をクリックする

施設認定廃止画面が表示されます。



2 「廃止理由」を入力し、画面下部の「廃止」をクリックする

施設認定廃止確認画面が表示されます。





3 内容を確認し、[実行] をクリックする

施設認定廃止完了画面が表示されます。



4 [OK] をクリックする

施設認定申請状況一覧画面に戻ります。



廃止した施設の状況ステータスが「廃止申請前」に変更されます。

このあと、申請を行います。

参照▶「4.3.8 申請」



4.3.13 手数料納付情報の確認

手数料納付対象で手数料納付状況ステータスが「電子納付待ち」、「電子納付済」、「電子納付期限切れ」の場合、納付料金や納付番号等の納付情報を確認することができます。

選別	申請日時	状況	手数料納付状況	認定国	認定品目	施設名	別添資料	申請番号	認定番号	番台機例 1	利用可能日
<input checked="" type="radio"/>		新規 申請前	-	インドネシア	水産食品	〇〇水産施設	本登録 登録	G00012435			
<input type="radio"/>		新規 申請前	-	大韓民国	水産食品	〇〇水産施設	本登録 登録	G00010430			
<input type="radio"/>		新規 申請前	-	大韓民国	水産食品	〇〇水産施設	本登録 登録	G00010429			
<input type="radio"/>	2024-07-11 14:34:16	新規 申請中	電子納付待ち	タイ	青果物(国)	〇〇青果物施設	本登録	G00012434		関東農政局 (埼玉)	

1 納付状況を確認する情報の [確認] をクリックする

手数料納付確認画面が表示されます。

メモ

- 手数料納付確認画面でペイジー (Pay-easy) のアイコン又は「こちら【外部リンク】」をクリックすると、ペイジーの公式サイトを表示できます。
- 本画面の内容を出力することができます。[印刷] をクリックしてください。別ウィンドウで印刷画面が表示されます。

確認後は [前の画面に戻る] をクリックして申請状況一覧画面に戻ってください。

項目	内容
認定国	タイ
申請者	株式会社ト調査
認定品目	青果物(国)
申請先	関東農政局 (埼玉)
申請番号	G00012434

項目	内容
収納機関番号	00100
納付番号	111222333444555
確認番号	511234
納付区分	-
申請手数料	¥ 20,900
手数料納付状況	電子納付待ち

ペイジー (Pay-easy) のホームページは [こちら【外部リンク】](#)

印刷

4.3.14 手数料納付方法の変更

手数料納付対象で手数料納付状況ステータスが「電子納付待ち」「電子納付期限切れ」「その他納付待ち」の場合、手数料納付方法を変更することができます。

一元的な輸出証明書発給システム

施設認定申請状況一覧画面

施設認定申請状況検索

検索結果一覧

新規登録

検索結果3件中 1-3件表示 表示件数 10件 50件 100件

選択	申請日時	状況	手数料納付状況	認定国	認定品目	施設名	別添資料	申請番号	認定番号	番台機関1	利用可能日
<input type="radio"/>		新規 申請済	-	インド	水産食品	インド水産物産	本添付	G00010591			
<input type="radio"/>		新規 申請済	-	オーストラリア	水産食品	オーストラリア水産食品 施設	本添付	G00010589			
<input checked="" type="radio"/>	2023-12-08 09:55:57	新規 申請中	電子納付待ち	インドネシア	水産食品	CC-水産物産	本添付	G00010590		北陸海運山手事務所	

参照登録 修正 削除 申請 参照 破棄依頼 認定後変更 認定後廃止

手数料納付方法変更

前の画面に戻る

Copyright - Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

1 納付方法を変更する情報を選択し、**「手数料納付方法変更」**をクリックする

手数料納付変更画面が表示されます。

一元的な輸出証明書発給システム

施設認定手数料納付方法変更画面

現在の手数料納付方法 電子納付

手数料納付方法選択

手数料納付方法選択

電子納付
 その他

OK

前の画面に戻る

Copyright - Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

2 納付方法を選択し、**「OK」**をクリックする

確認メッセージが表示されます。

の内容

手数料の納付方法はその他でよろしいですか。

OK キャンセル

3 **「OK」**をクリックする

選択した手数料納付方法によって表示されるメッセージが異なります。左図は「その他」を選択した場合の画面例です。

施設認定申請状況一覧画面

一元的な輸出証明書発給システム

メニュー FAQ ヘルプ ログアウト

施設認定申請状況検索

検索結果一覧

新規登録

検索結果3件中 1-3件表示 表示件数 10件 50件 100件

選択	申請日時	状況	手数料 納付状況	認定国	認定品目	施設名	別添資料	申請番号	認定番号	審査機関1	利用可能日
<input type="radio"/>		新規 申請中	-	インド	水産食品	三本産施設	本添付 [登録]	G00010591			
<input type="radio"/>		新規 申請中	-	オーストラリア	水産食品	オーストラリア産食品 施設	本添付 [登録]	G00010589			
<input checked="" type="radio"/>	2023-12-09 09:20:57	新規 申請中	6000納付済み	インドネシア	水産食品	CC水産施設	本添付	G00010590		北海農産物事務所	

< 1 >

手数料納付方法変更

前の画面に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

申請状況一覧画面に戻ります。

[手数料納付状況]欄に変更した納付方法が表示されます。

4.4 製造所登録の申請

輸出する製品の製造所登録と申請方法について説明します。

メモ

申請した製造所の承認後、製造所分類が食品の製造所は「事業者管理」より関連付け設定を行ってください。食品以外の製造所は申請した農政局担当部署に関連付けを依頼してください。

4.4.1 申請状況一覧画面構成

メインメニューで「製造所登録」をクリックすると、次の画面が表示されます。

製造所登録申請状況検索

表示／非表示切換

検索結果一覧

製造所登録申請状況一覧画面

一元的な輸出証明書発給システム

メニュー FAQ ヘルプ ログアウト

製造所登録申請状況一覧画面

製造所登録申請状況検索

電話番号

製造所名称

製造所名称 (英語)

申請日付

申請番号

状況

未申請 申請中 審査中 修正依頼 登録済 全選択

検索

検索結果一覧

新規

検索結果2件中 1-2件表示 表示件数 10件 50件 100件

選択	申請日時	状況	申請番号	製造所分類	製造所名称	製造所名称 (英語)	電話番号	別添資料	製造所ID
<input type="radio"/>		未申請	H00013629	食品	角角製造所	Kaku Kaku plant	00012345699	登録済	
<input type="radio"/>	2023-07-11 18:06:51	申請中	H00013630	食品	丸丸製造所	Maru Maru plant	00012345678	登録済	

修正 削除 申請

前の画面に戻る

上に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

メモ

- 製造所登録申請状況検索の詳細が表示されていない場合、[製造所登録申請状況検索]の横にある[+]（表示/非表示切替）をクリックしてください。詳細画面が表示されます。製造所登録申請状況検索の詳細を非表示にしたい場合も、同様に[製造所登録申請状況検索]の横にある[-]（表示/非表示切替）をクリックしてください。

- 製造所登録申請状況検索

電話番号や製造所名称、申請日付、申請番号をキーとして、製造所登録の申請情報を検索できます。検索キーにしたい項目を入力し、[検索]をクリックしてください。

- 検索結果一覧

製造所登録申請状況検索で検索した内容が表示されます（検索していない状態では、全件表示されます）。申請状況が申請前や修正依頼など、対応必要な申請情報が上部に表示されます。

4.4.2 申請状況ステータス

[状況] 欄のステータスは、次の表のとおりです。

申請状況ステータス	意味
未申請	申請者が新規登録（又は参照登録）した状態です。
申請中	申請者が新規登録（又は参照登録）後に申請し、審査者が審査を開始する前の状態です。
修正依頼	審査者から申請者へ、申請内容の修正を依頼した状態です。
審査中	審査者が申請内容を確認し、審査開始した状態です。
登録済	審査が終了し、製造所が使用可能となった状態です。

4.4.3 資料の登録・申請情報の入力

登録する製造所の情報を入力し、資料を登録します。新規登録の操作方法は、次のとおりです。

メインメニューで「製造所登録」をクリックし、製造所登録申請状況一覧画面を表示した状態から操作します。

一元的な輸出証明書発給システム

製造所登録申請状況一覧画面

製造所登録申請状況検索

検索結果一覧

新規

検索結果1件中 1-1件表示 表示件数 10件 50件 100件

選択	申請日時	状況	申請番号	製造所分類	製造所名称	製造所名称(英語)	電話番号	別添資料	製造所ID
<input type="radio"/>		未申請	H00013020	食品	有角製造所	Kaku Kaku plant	00012345699	登録済	

修正 削除 申請

前の画面に戻る

Copyright © Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

1 「新規」をクリックする

製造所登録申請書入力画面が表示されます。

一元的な輸出証明書発給システム

製造所登録申請書入力画面

製造所情報

製造所分類 **必須**

名称 **必須**

日本語 **必須**

英語 **必須**

郵便番号 **必須** -

都道府県 **必須**

※国外の場合は「国外」を選択してください。

住所 **必須**

※都道府県名から入力してください。 0文字/最大400文字

英語 **必須**

届出事業者の住所 **必須**

日本語 **必須**

0文字/最大400文字

英語 **必須**

0文字/最大800文字

確認

前の画面に戻る

上に戻る

Copyright © Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

2 各項目を入力して「確認」をクリックする

メモ

- **必須** アイコンがある項目は、必ず入力してください。

製造所登録申請書入力確認画面が表示されます。

製造所登録申請書入力確認画面

一元的な輸出証明書発給システム

メニュー FAQ ヘルプ ログアウト

製造所登録申請書入力確認画面

製造所情報

製造所分類	食品
名称	日本語 丸丸製造所
	英語 Maru Maru plant
郵便番号	123-4567
都道府県	北海道
住所	日本語 北海道苫小牧市丸町0-00-00
	英語 0-00-00 Maru-cho, Tomakomai-shi, Hokkaido
電話番号	00012345678
輸出商品名	日本語 冷凍魚

3 内容を確認し、画面下部の【登録】をクリックする

製造所登録申請登録完了画面が表示されます。

届出提出日	
届出事業者の名称	日本語
	英語
届出事業者の住所	日本語
	英語

登録ファイル

別添資料

登録

一覧に戻る 前の画面に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

4 【OK】をクリックする

製造所登録申請状況一覧画面に戻ります。

製造所登録申請登録完了画面

正常に登録されました。

OK

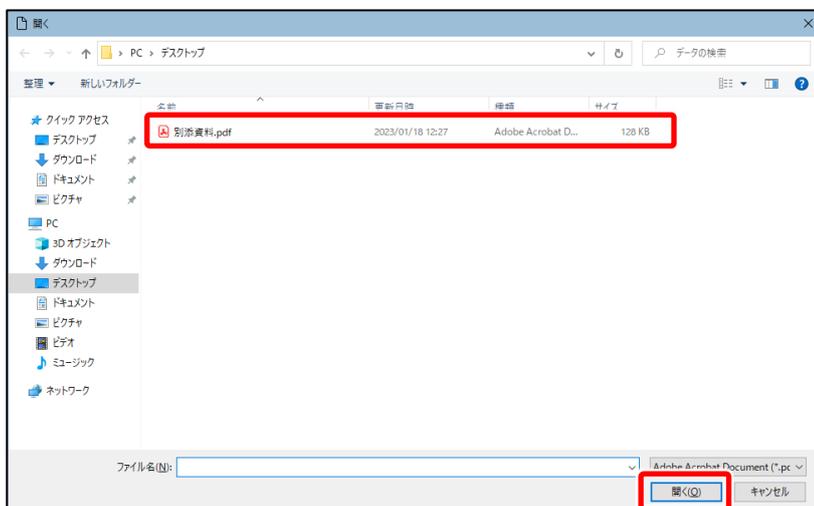
Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries



5 登録した製造所の「別添資料」にある「登録」をクリックする
別添資料ファイル登録画面が表示されます。



6 「ファイルの選択」をクリックする
ファイルを選択する画面が表示されます。



7 別添資料のファイルを指定して「開く」をクリックする
添付資料の登録画面に戻り、指定したファイルが「ファイルの選択」の右側に表示されます。

メモ

- 複数のファイルをアップロードするとき、[Ctrl] キーを押しながらクリックすると、複数のファイルを選択できます。また、[Shift] キーを押しながらクリックすると、ファイルを範囲選択できます。



- 8** **【追加】をクリックする**
確認メッセージが表示されます。



- 9** **【OK】をクリックする**
画面下部の「添付申請ファイル名」に、指定したファイルが表示されます。



- 10** **【アップロード】をクリックする**
アップロードの結果画面が表示されます。

メモ

- 間違えて別のファイルを指定した場合など、ファイルを削除したい場合は、左端の「削除」チェックボックスをチェックして画面下部の「削除」をクリックしてください。

参照 ▶ 403エラーについて ➡ 「1.1.6 画面の基本操作 ■ ファイルのアップロード/ダウンロード方法」



11 [成功] の右側にアップロードしたファイルの件数が表示されていることを確認し、[登録] をクリックする

メモ

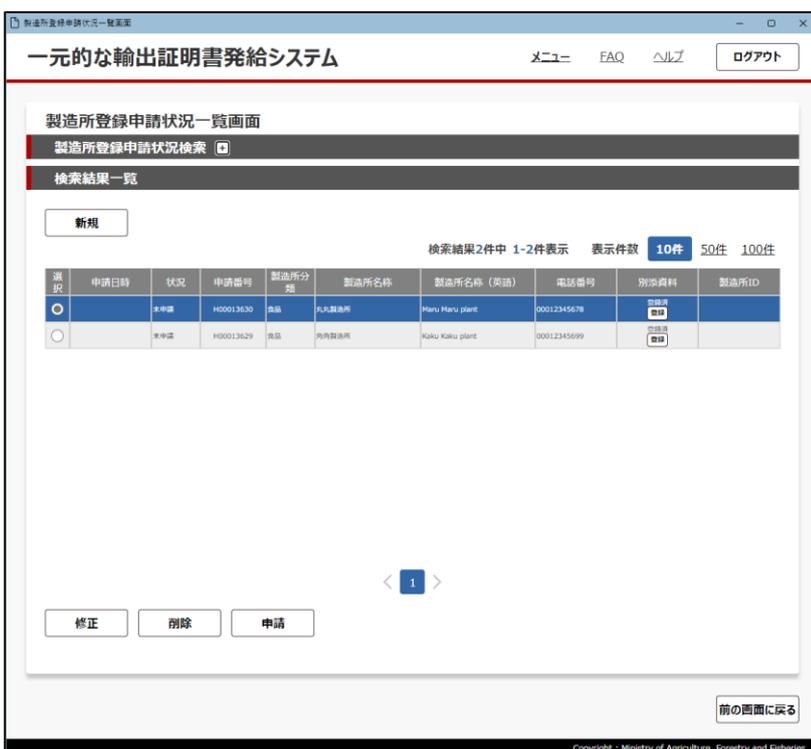
- アップロードを失敗した場合、[失敗] の右側に件数が表示され、[エラーファイルダウンロード] がクリック可能な状態になります。次の手順で操作してください。
 - ① [エラーファイルダウンロード] をクリックし、エラーファイルを [ダウンロード] フォルダにダウンロードする
 - ② エラーファイルを参考に、資料のファイルを修正する
 - ③ 資料をアップロードし直す

登録完了画面が表示されます。



12 [OK] をクリックする

製造所登録申請状況一覧画面に戻ります。



登録した製造所の [別添資料] の表示が、「登録済」に変更されていることを確認してください。

このあと、申請を行います。

参照 ▶「4.4.6 申請」

4.4.4 修正

申請前の情報を変更したい場合、又は申請内容に修正依頼が返ってきた場合に申請事項を修正します。
メインメニューで「製造所登録」をクリックし、製造所登録申請状況一覧画面を表示した状態から操作します。

一元的な輸出証明書発給システム

製造所登録申請状況一覧画面

製造所登録申請状況検索

検索結果一覧

新規

検索結果2件中 1-2件表示 表示件数 10件 50件 100件

選択	申請日時	状況	申請番号	製造所分類	製造所名称	製造所名称(英語)	電話番号	別添資料	製造所ID
<input checked="" type="radio"/>	2019/01/30	申請中	H00013630	食品	丸丸製油所	Maru Maru plant	00012345678	別添資料	
<input type="radio"/>	2019/01/29	申請中	H00013629	食品	角角製油所	Kaku Kaku plant	00012345699	別添資料	

修正 削除 申請

前の画面に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

1 修正する情報を選択し、[修正]をクリックする

申請書入力画面が表示されます。

メモ

- 修正依頼が返ってきた場合、[状況]に「修正依頼」と表示されます。修正依頼の項目を選択して[修正]をクリックしてください。

一元的な輸出証明書発給システム

製造所登録申請書入力画面

製造所情報

製造所分類 **必須** 食品

名称 **必須** 日本語 丸丸製油所 **必須** 英語 Maru Maru plant

郵便番号 **必須** 123 - 4567

都道府県 **必須** 北海道
※国外の場合は「国外」を選択してください。

住所 **必須** 日本語 北海道苫小牧市丸町0-00-00
※都道府県名から入力してください。
必須 英語 0-00-00 Maru-cho, Tomakomai-shi, Hokkaido
※都道府県名から入力してください。

電話番号 **必須** 00012345678

確認

前の画面に戻る

上に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

2 必要に応じて内容を修正し、画面下部の[確認]をクリックする

メモ

- **必須** アイコンがある項目は、必ず入力してください。
- 修正依頼が入っている項目は、背景色が変わり、修正コメントが表示されます。コメントを参考に修正してください。

製造所登録申請書入力確認画面が表示されます。

フード安全法

届出 届出事業者
※届出事業者の場合はチェックしてください。

届出提出日 YYYY-MM-DD

届出事業者の名称 日本語

届出事業者の住所 日本語

英語

確認

前の画面に戻る

上に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

製造所登録申請入力確認画面

一元的な輸出証明書発給システム

メニュー FAQ ヘルプ ログアウト

製造所登録申請書入力確認画面

製造所情報

製造所分類 食品

名称 日本語 丸丸製造所
英語 Maru Maru plant

郵便番号 123-4567

都道府県 北海道

住所 日本語 北海道苫小牧市丸町0-00-00
英語 0-00-00 Maru-cho, Tomakomai-shi, Hokkaido

電話番号 00012345678

3 内容を確認し、[登録] をクリックする

製造所登録申請修正完了画面が表示されます。

届出提出日

届出事業者の名称 日本語
英語

届出事業者の住所 日本語
英語

登録ファイル

別添資料 [別添資料.pdf](#)

登録

一覧に戻る 前の画面に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

4 [OK] をクリックする

製造所登録申請状況一覧画面に戻ります。

製造所登録申請登録完了画面

正常に登録されました。

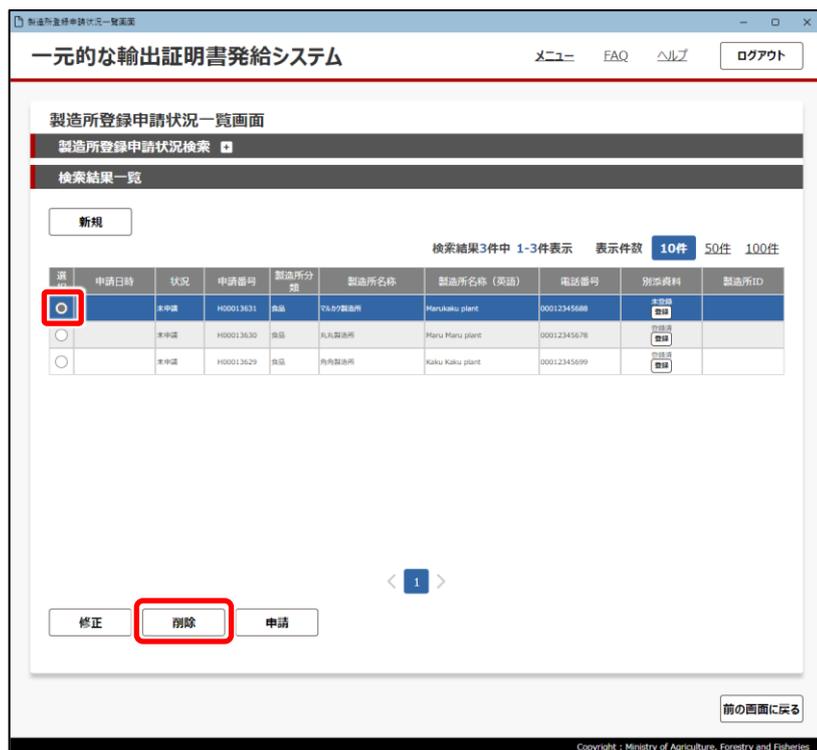
OK

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

4.4.5 削除

不要になった申請前の情報を削除します。

メインメニューで「製造所登録」をクリックし、製造所登録申請状況一覧画面を表示した状態から操作します。



1 削除する情報を選択し、「削除」をクリックする

製造所登録申請削除確認画面が表示されます。



2 内容を確認し、「実行」をクリックする

製造所登録申請削除完了画面が表示されます。



3 「OK」をクリックする

製造所登録申請状況一覧画面に戻ります。



削除設定した申請情報が一覧から削除されます。

4.4.6 申請

状況が申請前又は修正依頼の場合に申請します。

メインメニューで「製造所登録」をクリックし、製造所登録申請状況一覧画面を表示した状態から操作します。



1 申請する申請情報を選択し、「申請」をクリックする

製造所登録申請先選択画面が表示されます。



2 申請先を選択し、[確認] をクリックする

メモ

- [申請先] をクリックすると、品目などに対応した審査拠点が表示されます。

製造所登録申請情報確認画面が表示されます。



3 内容を確認し、[申請] をクリックする

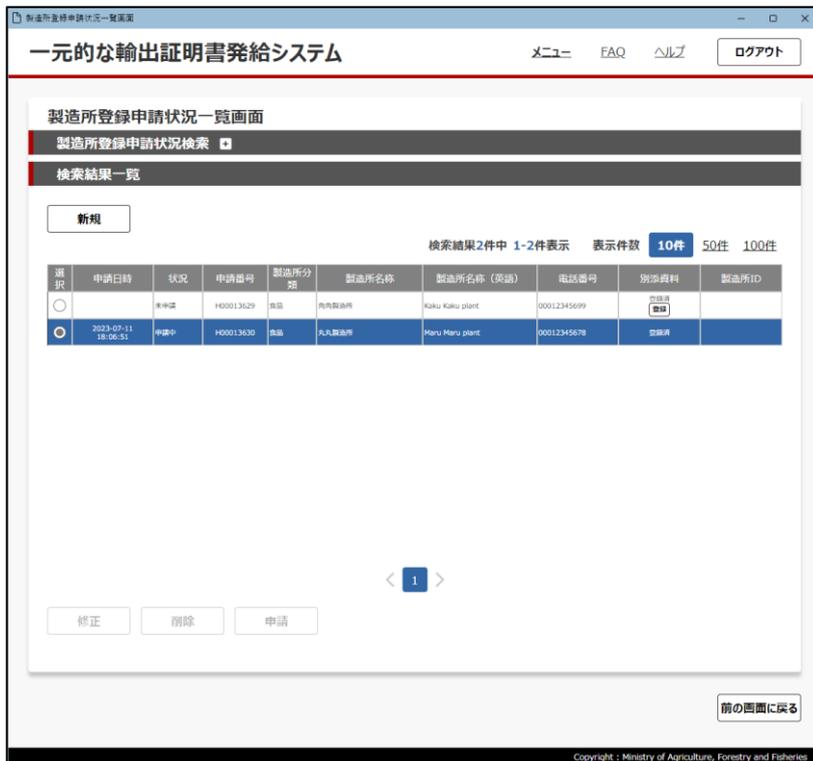
メモ

- 本画面の内容を出力することができます。
[印刷] をクリックしてください。別ウィンドウで印刷画面が表示されます。

製造所登録申請完了画面が表示されます。



- 4 **[OK]** をクリックする
申請状況一覧画面に戻ります。



申請した証明書の申請状況ステータスが「申請中」になります。



第5章 通知



5.1 メールを受け取る

ログイン時・登録時・申請時など、各処理において本システムから通知されるメールについて説明します。

注意

- 本システムのログイン時に、ログイン通知が送信されます。
ログイン通知が届かない場合は、ドメインの設定を確認してください。
- 酒類の申請の場合、国税局／国税庁及び酒類総合研究所からのメールは一部届かない場合があります。

本システムから事業者向けに通知されるメールには、次のものがあります。

No	メール名称	メールタイトル	通知タイミング
1	審査開始通知	一元的な輸出証明書発給システム 審査開始通知	職員が申請内容を確認し、審査を開始した際に通知されるメールです。 ※酒類の申請の場合通知されません。
2	修正依頼	一元的な輸出証明書発給システム 修正依頼（{{申請番号}} {{国}}向け）	職員が申請内容を修正依頼した際に通知されるメールです。
3	棄却通知	一元的な輸出証明書発給システム 棄却通知（{{申請番号}} {{国}}向け）	職員が事業者からの申請を棄却した際に通知されるメールです。
4	証明書発行可能通知	一元的な輸出証明書発給システム 証明書発行可能通知	職員が審査を完了した際に通知されるメールです。
5	交付日通知	一元的な輸出証明書発給システム 証明書交付日通知（{{申請番号}} {{証明書番号}} {{検疫申請番号}} {{国}}向け）	職員が交付日（証明書の受け取り可能日）を登録した際に通知されるメールです。
6	証明書受領場所変更通知	一元的な輸出証明書発給システム 証明書受領場所変更通知（{{申請番号}} {{国}}向け）	職員が証明書の受領場所を変更した際に通知されるメールです。 ※酒類の申請の場合通知されません。
7	破棄通知	一元的な輸出証明書発給システム 破棄通知（{{申請番号}} {{国}}向け）	職員が破棄申請を承認した際に通知されるメールです。
8	ユーザー登録通知 （ログインID通知）	【{{組織区分名}}】一元的な輸出 証明書発給システム ユーザー登録 （アカウントID）通知	職員がユーザー登録完了した際にアカウントIDが通知されるメールです。
9	ユーザー登録通知 （パスワード通知）	【{{組織区分名}}】一元的な輸出 証明書発給システム ユーザー登録 （パスワード）通知	職員がユーザー登録完了した際に初期パスワードが通知されるメールです。
10	業務停止通知	一元的な輸出証明書発給システム 業務停止通知	職員が事業者の業務を停止した際に通知されるメールです。
11	業務停止解除通知	一元的な輸出証明書発給システム 業務停止解除通知	職員が事業者の業務停止を解除した際に通知されるメールです。
12	NACCS申請受付エラー	一元的な輸出証明書発給システム NACCS申請受付エラー	事業者がNACCSシステムを利用して実施した申請がエラーとなった際に通知されるメールです。
13	製造所登録通知	一元的な輸出証明書発給システム 製造所登録通知	職員が製造所を登録した際に通知されるメールです。

No	メール名称	メールタイトル	通知タイミング
14	法人業務停止通知	一元的な輸出証明書発給システム 法人業務停止通知	職員が法人の業務を停止した際に通知されるメールです。
15	法人業務停止解除通知	一元的な輸出証明書発給システム 法人業務停止解除通知	職員が法人の業務停止を解除した際に通知されるメールです。
16	運送情報未登録通知	一元的な輸出証明書発給システム 運送情報未登録通知	職員が証明書発行後、事業者が運送情報を未登録の状態です。一定時間経つと通知されるメールです。 ※酒類の申請の場合通知されません。
17	ユーザーアカウント期限切れ通知	一元的な輸出証明書発給システム ユーザーアカウント期限切れ通知	ユーザーアカウントの有効期限7日前に通知されるメールです。管理者にアカウントの有効期限の再設定を依頼してください。
18	事業者期限切れ通知	一元的な輸出証明書発給システム 申請事業者期限切れ通知	事業者の有効期限30日前に通知されるメールです。管理者に事業者の有効期限再設定を依頼してください。
19	事業者証明書期限切れ通知	一元的な輸出証明書発給システム 申請事業者証明書期限切れ通知	事業者の事業者証明書の有効期限が切れた際に通知されるメールです。再度事業者証明書の申請を行ってください。
20	事業者証明書発給停止通知	一元的な輸出証明書発給システム 事業者証明書発給停止通知	職員が事業者の証明書発給を停止した際に通知されるメールです。
21	事業者証明書発給停止解除通知	一元的な輸出証明書発給システム 事業者証明書発給停止解除通知	職員が事業者の証明書発給を停止解除した際に通知されるメールです。
22	NACCS申請続きなし未受領通知	一元的な輸出証明書発給システム NACCS申請続きなし未受領通知	事業者がNACCS申請で完了処理が未実施の際に通知されるメールです。再度、NACCS申請を行ってください。
23	直筆署名登録完了通知	【{{組織区分名}}】一元的な輸出証明書発給システム 直筆署名登録完了通知	職員が直筆署名登録を承認した際に通知されるメールです。
24	ログイン通知	一元的な輸出証明書発給システム ログイン通知	職員が事業者のなりすまし防止のため、システムにログインした際に通知されるメールです。
25	アカウントロック通知	【{{組織区分名}}】一元的な輸出証明書発給システム アカウントロック通知	事業者のアカウントがロックされた際に通知されるメールです。再度利用する場合は管理者にロック解除を依頼してください。
26	GビズID承認完了通知	一元的な輸出証明書発給システム GビズID承認完了通知	職員がGビズID利用申請を承認した際に通知されるメールです。
27	GビズID申請修正依頼通知	一元的な輸出証明書発給システム GビズID申請修正依頼通知	職員からGビズID利用申請情報の修正依頼があった際に通知されるメールです。
28	承認内容修正依頼通知	一元的な輸出証明書発給システム 承認内容修正依頼通知 ({{申請番号}})	職員が承認内容に対して修正依頼を出した際に通知されるメールです。
29	認定完了通知	【{{組織区分名}}】一元的な輸出証明書発給システム 認定完了通知 ({{申請番号}})	職員が申請情報の認定を承認した際に通知されるメールです。
30	変更の完了通知	【{{組織区分名}}】一元的な輸出証明書発給システム 施設認定変更の完了通知 ({{申請番号}})	職員が申請情報の変更を承認した際に通知されるメールです。

No	メール名称	メールタイトル	通知タイミング
31	廃止の完了通知	【{{組織区分名}}】一元的な輸出証明書発給システム 施設認定廃止の完了通知	職員が申請情報の廃止を承認した際に通知されるメールです。
32	ユーザー更新通知	【{{組織区分名}}】一元的な輸出証明書発給システム ユーザー更新通知	職員がユーザー情報を更新した際に通知されるメールです。
33	製造所承認通知	一元的な輸出証明書発給システム 製造所承認通知	職員が製造所の登録を承認したときに通知されるメールです。
34	製造所変更依頼通知	一元的な輸出証明書発給システム 製造所変更依頼通知	職員が製造所の修正依頼を出した際に通知されるメールです。
35	パスワード再設定通知	【{{組織区分名}}】一元的な輸出証明書発給システム パスワード再設定通知	職員が事業者のパスワードを再設定する際に通知されるメールです。
36	GビズID申請催促通知	【{{組織区分名}}】一元的な輸出証明書発給システム GビズID申請催促通知	事業者がGビズIDを取得せずにシステムを利用している際に取得を促すメールです。
37	証明書受領日登録通知	【{{組織区分名}}】一元的な輸出証明書発給システム 証明書受領日登録通知 ({{申請番号}})	職員が輸出証明書の受領日登録をした際に通知されるメールです。
38	HP公表完了通知	一元的な輸出証明書発給システム HP公表完了通知	職員がホームページへ認定施設を公表する日付を登録した際に通知されるメールです。
39	破棄通知 (施設認定用)	一元的な輸出証明書発給システム 破棄通知 ({{申請番号}} {{国}}向け)	職員が申請情報の破棄を承認した際に通知されるメールです。
40	認定書発行可能通知	【{{組織区分名}}】一元的な輸出証明書発給システム 認定書発行可能通知	職員が施設認定書の発行日を登録した際に通知されるメールです。
41	交付日通知	【{{組織区分名}}】一元的な輸出証明書発給システム 認定書交付日通知 ({{申請番号}} {{証明書番号}} {{検疫申請番号}} {{国}}向け)	職員が交付日 (施設認定書の受け取り可能日) を登録した際に通知されるメールです。
42	認定書受領場所変更通知	【{{組織区分名}}】一元的な輸出証明書発給システム 認定書受領日登録通知 ({{申請番号}})	職員が施設認定書の受領場所を変更した際に通知されるメールです。
43	ユーザー更新通知	【{{組織区分名}}】一元的な輸出証明書発給システム ユーザー更新通知	ユーザー情報を更新した際に通知されるメールです。
44	証明書受領可能通知メール	一元的な輸出証明書発給システム 証明書受領可能通知	職員が審査を完了し、輸出証明書がダウンロードできるようになった際に通知されるメールです。
45	納付番号通知メール	一元的な輸出証明書発給システム 納付番号通知	電子納付の場合に、納付番号や確認番号等が発番されたことを通知するメール
46	納付完了通知メール	一元的な輸出証明書発給システム 納付完了通知	Pay-easyで納付が完了したことを通知するメール

No	メール名称	メールタイトル	通知タイミング
47	納付依頼メール	一元的な輸出証明書発給システム 納付依頼通知	事業者が納付を行っていない際に、職員が納付依頼を促す通知するメール



第6章 よくある質問と回答



6.1 よくある質問と回答

本章では、システム操作関連および酒類関連のQAを掲載しています。
上記以外のQAについては、農林水産省ホームページをご確認ください。

農林水産物等の輸出におけるよくある相談

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_faq/index.html

諸外国・地域による輸入規制に関するQ&A（原発規制関連）

https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/20230118_genpatu_QA.pdf

No	カテゴリー	質問内容	回答
1	システム 利用申請	システムを使用したいが、どこにありますか。	<p>システムを使用するためには、デジタル庁が所管するGビズIDプライムアカウントの取得が必要です。GビズIDの取得手続については、デジタル庁のHPを御覧ください。GビズIDプライムアカウント取得後、GビズIDプライムアカウントでシステムにログインいただき、システムの利用申請手続を行ってください。詳しくは農林水産省ホームページ（以下のURL）を確認してください。システムへのアクセス方法やシステムの操作方法については、システム操作マニュアルをご参照ください。</p> <p>なお、GビズIDを取得できない事業者（個人等）が、一元的な輸出証明書発給システムを利用する場合は、事業者の所在地を管轄する地方農政局等に、利用申請書類の提出が必要となります。詳しくは農林水産省ホームページ（以下のURL）を確認してください。</p> <p>輸出証明書のオンライン申請手続 https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei_system.html</p> <p>システム操作マニュアル（一元的な輸出証明書発給システム） https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/220613.html</p>
2	システム 利用申請	システムの利用申請を行ってから登録が完了するまで、どのくらいの期間がかかりますか。	<p>通常、審査・登録に1週間程度の期間を要しておりますが、そのときの申請先の審査件数等の状況に左右されますので、申請先（注）に目安をお問合せください。登録が完了すると利用申請時に登録したメールアドレスへ通知が届きます。</p> <p>（注）事業者の所在地や事業者利用申請時の入力内容により、申請先が異なります。 事業者情報入力画面の「主な取り扱い品目」で「酒類」にチェックを入れた場合は、事業者の所在地を管轄する国税局が申請先となります（国税局の連絡先はこちら）。 事業者情報入力画面の「主な取り扱い品目」の「酒類」にチェックを入れていない場合は、事業者の所在地を管轄する地方農政局等が申請先となります（地方農政局等の連絡先はこちら）。</p>

No	カテゴリー	質問内容	回答
3	システム 利用申請	利用申請時に選択した受領場所以外では証明書は受け取れないのですか。	受領場所は、輸出証明書の発行申請ごとに変更可能です。利用申請時は、農林水産省の機関（地方農政局等）及び一部の卸売市場等のうち、申請者又は委託先事業者が輸出証明書を受け取るのに都合の良い場所を選択してください。 受領場所の詳細は以下のページから確認してください。 https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/index-4.pdf
4	システム 利用申請	本社とは別の場所にある事業所で輸出業務を行っていますが、システムの利用申請手続は誰が行えば良いですか。	システムの利用申請手続は本社に限らず、輸出業務を行う事業所等、本社と別の場所にある事業所で行うことも可能です。 なお、システムの利用申請手続はGビズIDプライムアカウントで行う必要があります。GビズIDプライムアカウントで一元的な輸出証明書発給システムへログインいただき、利用申請手続を進めてください。法人単位での申請となるため、事業所毎に利用申請手続を行う必要はありません。
5	システム 利用申請	輸出者が申請業務を第三者に委託する場合、受託者（第三者）だけでなく、委託元の輸出者もGビズIDプライムアカウントを取得し、システムの利用申請手続を行う必要はありますか。	委託元はGビズIDプライムアカウントの取得やシステムの利用申請手続は不要ですが、委任状の提出が必要となります。委任状の提出先は受託者の所在地を管轄する地方農政局等になりますが、受託者を通じて提出することも可能です。 なお、受託者はGビズIDプライムアカウントの取得及びシステムの利用申請手続が必要となります。詳細は受託者の所在地を管轄する地方農政局等にお問い合わせください。 書類の提出・申請先（最寄りの地方農政局等） https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/shoumei_system-187.pdf
6	システム 利用申請	委任状等の宛名が「農林水産省輸出・国際局輸出支援課長」となっているが、提出先の地方農政局等宛てに変更する必要がありますか。	委任状等の宛名は変更せずに地方農政局等に提出してください。
7	システム 利用申請	登録済みの事業者情報を修正したい場合は、どうすれば良いですか。	事業者情報の修正はGビズIDプライムアカウント（管理者権限を持ったユーザー）で、システム内で行うことができます。具体的な操作方法は、システム操作マニュアルの「第2章 2.3.2 ■修正」を参照してください。 システム操作マニュアル（一元的な輸出証明書発給システム） https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/220613.html

No	カテゴリ	質問内容	回答						
8	IDの管理	ユーザーの追加方法を教えてください。	<p>ユーザーを追加する場合は、GビズIDメンバーアカウントを取得の上、システム内でユーザー登録を行う必要があります。ユーザー登録はGビズIDプライムアカウントを持つユーザー（管理者権限を持ったユーザー）がシステム内で行います。ユーザー登録の方法は、システム操作マニュアルの「第2章 2.3.2 ■ユーザー一覧（ユーザーの追加）」を参照してください。</p> <p>なお、GビズIDメンバーアカウントとシステムに追加するユーザーのメールアドレスは、同一のものを登録することが必要です。</p> <p>システム操作マニュアル（一元的な輸出証明書発給システム） https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/220613.html</p>						
9	IDの管理	ユーザーID（システムの利用登録）に有効期限はありますか。	<p>GビズIDでシステムへの利用登録を行っている場合は、利用登録の有効期限はありませんが、旧システムからのデータ移行の関係で有効期限が残っている場合があります。これに当てはまる場合は、利用申請先の地方農政局等（事業者の所在地を管轄する地方農政局等）へ有効期限の修正を依頼してください。</p> <p>GビズIDでシステムへの利用登録を行っていない場合は、GビズIDが取得可能な事業者（法人又は個人事業主）が、GビズIDプライムアカウントを取得の上、システムの利用登録を行ってください。</p> <p>GビズIDを取得できない事業者（個人等）の場合は、利用登録の有効期間は、ユーザーIDの付与から3年間となります。失効しますとシステムが利用できなくなりますので、有効期間内に利用申請先の地方農政局等に再度利用申請を行ってください。</p>						
10	システム利用開始	システムを利用するために必要なパソコンの利用環境はどのようなものですか。	<p>システムの推奨環境は、下記のとおりです。推奨環境以外で本システムを利用した場合、正常に動作しない場合があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>画面解像度</td> <td>1280×1024以上</td> </tr> <tr> <td>ブラウザ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・Microsoft Edge (Chromiumベース版も含む) ・Google Chrome ・Mozilla Firefox ・Apple Safari </td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	画面解像度	1280×1024以上	ブラウザ	<ul style="list-style-type: none"> ・Microsoft Edge (Chromiumベース版も含む) ・Google Chrome ・Mozilla Firefox ・Apple Safari
項目	内容								
画面解像度	1280×1024以上								
ブラウザ	<ul style="list-style-type: none"> ・Microsoft Edge (Chromiumベース版も含む) ・Google Chrome ・Mozilla Firefox ・Apple Safari 								
11	システム利用開始	システムを利用しようとしたが、ログイン画面が表示されません。	<p>ブラウザの設定を変更する必要があります。詳しくはシステム操作マニュアルの「第2章 2.2 ブラウザー設定（ポップアップ許可）」を参照してください。</p> <p>システム操作マニュアル（一元的な輸出証明書発給システム） https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/220613.html</p>						
12	システム利用開始	システムにログインできません。解決方法を教えてください。	<p>システムの利用申請先の地方農政局等に連絡し、状況を伝えてください。</p>						

No	カテゴリー	質問内容	回答
13	システム 利用開始	ログインする際、ID又はパスワードを誤って入力し、システムに入力できなくなりました。解決方法を教えてください。	ID又はパスワードを5回誤って入力すると、システムがロックされ操作できなくなります。利用申請先の地方農政局等に連絡してください。
14	システム 利用開始	ログインしようとする時「このユーザーはログイン中です」と表示され、ログインできなくなりました。原因と解決方法を教えてください。	システムの画面右上の「×」印を押して画面を閉じるとログイン状態が維持されたままとなります。システムの画面を閉じる際は、右上の「ログアウト」を押してログアウトしてから画面を閉じるようにしてください。なお、ログイン状態は60分で自動的に解除されます。 また、GビズIDプライムアカウントを持つユーザー（管理者権限を持ったユーザー）であれば他のユーザーのログイン状態を解除することが可能です。具体的な操作方法については、システム操作マニュアルの「第2章 2.3.3（5）ログイン状態解除」を参照してください。 上記方法で解決できない場合は、システムの利用申請先の地方農政局等に連絡し、状況を伝えてください。 システム操作マニュアル（一元的な輸出証明書発給システム） https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/220613.html
15	酒類に係る原発 事故関連証明書 （国税庁所管）	酒類の輸出証明書の申請先（審査拠点）はどこですか。	輸出する商品の製造場の所在地を管轄する国税局が申請先（審査拠点）となります。
16	酒類に係る原発 事故関連証明書 （国税庁所管）	他局管内の製造場の酒類の輸出も含まれていますが、まとめて一つの申請先へ輸出証明書申請することができますか。	それぞれの商品の製造場の所轄の国税局へ申請してください。
17	酒類に係る原発 事故関連証明書 （国税庁所管）	酒類の輸出証明書はどのくらいの期間で発行できるのですか。	申請の受領後、放射性物質検査証明書はおおむね6営業日までに、その他の証明書はおおむね4営業日までに申請先から発送されます。ただし、書類の補正や内容の確認が必要な場合の他、放射性物質検査証明書の際に送付が必要な試料の送付が遅れた場合には、これ以上の時間を要する場合がありますことをご了承ください。
18	酒類に係る原発 事故関連証明書 （国税庁所管）	証明書はどのように発行されるのか。	偽造防止技術を備えた用紙と電子公印により発行し、郵送します。
19	酒類に係る原発 事故関連証明書 （国税庁所管）	各欄の記入例はありますか。	国税庁HP掲載のマニュアルをご覧ください。 URL https://www.nta.go.jp/taxes/sake/yushutsu/shomeisho/index.htm
20	酒類に係る原発 事故関連証明書 （国税庁所管）	入力の仕方を教えてください。	国税庁ホームページに掲載している手引きや各国のマニュアルをご覧ください。ただし、入力してください。 (https://www.nta.go.jp/taxes/sake/yushutsu/shomeisho/index.htm) 解決できない不明な点があれば、申請先の国税局へお問合せください。

No	カテゴリー	質問内容	回答
21	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	入力内容に環境依存文字等の使用できない文字や記号等が含まれており入力できません。申請できないのでしょうか。	個別対応が必要となります。申請先の国税局に電話でお問合せください。
22	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	「運送情報未登録です」というメールが届きますがどうしたらよいですか。	「運送情報添付資料」欄にインボイス・パッキングリスト等のPDFファイルを添付してください。その際に、空欄で申請した運送情報（貨物コードや出港日、船便名等）を入力してください。
23	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	申請者が輸出酒類の製造者でない場合、輸出酒類に関する情報を製造者への確認する必要がありますか。	申請者が輸出酒類の製造者でない場合は、輸出酒類に関する情報を製造者へ確認した上でシステムに入力し申請してください。
24	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	主原料の産地が複数である場合、どのように記載するのですか。	主原料の産地のうち、使用割合が最も多い産地を記載してください。
25	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	輸出日等の運送情報が未確定ですが、証明書の発行は可能ですか。	可能です。輸出日等が確定した後、証明書に手書きしてください。相手国によっては、手書き証明書を認めない場合がありますのでその際は、証明書発行再申請を行ってください。 ただし、出港地及び到着地が未確定の場合は申請できません。
26	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	重量の変更や、記載内容に誤りがある等の理由が生じた場合、再発行は可能ですか。また、可能な場合、どのように申請すればよいのでしょうか。	当初の証明内容に変更が生じる場合は、再発行が可能です。再発行が必要となった申請の内容について、備考欄に再申請理由を記載した上で申請内容を入力し、新たに申請していただく必要があります。この際に、当初発行された証明書の申請についてはシステム上「破棄依頼」を実施してください。
27	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	再発行を依頼する場合、当初発行された証明書は破棄してよいですか。	原則、発行した国税局酒税課に返送してください。 また、システム上も「破棄依頼」を実施してください。
28	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	申請した後、内容に誤りがあることがわかりました。修正したいのですがどのようにすればよいのでしょうか。	申請先の国税局に電話で連絡いただければ、修正の依頼をかけることができます。状況が「修正依頼中」となったら、修正ボタンから修正し、再度申請してください。
29	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	修正依頼を受けた申請を、システム上で確認できません。	申請状況一覧画面の「状況」の「修正依頼」のチェックボックスにチェックが入っている状態で検索をかけてください。また、輸出先国や証明区分に選択誤りがないか確認してください。
30	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	システム上で証明書原本を受け取ることはできますか。	偽造防止技術を備えた用紙への印刷が求められているため、現在は郵送のみで対応しています。

No	カテゴリー	質問内容	回答
31	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	酒類の製造は自社ですが、設備がないため瓶詰は他社に委託し、その後特に加工せず、自社でラベルを貼った後に輸出します。この場合、自社を証明書上酒類製造所として表示したいのですが、製造所名称及び所在地はどのように入力すれば良いでしょうか。	証明書の製造所として、最終加工（瓶詰）を行った製造所所在地を入力し、酒類製造場は製造場所以外の製造所情報に入力します。証明書上、最終加工をおこなった製造所のみが表示されますが、酒類の製造を行った者として名称を証明書上に表示したい場合には、最終加工の製造所名称及び所在地（英語）を記載の後ろに括弧書きで併記し、証明することになります。 詳しくは申請先の国税局に電話でお問合せください。
32	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	国外で製造した酒を輸入しましたが、この酒を輸出することになりました。この場合、申請可能でしょうか。	証明を行うことは可能です。個別対応が必要となりますので、申請者の所在地、「流通」する施設を管轄する国税局に電話でお問合せください。 なお、「流通」する施設とは、輸出する港、空港及び輸出するために保管している施設が該当します。
33	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	入力する単語として、例えば梱包形態であれば Bottles、Glass Bottles、Box、Carton、CTN等様々な表記がありますが、使用する単語に決まりはありますか。	特に決まりはなく、正しく実情を表している単語で表現されていれば問題はありません。ただし、同一インボイスにおける複数申請の場合、表記は合わせるようご注意ください。
34	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	韓国へ輸出しますが、システムの「インボイス番号」欄にインボイス番号を入力すると、証明書の貨物コード「Consignment Code」欄にインボイス番号が印字されるため、貨物コードをシステムの「インボイス番号」欄に入力してもよいですか。	システムの「インボイス番号」欄に貨物コードを入力しても差し支えありません。
35	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	韓国向けの輸出で、一度分析された商品と、製造年月日、詰口年月日、商品名すべてが同じものを再度輸出する場合、再度分析試料の送付が必要ですか。	再度分析試料を送付する必要はありませんが、分析書の再発行をすることになります。試料容量0、送付本数0と入力した上で、その他特記事項に以前分析を依頼した際の申請番号を入力してください。
36	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	韓国向けの申請は、三種類すべてを申請する必要がありますか。	韓国向け輸出証明書に係る申請については、該当するいずれかの申請のみを提出してください。 ・製造日証明…平成23年3月11日より前に製造（加工）されたもの ・製造地証明…宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、千葉県、東京都、神奈川県及び静岡県（以下「指定都県」という。）以外の道府県において製造（産出）されたもの ・放射性物質検査証明…指定都県において製造（産出）されたもの

No	カテゴリー	質問内容	回答
37	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	韓国向けの放射性物質検査証明書に係る酒類の分析のための試料はどのように送付するのですか。	証明を受ける酒類の試料（証明を受ける酒類と同一の詰口作業により容器に充填した酒類ごとに、総容量2リットル以上とする。）及び国税局酒税課に提出した「分析試料明細書」の写しを独立行政法人酒類総合研究所に送付してください。 送付時期は、国税局への申請書の提出と同時で構いません。
38	酒類に係る原発事故関連証明書 (国税庁所管)	申請後、試料を送るために分析試料明細書を印刷したかったのですができません。	申請状況一覧画面から状況の「申請中」にチェックがされていることを確認の上、該当する申請書を選択してください。その後、「分析試料明細書の印刷」を押下していただければ、申請後であっても分析試料明細書及び送付票をダウンロードすることができます。